

## 資料購入費

月	日	番号	摘要	支出	累計
4	22	<b>1</b>	(有)太田新聞店 中日新聞	4,037	4,037
4	27	<b>2</b>	(株)読売新聞浜松西部販売所 日本経済新聞、静岡新聞4月分	7,750	11,787
4	30	<b>3</b>	イマジン出版(株) D-file'20年4月~'21年3月号、季刊号の購読料	60,000	71,787
5	22	<b>4</b>	(有)太田新聞店 中日新聞5月分	4,037	75,824
5	27	<b>5</b>	(株)読売新聞浜松西部販売所 日本経済新聞、静岡新聞5月分	7,750	83,574
6	15	<b>6</b>	(株)日経BPマーケティング 日経グローバル(年間購読料)	92,400	175,974
			ゆうちょ銀行 振込手数料	285	176,259
6	17	<b>7</b>	谷島屋(株) 環境ビジネス 夏号	1,300	177,559
6	22	<b>8</b>	(有)太田新聞店 中日新聞6月分	4,037	181,596
6	25	<b>9</b>	(株)読売新聞浜松西部販売所 日本経済新聞、静岡新聞6月分	7,750	189,346
7	20	<b>10</b>	(有)太田新聞店 中日新聞7月分	4,037	193,383
7	28	<b>11</b>	(株)読売新聞浜松西部販売所 日本経済新聞、静岡新聞7月分	7,750	201,133
8	21	<b>12</b>	(有)太田新聞店 中日新聞8月分	4,037	205,170
8	25	<b>13</b>	(株)読売新聞浜松西部販売所 日本経済新聞、静岡新聞8月分	7,750	212,920
9	15	<b>14</b>	(株)谷島屋 環境ビジネス 秋号	1,300	214,220
9	23	<b>15</b>	(有)太田新聞店 中日新聞9月分	4,037	218,257
9	28	<b>16</b>	(株)読売新聞浜松西部販売所 日本経済新聞、静岡新聞9月分	7,750	226,007
					226,007

## 資料購入費

月	日	番号	摘要	支出	累計
10	21	17	(有)太田新聞店 中日新聞10月分	4,400	4,400
10	29	18	(株)読売新聞浜松西部販売所 日本経済新聞、静岡新聞10月分	7,750	12,150
11	24	19	(有)太田新聞店 中日新聞11月分	4,400	16,550
11	25	20	(株)読売新聞浜松西部販売所 日本経済新聞、静岡新聞11月分	7,750	24,300
12	16	21	(株)谷島屋 環境ビジネス 冬号	1,300	25,600
12	21	22	(有)太田新聞店 中日新聞12月分	4,400	30,000
12	22	23	(株)読売新聞浜松西部販売所 日本経済新聞、静岡新聞12月分	7,750	37,750
1	26	24	(有)太田新聞店 中日新聞1月分	4,400	42,150
1	29	25	(株)読売新聞浜松西部販売所 日本経済新聞、静岡新聞1月分	7,750	49,900
2	1	26	谷島屋(株) 書籍「生きた議員提案条例をつくろう」	2,420	52,320
2	5	27	谷島屋(株) 書籍「Discover Japan 3月号 ワークーションが・・・」	1,100	53,420
3	8	28	聖教新聞販売店( ) 公明新聞2月分	1,887	55,307
2	22	29	(有)太田新聞店 中日新聞2月分	4,400	59,707
2	25	30	(株)読売新聞浜松西部販売所 日本経済新聞、静岡新聞2月分	7,750	67,457
2	18	31	(株)谷島屋 書籍「コロナ移住のすすめ」	1,650	69,107
3	15	32	谷島屋(株) 環境ビジネス 春号	1,300	70,407
3	22	33	(有)太田新聞店 中日新聞3月分	4,400	74,807
3	29	34	(株)読売新聞浜松西部販売所 日本経済新聞、静岡新聞3月分	7,750	82,557
3	30	35	聖教新聞販売店 公明新聞3月分	1,887	84,444
					84,444

①

### 領 収 証

浜松市役所  
市民クラブ様

令和 2年 4月分

お問合せNo. 1728

( 3 ) 31.00集金

(8% 4,037円)

(10% 0円)

合計金額

**4,037**円

品名 (*付録送付対象)	部数	金額	備考
*中日新聞セット	1	4,037	

2020年4月22日

古紙回収サービス登録はお済みですか？  
1回の登録で毎月第4火曜日巡回します  
8時までに道路側の見やすい所にヒモで  
縛って置いて下さい。

中日ニュースセンター山手ステーション  
有限会社 太田新聞販売

〒432-8018 浜松市中区親茂4-1-15/  
TEL456-9700 FAX458-2460

②

### 領 収 書

課税区分 第1課 込場 鹿谷

市民クラブ様

2020年 4月分 7,750 円

2020年4月27日 正に領収いたしました。

新聞名	部数	金額	摘要
日本経済新聞 朝	1	4,450	
静岡新聞	1	3,300	

2020年額絵シリーズ  
ロンドン美術館の至宝  
アルバム・額¥1100(税込)  
注文承ります



暮らしの情報と話題をお届けします  
(株) 読売新聞浜松西部販売所

〒432-8002 浜松市中区親茂4702-10 TEL.053-455-2006



# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	6	0	0	0	0

但し イマジン出版株式会社への支払い  
D-file2020年4月号～2021年3月号、別冊あり(夏、秋、冬、春号)

内訳	書籍代(請求額)	60,000
	振込手数料 郵便振替用紙(赤)=無料	0
	<b>支払証明額</b>	<b>60,000 円</b>

(写し)

## ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-04-30	23351	A93190005
取扱店	ハママツケンモ?	
払込口座	00100-6	34749
払込金額	*60,000	料金 *0
振替受付票	払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)	
入金額	*60,000	
おつり	*0	
4月からATMの電信振替料金は、1件のご利用につき100円です。		

印紙税申告納付につき廻り  
税務署承認済

## ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-04-30	23351	A93190005
取扱店	ハママツケンモ?	
払込口座	00100-6	34749
払込金額	*60,000	料金 *0
振替受付票	払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)	
入金額	*60,000	
おつり	*0	
4月からATMの電信振替料金は、1件のご利用につき100円です。		

印紙税申告納付につき廻り  
税務署承認済

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和2年4月30日

会派名 市民クラブ  
代表者名 斉藤晴明





払込取扱票

通常払込料金  
加入者負担

振替払込請求書兼受領証

02					
001006	34749	金額	¥	60000	
イマジン出版株式会社		料金	備考		

001006	34749	金額	¥	60000	
イマジン出版株式会社		料金	備考		

各票の捺印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

D-file 2020年5月発行号～2021年4月発行号 別冊あり

No. 36079

日付 2020年 04月 10日

ID [REDACTED]

〒 430 - 8652

静岡県浜松市元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ 様

ご連絡先電話番号 053-457-2496

様

日 附 印

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

# ご案内 (3)

No. 36079

2020年04月10日 頁 1

〒430-8652  
静岡県浜松市元城町103-2

イマジン出版株式会社

平間 良明 様  
浜松市議会 市民クラブ 様

代表取締役 片岡幸三  
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8  
TEL 03-3942-2520  
FAX 03-3942-2623

## ご契約更新のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
小社刊行の自治体情報誌[ディーファイル]ご契約更新が迫ってまいりました。  
ご更新に必要な書類をお送りいたしますのでご査収ください。

尚、ご更新の場合は、小社にて自動継続手続きをさせていただきます。ご購読を中止されます場合は、お手数ですが至急下記までご連絡をお願い申し上げます。

今後とも、ご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。 敬具

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆お振込み先◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

みずほ銀行 江戸川橋支店  
普通口座 1327831  
イマジン出版株式会社

□□□□□□□□□□お問い合わせ先□□□□□□□□□□  
イマジン出版株式会社 経理担当  
TEL:03-5227-1825

# 御見積書

No. 36079

2020年04月10日 頁 1

浜松市議会 市民クラブ 様

15178

下記の通り御見積り申し上げます。

¥60,000

イマジン出版株式会社  
代表取締役 片岡幸三  
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8  
TEL 03-3942-2520  
FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2020年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,475	4,950
2	D-file 2020年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,475	4,950
3	D-file 2020年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,475	4,950
4	D-file 2020年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,475	4,950
5	D-file 2020年9月発行号(8月号) 合本	1	3,080	3,080
6	D-file 2020年10月発行号(9月号) 上・下	2	2,475	4,950
7	D-file 2020年11月発行号(10月号) 上・下	2	2,475	4,950
8	D-file 2020年12月発行号(11月号) 上・下	2	2,475	4,950
9	D-file 2021年1月発行号(12月号) 上・下	2	2,475	4,950
10	D-file 2021年2月発行号(1月号) 合本	1	3,080	3,080
11	D-file 2021年3月発行号(2月号) 上・下	2	2,475	4,950
12	D-file 2021年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
13	Beacon Vol.82(夏号),Vol.83(秋号),Vol.84(冬号),Vol.85(春号)	4	1,100	4,400
14	年間購読割引			-60
15				
摘要	合 計	26		60,000

# 請求書

No. 36079

2020年04月10日

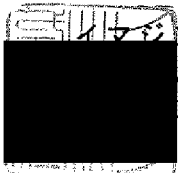
頁 1

浜松市議会 市民クラブ 様

15178

下記の通り御請求申し上げます。

¥60,000


 出版株式会社  
 代表取締役 片岡幸三  
 〒650-0001 京都文京区 羽1-5-8  
 TEL 03-3942-2520  
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2020年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,475	4,950
2	D-file 2020年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,475	4,950
3	D-file 2020年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,475	4,950
4	D-file 2020年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,475	4,950
5	D-file 2020年9月発行号(8月号) 合本	1	3,080	3,080
6	D-file 2020年10月発行号(9月号) 上・下	2	2,475	4,950
7	D-file 2020年11月発行号(10月号) 上・下	2	2,475	4,950
8	D-file 2020年12月発行号(11月号) 上・下	2	2,475	4,950
9	D-file 2021年1月発行号(12月号) 上・下	2	2,475	4,950
10	D-file 2021年2月発行号(1月号) 合本	1	3,080	3,080
11	D-file 2021年3月発行号(2月号) 上・下	2	2,475	4,950
12	D-file 2021年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
13	Beacon Vol.82(夏号),Vol.83(秋号),Vol.84(冬号),Vol.85(春号)	4	1,100	4,400
14	年間購読割引			-60
15				
摘要		合 計	26	60,000

振込口座 みずほ銀行 江戸川橋支店(普)1327831

④

領 収 証  
 浜松市役所  
 市民クラブ 様

令和 2年 5月分  
 お問合せNo. 1728  
 ( 3) 31.00集金  
 (8% 4,037円)  
 (10% 0円)

品 柄 (※は密接視率対象)	部 数	金 額	備 考
*中日新聞セット	1	4,037	

合 計 金 額  
**4,037** 円

令和2年5月22日

地方、都市銀行、カード 購読料引落し  
 可能です。  
 集金時または販売店へお問い合わせ  
 ください。

中日ニュースセンター山手ステーション  
 有限会社 太田新聞店  
 〒432-8018 浜松市中区鏡塚4-1-15  
 TEL456-9700 FAX458-2460

⑤

領 収 書

営業所 第1課 区域 鹿 谷

市民クラブ 様

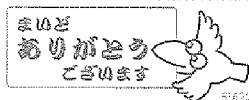
2020年 5月分 7,750 円  
 2020年5月27日 正に領収いたしました。

新聞名	部数	金額	備 考
日本経済新聞 朝	1	4,450	
静岡新聞	1	3,300	

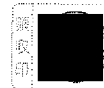
※領収書の発行は、発行日より1週間以内です。

※領収書の発行は、発行日より1週間以内です。

2020年額絵シリーズ  
 ロンドン美術館の至宝  
 アルバム・額¥1100(税込)  
 注文承ります



暮らしの情報と話題をお届けします  
 (株)読売新聞浜松西部販売所  
 ※支店長 前嶋俊光  
 〒432-8012 浜松市中区富塚914762-10 TEL053-458-2008



6

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	9	2	6	8	5	

但し 日経グローバルの年間購読料として  
株式会社日経BPマーケティングへ振込

内訳	購読料(2020年5月4日号から1年24冊)	92,400
	振込手数料(郵便振込用紙=青:5万円以上,ATM,MTサービス)	285
	合計	92,685

## ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-06-15	23351	A93190003
取扱店	ハママツケンモク	
払込口座	00140-3 901469	
払込金額	*92,400	料金 *285
振替受付票		
払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。		
料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*92,690	
おつり	*5	
スマホ決済アプリ	ゆうちょPay	
口座の残高確認も	可能です!	

印紙税申告納付につき補助  
税務署承認済

## ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-06-15	23351	A93190003
取扱店	ハママツケンモク	
払込口座	00140-3 901469	
払込金額	*92,400	料金 *285
振替受付票		
払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。		
料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*92,690	
おつり	*5	
スマホ決済アプリ	ゆうちょPay	
口座の残高確認も	可能です!	

印紙税申告納付につき補助  
税務署承認済

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 6月 15日

会派名 市民クラブ  
代表者名 斉藤晴明



浜松市議会 市民クラブ 様

● 請求コード : [REDACTED] 2005000001  
 ● ご請求額 (税込) : 92,400円

お問い合わせは  
 日経BPマーケティング  
 読者サービスセンター  
 TEL (03) 5696-1124  
 祝祭日除く 月曜～金曜 9:00～17:00

20	東京MT	4	払込取扱票										金額	
00	01	40	3	901469										92400
株式会社 日経BPマーケティング													備考	
加入者名													料金	

34 9300140901469000000924000000000000000000000  
 8940942005100005780000000924000000000000000000000

依頼人住所氏名		日	附	印
浜松市議会 市民クラブ 様				
請求コード		202005000001		

この払込取扱票は厳密に処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。  
 かつ、本部を折った形曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)

(6)

振替払込請求書兼受領証																	
00140			3			901469											
株式会社 日経BPマーケティング																	
E			百			十			百			十			百		
9			2			4			0			0			0		
浜松市議会 市民クラブ 様																	
請求コード [REDACTED] 2005000001																	
(出資控込み) 日 附 印																	
備考																	

この受領証は大切に、保管してください。

# 継 続 購 読 確 認 書

430-0946  
浜松市 中区 元城町 103-2

F-2-00045-500-00045-00045 (500)

お客様コード XXXXXXXXXX

浜松市議会 市民クラブ

2020年 4月 3日

平間 良明 様

〒105-8308  
東京都港区虎ノ門4-3-12  
株式会社日経B Pマーケティング  
TEL.(03)5686-1124FAX.(03)5686-1150

↓ご希望される購読期間に下さい。

商品名 読者氏名	購読開始	購読番号	購読開始	購読続	購読期	購読所
日経クロエカナル 平間 良明 様	2020年5月4日号	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	<input checked="" type="checkbox"/> ¥92,400 1年(24冊)	<input type="checkbox"/> ¥194,040 3年(72冊)	<input type="checkbox"/> 継続しない	430-0946 浜松市 中区 元城町 103-2 浜松市議会 市民クラブ
商品計		1 件	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
合計		1 件	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

6

●表示の料金は税込価格です。

4  
15





# 請 求 明 細 書

F-2-00053-500-00159-00159

明細コード

202005-0-000-01 (500)

浜松市議会 市民クラブ

2020年 6月 5日

平岡 良明 様

¥92,400.-

〒1

東京

株式会社 目録

TEL.(053)5696-112

FAX.(03)5696-1150

3-12

Pマーケティング

商 品 名 / 氏 名	読 者 番 号	新 規	継 続	購 読 開 始	期 間	請 求 金 額	備 考
目録グローバル							
平岡 良明 様		*	*	2020年5月4日号	1年(24冊)	92,400	
					小 計	92,400	1 件
						92,400	1 件
					合 計	92,400	1 件

(b)

「新規」欄に\*ある場合は新規にご購読いただいた分の請求、  
「継続」欄に\*ある場合はご購入継続のご連絡をいただいた分の請求です。

7

納品No.	1292965	<b>納品書</b>		請求先	2020年 6月 15日
	<085215>				
市役所 市議会 市民クラブ 様					
浜松市役所					
02401	7号	備考	入力日		
環境ビジネス		1.個人 2.会社・学校			
数量	税込単価	金額(税込)		各種	配本無し 配産担当
1	1,300	1,300		配達掛	202
納品方法			株式会社 谷島屋		
毎度有難うございます			〒430-0939 浜松市中区連尺町309-1		
谷島屋オンライン書店: <a href="http://www.yajimaya.co.jp">http://www.yajimaya.co.jp</a> 本の情報・検索・注文			TEL(代) <053>454-7765		
代金引換の場合は領収印をもって、領収書にかえさせていただきます。			外商センター<053>461-8981(代)		
				受領印	係

領住所			<b>領収証</b>	
〒			得意先コード	請求書
御丹名	浜松市議会 市民クラブ 様			
金額	¥1,300		今回領請求額	
	2020年 6月 17日		上記正に領収いたしました	集金扱者印
印紙	但し環境ビジネス		浜松市中区連尺町309-1	
			株式会社 谷島屋	
			代表取締役 齊藤晋一郎	
			☎(053)454-7765代 FAX 454-7457	
			谷島屋オンライン <a href="http://www.yajimaya.co.jp">http://www.yajimaya.co.jp</a>	

8

領 収 証  
浜松市役所  
市民クラブ様

令和 2年 6月分  
お問合せNo. 1728  
( 3) 31,000 集金  
(8% 4,037円)  
(10% 0円)

款 名 (おはぎ課課税対象)	部数	金額	備 考
*中日新聞セット	1	4,037	

合計金額  
**4,037** 円

2020年6月22日

地方、都市銀行、カード 購読料引落し  
可能です。  
集金時または販売店へお問い合わせ  
ください。

中日ニュースセンター山手ステーション  
有限会社 太田新聞店  
〒432-8018 浜松市中区鏡塚4-1-15  
TEL456-9700 FAX458-2460

9

領 収 書

営業所 第1課 区域 鹿 谷

市民クラブ様

2020年 6 月分 7,750 円  
2020年6月25日 正に領収いたしました。

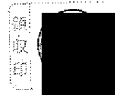
新聞名	部数	金額	備 考
日本経済新聞 朝	1	4,450	
静岡新聞	1	3,300	

【個人用紙の宛先が正しいかどうか】  
この領収書は、発行された日付から起算して、5年を超えて経過した場合は、領収書の発行が認められていない場合があります。  
領収書の発行が認められていない場合は、発行された日付から起算して、5年を超えて経過した場合は、領収書の発行が認められていない場合があります。

2020年額絵シリーズ  
ロンドン美術館の至宝  
7冊14・額¥1100(税込)  
注文承ります



暮らしの情報と話題をお届けします  
(株) 読売新聞浜松西部販売所  
(旧読売新聞 前 旭 桜 光)  
〒432-8002 浜松市中区鏡塚4702-10 TEL.053-455-2008



10

領収証  
浜松市役所  
市民クラブ様

令和 2年 7月分  
お問合せNo. 1728  
( 3) 31.00集金  
(8% 4,037円)  
(10% 0円)

品名 (※は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞セット	1	4,037	

合計金額  
4,037円

2020年7月20日

地方、都市銀行、カード 購読料引落し  
可能です。  
集金時または販売店へお問い合わせ  
ください。

中日ニュースセンター山手ステーション  
有限会社 太田新聞店  
〒432-8018 浜松市中区銀塚4-1-15  
TEL456-9700 FAX458-2460

11

領収書

営業所 第1課 区域 鹿谷

市民クラブ様

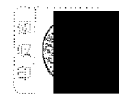
2020年 7月分 7,750円  
2020年7月28日 正に領収いたしました。

新聞名	部数	金額	備考
日本経済新聞 朝	1	4,450	
静岡新聞	1	3,300	

2020年額絵シリーズ  
ロンドン美術館の至宝  
アルバム・額¥1100(税込)  
注文承ります



暮らしの情報と話題をお届けします  
(株)読売新聞浜松西部販売所  
〒432-8002 浜松市中区宮原町4702-10 TEL.053-455-2002



12

領収証  
浜松市役所  
市民クラブ様

令和 2年 8月分  
お問合せNo. 1728  
( 3) 31.00集金  
(8% 4,037円)  
(10% 0円)

品名 (※は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞セット	1	4,037	

合計金額  
4,037円

2020年8月21日

地方、都市銀行、カード 購読料引落し  
可能です。  
集金時または販売店へお問い合わせ  
ください。

中日ニュースセンター山手ステーション  
有限会社 太田新聞新館  
〒432-8018 浜松市中区錦塚4-1-157  
TEL456-9700 FAX458-2460

13

領収書

営業所 第1課 区域 鹿谷

市民クラブ様

2020年 8月分 7,750円  
2020年8月25日 正に領収いたしました。

新聞名	部数	金額	摘要
日本経済新聞 朝	1	4,450	
静岡新聞	1	3,300	

【用紙の裏面に記載しております】  
・消費税の取扱いについて  
・お支払いのお願い  
・お問い合わせ先  
・印刷のお願い  
2020年額絵シリーズ  
ロンドン美術館の至宝  
アルバム・額¥1100(税込)  
注文承ります

まいど  
ありがとう  
ございます



暮らしの情報と話題をお届けします  
(株)読売新聞浜松西部販売所  
〒432-4962 浜松市中区富塚町4702-10 TEL.053-453-2008



14

納品No. 1359544 **納品書** 請求先 2020年9月15日  
 <085215>

市役所 市議会 市民クラブ 様  
 浜松市役所

02401 10号  
 環境ビジネス

備考 入力日  
 1.個人 2.会社・学校

冊数	税込単価	金額(税込)	客種	配本無し	配達担当
1	1,300	1,300	配達掛		202

納品方法

株式会社 谷島屋  
 〒430-0939 浜松市中区連尺町309-1  
 TEL(代) <053>454-7765  
 外商センター<053>454-8981(代)

受領印 係

毎度有難うございます  
 谷島屋オンライン書店 <http://www.yajimaya.co.jp> 本の情報・検索・注文  
 代金引換の場合は領収印をもって、領収書にかえさせて頂きます。

郵便住所

〒

宛先名

浜松市議会 市民クラブ 様

### 領収証

得意先コード

請求掛

金額	1,300.00
----	----------

今回領収額

2020年9月15日 上記正に領収いたしました

集金扱言印

印紙

但し環境ビジネス 社印

浜松市中区連尺町309-1

株式会社 谷島屋

代表取締役 斉藤晋一郎

☎(053)454-7765代 FAX454-7491

谷島屋オンライン <http://www.yajimaya.co.jp>

15

領 収 証  
 浜松市役所  
 市民クラブ 様

令和 2年 9月分  
 お問合せNo. 1728  
 ( 3) 31.00集金  
 (8% 4,037円)  
 (10% 0円)

品名 (※は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞セット	1	4,037	

合計金額  
**4,037**円

2020年 9月23日

地方、都市銀行、カード 購読料引落し  
 可能です。  
 集金時または販売店へお問い合わせ  
 ください。

中日ニュースセンター山手ステーション  
 有限会社 太田新聞店  
 〒432-8018 浜松市中区観塚4-1-15  
 TEL456-9700 FAX458-2460

16

領 収 書

営業所 第1課 区域 鹿谷

市民クラブ 様

2020年 9月分 7,750円  
 2020年 9月28日 正に領収いたしました。

【発行済の領収書について】  
 本領収書は、発行済の領収書であり、  
 領収書の発行は、発行済の領収書の発行  
 完了後に行われます。

新聞名	部数	金額	備 考
日本経済新聞 朝	1	4,450	
静岡新聞	1	3,300	

2020年額絵シリーズ  
 ロンドン美術館の至宝  
 アルバム・額¥1100(税込)  
 注文承ります

まいど  
 ありがとうございます  
 ごめします

暮らしの情報と話題をお届けします  
 (株)読売新聞浜松西部販売所  
 〒432-5032 浜松市中区笠原町4700-19 TEL053-455-2008

領収印

17

領 収 証  
 浜松市役所  
 市民クラブ様

令和 2年10月分  
 お問合せNo. 1728  
 ( 3) 31.00集金  
 (8% 4,400円)  
 (10% 0円)

品名 (※は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞セット	1	4,400	

合計金額  
**4,400**円

2020年10月21日

地方、都市銀行、カード 購読料引落し  
 可能です。  
 集金時または販売店へお問い合わせ  
 ください。

中日ニュースセンター山手ステーション  
 有限会社 太田新聞店  
 〒432-8018 浜松市中区規模4-1-15  
 TEL456-9700 FAX458-2460

領 収 書

富葉所 第1課 区域 鹿谷

市民クラブ様

2020年 10月分 7,750 円  
 2020年10月29日 正に領収いたしました。

【納入納税の取扱いについて】  
 1. 本領収書は、領収した金額を証明するものであり、領収書  
 の内容が正しいことを確認し、領収書控えを大切に保管し、領  
 収書の提出先へ提出してください。

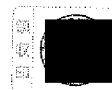
新聞名	部数	金額	備 考
日本経済新聞 朝	1	4,450	
静岡新聞	1	3,300	

2. 領収書の提出先は、領収書の控えに記載の住所に提出  
 してください。

2020年額絵シリーズ  
 ロンドン美術館の至宝  
 7冊ハム・額¥1100(税込)  
 注文承ります



暮らしの情報と話題をお届けします  
 (株)読売新聞浜松西部販売所  
 〒432-8018 浜松市中区富葉町4782-10 TEL.053-455-2006



18

領 収 証  
 浜松市役所  
 市民クラブ様

令和 2年11月分  
 お問合せNo. 1728  
 ( 3) 31.00集金  
 (8% 4,400円)  
 (10% 0円)

品名 (※は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞セット	1	4,400	

合計金額  
**4,400**円

2020年11月24日

地方、都市銀行、カード 購読料引落し  
 可能です。  
 集金時または販売店へお問い合わせ  
 ください。

中日ニュースセンター山手ステーション  
 有限会社 太田新聞店  
 〒432-8018 浜松市中区規模4-1-15  
 TEL456-9700 FAX458-2460

19



20

# 領収書

営業所 第1課 区域 鹿谷

## 市民クラブ 様

2020年 11月分 7,750 円  
2020年11月25日 正に領収いたしました。

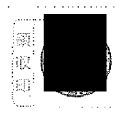
新聞名	部数	金額	抽費
日本経済新聞 朝	1	4,450	
静岡新聞	1	3,300	

【本人印の押し印をください】  
 〒430-0939 浜松市中区連尺町309-1  
 株式会社 谷島屋  
 TEL(代) <053>454-7765  
 FAX 454-7454  
 谷島屋オンライン http://www.yajimaya.co.jp

2020年額絵シリーズ  
 ロンドン美術館の至宝  
 アルバム・額¥1100(税込)  
 注文承ります



暮らしの情報と話題をお届けします  
 (株) 読売新聞浜松西部販売所  
 〒432-8002 浜松市中区富岡町4702-10 TEL.053-455-2000



21

御住所

〒 浜松市議会 市民クラブ 様

# 領収証

金額 4,130.00

得意先コード 請求 №

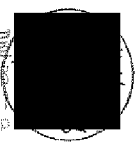
2020年 12月 16日 上記正に領収いたしました。

今日御請求額

集金済者印

印紙 但し 控帳比 2/42 天号

浜松市中区連尺町309-1  
 株式会社 谷島屋  
 代表取締役 斎藤 晋一 郎  
 ☎(053)454-7765代 FAX 454-7454  
 谷島屋オンライン http://www.yajimaya.co.jp



納品No. 1431834  
 <085215>

# 納品書

請求先 2020年 12月 15日

市役所 市議会 市民クラブ 様  
 浜松市役所

冊数	税込単価	金額(税込)
1	1,300	1,300

備考	入力日
1.個人 2.会社・学校	
客種	配本無し 配達担当
配達掛	202

納品方法

毎度有難うございます  
 谷島屋オンライン書店 http://www.yajimaya.co.jp 本の情報・検索・注文  
 代金引換の場合は領収印をもって、領収書にかえさせていただきます。

株式会社 谷島屋  
 〒430-0939 浜松市中区連尺町309-1  
 TEL(代) <053>454-7765  
 外商センター<053>454-8981(代)

受領印	係

22

# 領 収 証

浜松市役所  
市民クラブ様

令和 2年12月分  
お問合せNo. 1728  
( 3 ) 31.00集金  
(8% 4,400円)  
(10% 0円)

品名 (*注税減税対象)	部数	金額	備考
*中日新聞セット	1	4,400	

合計金額  
**4,400**円

2020年12月21日

地方、都市銀行、カード 購読料引落し  
可能です。  
集金時または販売店へお問い合わせ  
ください。

中日ニュースセンター山手ステーション  
有限会社 太田新聞店  
〒432-8018 浜松市中区銀塚4-1-15  
TEL456-9700 FAX458-2460

23

# 領 収 書

営業所 第1課 区域 鹿谷

## 市民クラブ様

2020年 12月分 7,750 円  
2020年12月22日 正に領収いたしました。

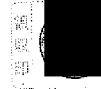
新聞名	部数	金額	備考
日本経済新聞 朝	1	4,450	
静岡新聞	1	3,300	

【発行済新聞の取扱い】  
1. 発行済新聞の取扱いは、本紙の発行日  
を以て行われ、発行日の翌日より  
発行済新聞として扱われます。  
2. 発行済新聞の取扱いは、本紙の発行日  
を以て行われ、発行日の翌日より  
発行済新聞として扱われます。

2021年額絵シリーズ  
日本名勝紀行 広重  
アルバム・額¥1200(税込)  
注文承ります

まいた  
ありがとう  
ございます

暮らしの情報と話題をお届けします  
(株)読売新聞浜松西部販売所  
代表取締役 前畑俊光  
〒432-8002 浜松市中区銀塚4702-10 TEL.053-455-2008



24

# 領 収 証

浜松市役所  
市民クラブ様

令和 3年 1月分  
お問合せNo. 1728  
( 3 ) 31.00集金  
(8% 4,400円)  
(10% 0円)

品名 (*注税減税対象)	部数	金額	備考
*中日新聞セット	1	4,400	

合計金額  
**4,400**円

2021年1月26日

地方、都市銀行、カード 購読料引落し  
可能です。  
集金時または販売店へお問い合わせ  
ください。

中日ニュースセンター山手ステーション  
有限会社 太田新聞店  
〒432-8018 浜松市中区銀塚4-1-15  
TEL456-9700 FAX458-2460

25

# 領 収 書

営業所 第1課 区域 鹿 谷

## 市民クラブ 様

2021年 1月分 7,750 円  
2021年 1月29日 正に領収いたしました。

【領収書の取扱いについて】  
1. 領収書は、領収した金額を証明する書類であり、領収書に記載された金額は、領収した金額と一致しない場合は、領収書は有効ではありません。  
2. 領収書は、領収した金額を証明する書類であり、領収書に記載された金額は、領収した金額と一致しない場合は、領収書は有効ではありません。

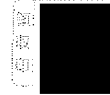
新聞名	部数	金額	備 考
日本経済新聞 朝	1	4,450	
静岡新聞	1	3,300	

2021年額絵シリーズ  
日本名勝紀行 広重  
7冊・額¥1200(税込)  
注文承ります

まいぽ  
ありがとう  
ございます

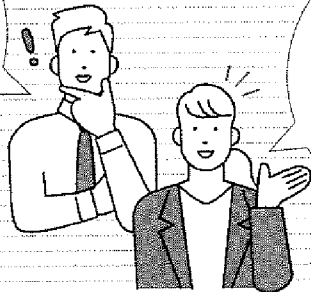


暮らしの情報と話題をお届けします  
(株)読売新聞浜松西部販売所  
〒410-0602 浜松市中央区浜松14702-10 TEL.053-455-2008



26

条例の  
種を見つけて  
作れる!



変化に  
応じて  
見直せる!

# 生きた 議員提案条例を つくろう

津軽石昭彦〔著〕

第一法規



26

**生きた**  
議員提案条例を  
つくり



9784474073845



1920032022001

ISBN978-4-474-07384-5

C0032 ¥2200E (1)

定価 本体 2,200円+税



URL: http://www.yshimbun.co.jp/

〒400-0530 浜松市中区通尺町309-1  
(053) 454-7755 (本部)

- 浜松外局 (053) 454-2861
- 豊田外局 (053) 81-0836
- 静岡外局 (054) 655-9301
- 富士外局 (0545) 84-1159
- 豊橋西局 (053) 433-7037
- 豊橋東局 (053) 458-1686

〒 [ ] 市 [ ] 区 [ ] 町 [ ] 番 [ ] 号 [ ]

納品書  
2021年2月1日

浜松市議会 新聞7777 様

品名	数量	単価	合計金額
「生きた」議員提案条例をつくり	1	2420	2420
			合計(税込) 2420



領収証

浜松市議会 新聞7777 様

金額 2420

2021年2月1日 上記正に領収いたしました

浜松市中区通尺町309-1  
株式会社 谷島屋  
代表取締役 斎藤 藍一 郎  
〒400-0530 FAX 454-7415  
谷島屋オンライン http://www.yshimbun.co.jp

谷島屋 印

印紙

ワーケーションって知ってますか？ リモートワーク、多拠点生活、企業移住……、働き方と暮らし方のヒント満載

# Discover Japan

2021  
March

2021年3月号(毎月6日発売)  
2月5日発売/第3巻第3号/通巻23号

3

(27)

最新事例  
結まっています！  
地域ブランド  
2021

特集 新時代の働き方

ワーケーションが

生き方を変える？

地域を変える？



27

**納品書** (納品書)  
 年 2月5日  
 URL: http://www.yaimaya.co.jp  
 〒411-0005 浜松市中区通尺町309-1  
 053-454-7765 (FAX)

**納品品名** 林松市議会 市尺7211  
**納品内容** Discover Japan 2021. 3  
**納品単価** 1100  
**納品金額** 1100  
 (金額/税込)

**納品者** 株式会社 谷藤晋一 様  
 〒 411-0005 浜松市中区通尺町309-1  
 TEL: 053-454-7765 FAX: 053-454-7765  
 代表取締役 谷藤晋一 様  
 印刷紙

**納品者** 株式会社 谷藤晋一  
 〒 411-0005 浜松市中区通尺町309-1  
 TEL: 053-454-7765 FAX: 053-454-7765  
 代表取締役 谷藤晋一 様  
 印刷紙

**領収証**  
**領収者** 林松市議会 市尺7211 様  
 〒 411-0005 浜松市中区通尺町309-1  
**金額** 1100  
 2021年 2月5日 上記正に納収いたしました  
 株式会社 谷藤晋一  
 〒 411-0005 浜松市中区通尺町309-1  
 TEL: 053-454-7765 FAX: 053-454-7765  
 代表取締役 谷藤晋一 様  
 印刷紙

納品金額: 1100円  
 納品金額: 1100円

Photo: BMW X3 xDrive20d M Sport 7,450,000円

クリーン・ディーゼル・モデルは742万円から。

Discover Japan 3 本体1000円  
 BMW X3 xDrive20d M Sport New BMW X3 M40d  
 7,450,000円  
 8速スポーツAT 5ドア 右ハンドル 9,080,000円

**OWNERSHIP** BMWでは購入後3年間の無償メインテナンスをはじめ、高品質かつ多彩なサービスを全モデルに標準付帯。

※表示の価格は、メーカー希望小売価格(消費税別)で販売価格です。販売価格は、BMW正規ディーラーが独自に定めておりますので、お問い合わせください。※価格には、税金(消費税を除く)、保険料、登録に要する費用、付帯品価格等は含まれません。※引付バイク料金が別途必要となります。※価格は予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。※掲載した写真の車は一部日本仕様と異なります。また、オプション装備(X3 xDrive20d M Sport)ボディカラー、アビリティック・ダブル100,080円、20インチMライト、アロイ・ホイール・ダブルスポーツスタッド265R17、273,000円(消費税別)等は表示の価格に含まれません。※使用している写真は印刷物のため、実際の色合いと異なる場合があります。※プロダクトに関する詳細はwww.bmw.co.jp.またはBMW正規ディーラーにてご確認ください。※以上の内容は、予告なく変更・終了する場合がございます。※記載の内容は2021年1月15日現在のものです。



新聞購読料 領収証  
市民クラブ 会長 齊藤 晴明 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2021年2月分 領収日 3月8日  
領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞*	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。  
(10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 株式会社 太田新聞店  
住所 浜松市北区鶴丘北4-7-1  
TEL 053-414-3330 FAX 053-414-3331  
お申込No. 22069-32621(1207)-2

28

領収証  
浜松市役所  
市民クラブ様

令和3年2月分  
お問合せNo. 1728  
(3) 31.00集金  
(8% 4,400円)  
(10% 0円)

銘柄 (軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞セット	1	4,400	

合計金額  
**4,400**円

2021年2月22日

地方、都市銀行、カード 購読料引落し  
可能です。  
集金時または販売店へお問い合わせ  
ください。

中日ニュースセンター山手ステーション  
有限会社 太田新聞店  
〒432-8018 浜松市中区鶴塚4-1-15  
TEL456-9700 FAX458-2460

29

領収書

課税部 第1課 区域 鹿谷

市民クラブ様

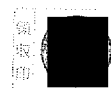
2021年2月分 7,750円  
2021年2月25日 正に領収いたしました。

新聞名	部数	金額	備考
日本経済新聞 朝	1	4,450	
静岡新聞	1	3,300	

2021年額絵シリーズ  
日本名勝紀行 広重  
7ルバム・額¥1200(税込)  
注文承ります



暮らしの情報と話題をお届けします  
(株)読売新聞浜松西部販売所  
〒432-5802 浜松市中区鶴塚4702-10 TEL 053-453-2008



30



31

納品書

2021年2月18日



株式会社 谷島屋

URL: http://www.taijima.co.jp  
〒631-0339 浜松市中央区通尺町309-1  
(053) 454-7765 (本取)

番付先	納入先コード	様
TEL		

品名	数量	単価	合計金額
コ口十 移位の材料	1		1650
			1650
合計(税込)			1650

受領印	請求印
-----	-----

- 浜松外高 (053) 454-8881
- 静岡外高 (053) 30-6996
- 静岡外高 (054) 655-8001
- 富士外高 (0545) 60-1160
- 西條城東部 (053) 433-7537
- 新市東部 (053) 458-1686

御住所

〒 浜松市議会 市民799 様

金額 1650

2021年2月18日 上記正に領収いたしました

浜松市中央区通尺町309-1

株式会社 谷島屋 齊藤晋一 印

代表取締役 FAX 454-745  
谷島屋オンライン http://www.taijima.co.jp

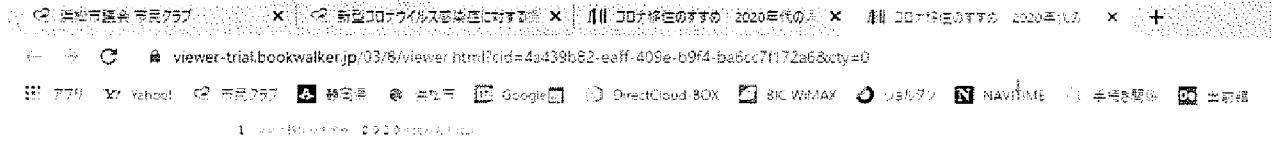
印紙

領収証

得意先コード	請求印
--------	-----

今回請求金額

現金請求額	
-------	--



The image shows the cover of a book titled 'コロナ移住のすすめ' (Sugoi de Corona Ijū no). The author's name '藻谷ゆかり' (Mutsu Yuki) is written vertically. A circular badge on the cover says '2020年 人生設計の要書' (2020 Year Essential Book for Life Design). The background features a pattern of leaves. At the bottom, there is a vertical line of text: 'コロナ移住のすすめ'.

32

御住所

〒

御芳名

浜松市議会 市民クラブ 様

# 領収証

金額

¥1,300

得意先コード

請求 局

今回御請求額

2021年 2月 15日 上記正に領収いたしました

集金扱者印

印 紙

但し環境ビジネス局

浜松市中区連尺町309-1  
株式会社 谷島屋  
代表取締役 齊藤晋一郎  
☎(053)454-7765代 FAX 454-7451  
谷島屋オンライン <http://www.yajimaya.co.jp>

納品No. 1493999

## 納品書

請求先

2021年 3月 15日

<085215>

市役所 市議会 市民クラブ 様

浜松市役所

02401 4号  
環境ビジネス

備考

入力日

1.個人 2.会社+学校

数量	税込単価	金額(税込)
1	1,300	1,300

客種

配本無し

配達担当

配達掛

202

納品方法

毎度有難うございます

株式会社 谷島屋

〒430-0939 浜松市中区連尺町309-1

TEL(代) <053>454-7765

外商センター<053>454-8981(代)

谷島屋オンライン書店 <http://www.yajimaya.co.jp> 本の情報・検索・注文  
代金引換の場合は領収印をもって、領収書にかえさせていただきます。

受領印	係

領収証  
浜松市役所  
市民クラブ様

令和 3年 3月分  
お問合せNo. 1728  
( 3) 31.00集金  
(8% 4,400円)  
(10% 0円)

33

品名 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞セット	1	4,400	

合計金額  
**4,400**円

2021年 3月22日

地方、都市銀行、カード 購読料引落し  
可能です。  
集金時または販売店へお問い合わせ  
ください。

中日ニュースセンター山手ステーション  
株式会社 太田新聞販売店  
〒432-8018 浜松市中区錦塚4-1-18  
TEL456-9700 FAX458-2460

領収書

営業部 第1課 鹿谷

市民クラブ様

34

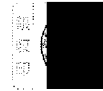
2021年 3月分 7,750 円  
2021年 3月29日 正に領収いたしました。

新聞名	部数	金額	摘要
日本経済新聞 朝	1	4,450	
静岡新聞	1	3,300	

2021年額絵シリーズ  
日本名勝紀行 広重  
7冊・額¥1200(税込)  
注文承ります



暮らしの情報と話題をお届けします  
(株)読売新聞浜松西部販売所  
〒432-8018 浜松市中区錦塚4-1-19 TEL.053-455-2008



新聞購読料 領収証

市民クラブ 会長 斉藤 晴明 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2021年 3月分 領収日 3月30日  
領収金額 **¥1,887**

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞*	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。  
(10%対象 1,887)  
(8%対象 0)

販売店 住所 TEL FAX  
浜松市中区高丘北4-7-1  
053-414-3330 FAX 053-414-3331

お申込No. 22069-32621(1411)-1

35

人件費

月	日	番号	摘要	支出	累計
4	20	1	■■■■■ 給与4月分	176,100	176,100
5	20	2	■■■■■ 給与5月分	176,100	352,200
6	1	3	浜松西年金事務所 社会保険料4月分	60,360	412,560
6	15	4	静岡労働局 労働保険料(労災保険,雇用保険)、 一般拠出金	39,918	452,478
6	19	5	■■■■■ 給与6月分	176,100	628,578
6	30	6	浜松西年金事務所 社会保険料5月分	60,360	688,938
6	30	7	■■■■■ 期末手当	352,507	1,041,445
7	20	8	■■■■■ 給与7月分	176,100	1,217,545
7	31	9	浜松西年金事務所 社会保険料6月分	60,360	1,277,905
8	20	10	■■■■■ 給与8月分	176,100	1,454,005
8	31	11	浜松西年金事務所 社会保険料7月分 (期末手当分を含む)	185,607	1,639,612
9	18	12	■■■■■ 給与9月分	176,100	1,815,712
9	30	13	浜松西年金事務所 社会保険料8月分	60,360	1,876,072
					1,876,072

人件費

月	日	番号	摘要	支出	累計
10	20	14	給与10月分	176,445	176,445
11	2	15	浜松西年金事務所 社会保険料9月分	60,360	236,805
11	20	16	給与11月分	176,445	413,250
11	30	17	浜松西年金事務所 社会保険料10月分	60,360	473,610
12	10	18	期末手当	352,507	826,117
12	18	19	給与12月分	176,100	1,002,217
1	4	20	浜松西年金事務所 社会保険料11月分	60,360	1,062,577
1	20	21	給与1月分	176,790	1,239,367
2	1	22	浜松西年金事務所 社会保険料12月分(期末手当分を含む)	185,607	1,424,974
2	16	23	沖健康クリニック 会派職員健康診断料	17,262	1,442,236
2	19	24	給与2月分	176,100	1,618,336
3	1	25	浜松西年金事務所 社会保険料1月分	60,360	1,678,696
3	19	26	給与3月分	185,069	1,863,765
3	31	27	浜松西年金事務所 社会保険料2月分	60,360	1,924,125
3	31	28	浜松西年金事務所 社会保険料3月分	60,360	1,984,485
					1,984,485

# 雇用通知書

2020年4月1日

様

会派名 市民クラブ  
代表者 会長 斉藤晴明

あなたを次の条件により、雇用します。

雇 用 期 間	2020年4月1日 ～ 2021年3月31日
勤 務 場 所	浜松市役所内 市民クラブ議員控え室
職 務 内 容	議員の政務活動研究補助
勤 務 時 間	月曜日 ～ 金曜日まで午前8時30分 ～午後4時00分 (うち休憩時間45分) 所定時間外労働 有
週 休 日	土曜日・日曜日
休 日	祝日法に定める休日、12月29日 ～翌年1月3日
休 暇	(1) 年次有給休暇 有 別に定める (2) 特別休暇 有
賃 金	月 額 186,800 円 交 通 費 19,740 円 支 給 日 毎月20日 (その日が週休日又は休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い週休日又は休日でない日とする。)

その他、当該通知書にて定めていないことについては、就業規則による。

# 給料受領書

受給者氏名: XXXXXXXXXX

(円)

年月日	本給及び 期末手当	交通費	【社会保険料等の控除額】			出金額 (控除後)	受領 印	領 収 書 No.
			健康保険	厚生年金	雇用保険			
2020年								
4月20日	186,800	19,740	11,520	18,300	620	176,100		①
5月20日	186,800	19,740	11,520	18,300	620	176,100		②
6月19日	186,800	19,740	11,520	18,300	620	176,100		⑤
6月30日 (期末手当)	415,630	/	23,904	37,972	1,247	352,507		⑦
7月20日	186,800	19,740	11,520	18,300	620	176,100		⑧
8月20日	186,800	19,740	11,520	18,300	620	176,100		⑩
9月18日	186,800	19,740	11,520	18,300	620	176,100		⑫
10月20日	187,146	19,740	11,520	18,300	621	176,445		⑭
11月20日	187,146	19,740	11,520	18,300	621	176,445		⑮
12月10日 (期末手当)	415,630	/	23,904	37,972	1,247	352,507		⑰
12月18日	186,800	19,740	11,520	18,300	620	176,100		⑲
2021年								
1月20日	187,492	19,740	11,520	18,300	622	176,790		㉑
2月19日	186,800	19,740	11,520	18,300	620	176,100		㉒
3月19日	195,796	19,740	11,520	18,300	647	185,069		㉓
合計	3,083,240	236,880	186,048	295,544	9,965	2,828,563	/	

## 【社会保険料(健康保険+厚生年金)】

(円)

	4月	5月	6月	7月 (賞与含)	8月	9月	合計
会派負担分	30,540	30,540	30,540	93,911	30,540	30,540	246,611
職員負担分	29,820	29,820	29,820	91,696	29,820	29,820	240,796
合計	60,360	60,360	60,360	185,607	60,360	60,360	487,407

領収書③ 領収書⑥ 領収書⑨ 領収書⑪ 領収書⑬ 領収書⑮

	10月	11月	12月 (賞与含)	1月	2月	3月	合計
会派負担分	30,540	30,540	93,911	30,540	30,540	30,540	246,611
職員負担分	29,820	29,820	91,696	29,820	29,820	29,820	240,796
合計	60,360	60,360	185,607	60,360	60,360	60,360	487,407

領収書⑰ 領収書⑳ 領収書㉒ 領収書㉓ 領収書㉕ 領収書㉗



# 職員出勤簿

× 6.75h = (日校) (時短)  
 × 7.75h = (日校) (通常)

(出勤月平均/年)  
 20.083月

【採用日:2007年(平成19年)5月17日】

日 月	所 属												氏 名				届 出 印				有 給 休 暇 数												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	浜松市議会 市民クラブ												[氏名]				[氏名]				[氏名]												
1																																	
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
10																																	
11																																	
12																																	

# 職員出勤簿

※ 6.75h/日 ▶ 2021年3月31日まで  
 ※ 7h/日 ▶ 2021年4月1日から  
 ※ 7.75h/日 ▶ 時程でない場合。

(平成19年5月17日)

【採用日:2007年(平成19年)5月17日】

日 月	所 属												氏 名				届 出 印				有 給 休 暇 数											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	浜松市議会 市民クラブ												[REDACTED]				[REDACTED]				[REDACTED]											
1																																
2																																
3																																
4																																
5																																
6																																
7																																
8																																
9																																
10																																
11																																
12																																

2021年

3

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	6	0	3	6	0		

但し 令和2年4月分の社会保険料 として

内訳 納付先: 日本年金機構 浜松西年金事務所

## 保険料納入告知額・領収済額通知書

2071



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	事業所番号	納付目的年月	令和 2年 4月	納付期限	令和 2年 6月 1日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定			
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金			
23,040	36,600	720			
合計	額			¥60,360	円

令和 2年 3月分 保険料	領収日	令和 2年 4月 30日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
23,040	36,600	680
合計	額	¥60,320 円

令和 2年 5月 21日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構 浜松西年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町 103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 6月 1日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



## 保険料納入告知額・領収済額通知書



2054

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

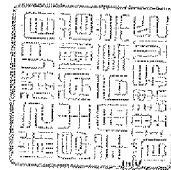
事業所登録区分	事業所番号	納付期限	令和 2年 5月	令和 2年 6月 30日
健康勤定	厚生年金勤定	子ども・子育て支援勤定	23,040	36,600
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て給付金	23,040	720
合計				¥60,360 円

令和 2年 4月分	保険料	令和 2年 6月 1日
健康勤定	厚生年金勤定	子ども・子育て支援勤定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て給付金
合計	23,040	36,600
合計		720
合計		¥60,360 円

令和 2年 6月 19日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長  
 (日本年金機構 年金事務所)  
 浜松西



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
(一括有期事業を含む。)

平字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

① 記入に当たっては注意事項をよく読んでから記入して下さい。  
② CR 枠への記入は上記の「標準字体」でお願いたします。

事業主控 08 E 0034277  
08-E026230  
AA1A22R-034277#

2020年 6月 15日

あて先 〒 420-8639

静岡市葵区追手町9-50  
静岡地方合同庁舎

静岡労働局 9aes9qft

労働保険特別会計歳入徴収官殿

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク)の所で折り曲げて下さい。

① 労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
22101	2	2	1	0	1

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	種業分類
02	111	9416	72

② 増加年月日(元号:令和は9) ③ 事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高年齢労働者数 ※保険関係

区分	算定期間 平成31年4月1日 から 令和2年3月31日 まで	
	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	3324 千円	12.00 千円
労働保険分		3.00 千円
雇用保険分		9.00 千円
一般拠出金	3324 千円	0.02 千円

区分	算定期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで	
	⑩ 保険料算定基礎額の見込額	⑪ 概算・増加概算保険料額(⑩×⑪)
労働保険料	3309 千円	39708 円
労働保険分		
雇用保険分		

⑭ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑮ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑯ 延納の申請 納付回数

⑧⑩⑫⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑰ 申告済概算保険料額	39,744 円	⑱ 申告済概算保険料額	
⑲ 増加概算保険料額	144 円	⑳ 延納の申請 納付回数	5700150046379

⑳ 全期又は第2期 納付額	39708 円	㉑ 不足額	144 円	㉒ 今期労働保険料	39852 円	㉓ 一般拠出金	66 円	㉔ 今期納付額	39918 円
㉕ 事業又は作業の種類	市議会議員の政務活動研究の補助(事務・経理)			㉖ 事業又は作業の種類	市議会議員の政務活動研究の補助(事務・経理)			㉗ 保険関係成立年月日	
㉘ 加入している労働保険	(イ)労働保険 (ロ)雇用保険	㉙ 特掲事業	(イ)該当する (ロ)該当しない	㉚ 住所(事務所所在地)	浜松市中区元城町103-2			㉛ 事業主	齊藤 晴明
㉜ 所在地	浜松市中区元城町103-2			㉝ 名称	浜松市議会 市民クラブ			㉞ 氏名(代表者)	齊藤 晴明

# 納付書・領収証書

## 労働保険

## 国庫金

※ 取扱 庁 名

静岡労働局

※ 取扱 庁 番号

00075420

※ 収入決定 一般出金収入

0847

※ 厚生労働省 管 轄 番号

6118

※ 令和

02 年度

労働保険 番号

2	2	1	0	1
---	---	---	---	---

都道府県 番号

2	2
---	---

※ 取扱 庁 番号

0	0	0	7	5	4	2	0
---	---	---	---	---	---	---	---

※ 収入決定

0	8	4	7
---	---	---	---

※ 令和

0	2
---	---

※ 会社コード(元号:令和は9) (元号:平成は7,令和は9)

元号	1	9	0	2
平成	1	7	5	4
令和	0	2		

※ 取扱 区分

6	2
---	---

※ 収入証券受領

全	部
---	---

納付の目的

1. 令和

2	1
---	---

2. 平成

3	1
---	---

(住所) 〒430-0046 浜松市中区  
元城町  
103-2  
(氏名) 浜松市議会 市民クラブ

※ 収入証券受領

全	部
---	---

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

内 訳	千 円	百 円	十 円	千 円	百 円	十 円	千 円	百 円	十 円
労働保険料	3	9	8	5	2				
一般拠出金			6	6					
納付額(合計額)	¥	3	9	9	1	8			

あて先 千 420-8639

上記の合計額を領収しました。

額 取 日 付 印

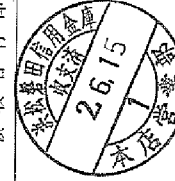
静岡市葵区造手町9-50

静岡地方合同庁舎

静岡労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

(納付者渡し)



(4)

6

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	6	0	3	6	0		

但し 令和2年5月分の社会保険料 として

内訳 納付先: 日本年金機構 浜松西年金事務所

## 保険料納入告知額・領収済額通知書

2054



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	事業所番号	納付目的年月	令和 2年 5月	納付期限	令和 2年 6月 30日
		健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
		健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
		23,040	36,600	720	
合	計	額	¥60,360 円		

令和 2年 4月分保険料	額	令和 2年 6月 1日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
23,040	36,600	720
合	計	額
		¥60,360 円

令和 2年 6月 19日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構  
浜松西

年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 6月 30日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



保険料納入告知額・領収済額通知書



2035

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号	事業所番号	納付年月	納付期限	2年 7月 31日
		令和 2年 6月	令和 2年 7月 31日	子ども・子育て支援助定
		健康助定	厚生年金助定	子ども・子育て支援助定
		健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
		23,040	36,600	720
		合計		¥60,360 円

令和 2年 5月 分	保険料	預取口座	令和 2年 6月 30日
健康助定	厚生年金助定	子ども・子育て支援助定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
23,040	36,600	720	
合計			¥60,360 円

令和 2年 7月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課

(日本年金機構

浜松西

年金事務所)

430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)



9

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	6	0	3	6	0		

但し 令和2年6月分の社会保険料 として

内訳 納付先: 日本年金機構 浜松西年金事務所

## 保険料納入告知額・領収済額通知書

2035



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定  
残 (納付期限) 前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により  
受領しました。

事業所整理記号	事業所番号	納付目的年月	納付期限
		令和 2年 6月	令和 2年 7月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
23,040	36,600	720	
合計	額		✓ ¥60,360 円

令和 2年 5月分保険料	領収日	令和 2年 6月 30日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
23,040	36,600	720
合計	額	¥60,360 円

令和 2年 7月 20日

収入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構

浜松西

年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 7月 31日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



保険料納入告知額・領収済額通知書



2023

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

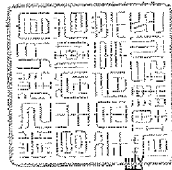
事業所整理番号	事業所番号	令和 2年 7月 納付期限	令和 2年 8月 31日
納付日の年月		令和 2年 7月 納付期限	令和 2年 8月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	子ども・子育て拠出金
70,848	112,545	2,214	2,214
合計	額	¥185,607 円	

令和 2年 6月 分 保 険 料	令和 2年 7月 31日
健康勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	子ども・子育て拠出金
23,040	720
合計	額
	¥60,360 円

令和 2年 8月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長  
 (日本年金機構 年金事務所)  
 浜松西



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)



# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	1	8	5	6	0	7	

但し 令和2年7月分の社会保険料 として

内訳 納付先: 日本年金機構 浜松西年金事務所

## 保険料納入告知額・領収済額通知書

2023



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	事業所番号	納付目的年月	令和 2年 7月	納付期限	令和 2年 8月 31日
		健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
		健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
		70,848	112,545	2,214	
合計	額	✓ ¥185,607 円			

令和 2年 6月分 保険料 領収日	令和 2年 7月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
23,040	36,600	720
合計	額	¥60,360 円

令和 2年 8月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構  
浜松西

年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 8月 31日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明

保険料納入告知額・領収済額通知書



2024

あなたの本月份保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

非課税管理記号	事業所番号	納付年月	納付期限	令和 2年 8月 30日
		令和 2年 8月	令和 2年 9月 30日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	子ども・子育て拠出金	
23,040	36,600	720		
合計	額			¥60,360 円

令和 2年 7月分	保険料	令和 2年 8月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
70,848	112,545	2,214
合計	額	¥185,607 円

令和 2年 9月 18日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課

(日本年金機構)

浜松西年金事務所

430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥		6	0	3	6	0	

但し 令和2年8月分の社会保険料 として

内訳 納付先: 日本年金機構 浜松西年金事務所

## 保険料納入告知額・領収済額通知書

2024



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定  
日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により  
受領しました。

事業所整理記号	事業所番号	納付目的年月	令和 2年 8月	納付期限	令和 2年 9月 30日
		健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
		健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て提出金	
		23,040	36,600	720	
合計	額	✓ ¥60,360 円			

令和 2年 7月分保険料	領収日	令和 2年 8月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て提出金
70,848	112,545	2,214
合計	額	¥185,607 円

令和 2年 9月 18日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構  
浜松西

年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 9月 30日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



# 保険料納入告知額・領収済額通知書



2028

あなたの本月份保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	納付目的年月	事業所番号	納付期限	令和 2年 9月	令和 2年 11月 2日
	健康勘定		厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
	健康保険料		厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
	23,040		36,600	720	
合	計	額			¥60,360 円

令和 2年 8月	分	保険料	預取日	令和 2年 9月 30日
健康勘定		厚生年金勘定		子ども・子育て支援勘定
健康保険料		厚生年金保険料		子ども・子育て拠出金
23,040		36,600		720
合	計	額		¥60,360 円

令和 2年 10月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構)

浜松西

年金事務所



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

13

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	6	0	3	6	0		

但し 令和2年9月分の社会保険料

として

内訳 納付先: 日本年金機構 浜松西年金事務所

## 保険料納入告知額・領収済額通知書

2028



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号		事業所番号	
納付目的年月	令和 2年 9月	納付期限	令和 2年 11月 2日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
23,040	36,600	720	
合計	√ ¥60,360 円		

令和 2年 8月分保険料	領収日	令和 2年 9月 30日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
23,040	36,600	720
合計	¥60,360 円	

令和 2年 10月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構  
浜松西

年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 11月 2日

会派名 市民クラブ  
代表者名 斉藤晴明



保険料納入告知額・領収済額通知書



2021

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所番号	納付期限	令和 2年 11月 30日
令和 2年 10月	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康勘定	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
健康保険料	23,040	36,600
合計	23,040	720
合計	額	¥60,360 円

令和 2年 9月分	保険料	令和 2年 11月 2日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
23,040	36,600	720
合計	額	¥60,360 円

令和 2年 11月 19日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構 年金事務所  
浜松西)



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)



17

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	6	0	3	6	0	

但し 令和2年10月分の社会保険料 として

内訳 納付先: 日本年金機構 浜松西年金事務所

## 保険料納入告知額・領収済額通知書

2021



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号	事業所番号	納付目的年月	令和 2年 10月	納付期限	令和 2年 11月 30日
		健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
		健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
		23,040	36,600	720	
合 計 額			√ ¥60,360 円		

令和 2年 9月分 保険料 領収			令和 2年 11月 2日		
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定			
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金			
23,040	36,600	720			
合 計 額			¥60,360 円		

令和 2年 11月 19日

歳人徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構 浜松西年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町 103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 11月 30日

会 派 名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明

## 保険料納入告知額・領収済額通知書



2025

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号	納付年月	納付期限	金額
■■■■	令和 2 年 11 月	令和 3 年 1 月 4 日	¥60,360 円
	健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
	23,040	36,600	720
合 計			¥60,360 円

令和 2 年 10 月分	保険料預取日	令和 2 年 11 月 30 日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
23,040	36,600	720
合 計		¥60,360 円

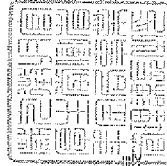
17

令和 2 年 12 月 21 日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構 西松浜 年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	6	0	3	6	0		

但し 令和2年11月分の社会保険料 として

内訳 納付先: 日本年金機構 浜松西年金事務所

## 保険料納入告知額・領収済額通知書

2025



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定  
辰替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により  
受領しました。

事業所整理記号	事業所番号	納付日の年月	令和 2年 11月	納付期限	令和 3年 1月 4日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定			
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金			
23,040	36,600	720			
合計	額		✓ ¥60,360 円		

令和 2年 10月 分 保 険 料 額	令和 2年 11月 30日		
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
23,040	36,600	720	
合計	額		¥60,360 円

令和 2年 12月 21日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構 浜松西年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和3年1月4日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明



# 保険料納入告知額・領収済額通知書



2021

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

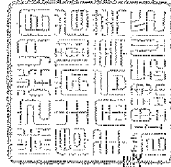
事業所管理記号	事業所番号	納付月	納付期限	令和 3年 2月 1日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定		
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金		
合計	70,848	112,545	2,214	¥185,607 円

令和 2年 11月分	保険料	令和 3年 1月 4日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
合計	23,040	36,600
合計		720
合計		¥60,360 円

令和 3年 1月 21日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課  
 (日本年金機構 年金事務所)  
 浜松西



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	1	8	5	6	0	7	

但し 令和 2年12月分(期末手当含む)の社会保険料 として  
 内訳 納付先: 日本年金機構 浜松西年金事務所

## 保険料納入告知額・領収済額通知書

2021 

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定  
 振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により  
 受領しました。

事業所整理記号	事業所番号	納付目的年月	令和 2年 12月	納付期限	令和 3年 2月 1日
		健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
		健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
		70,848	112,545	2,214	
合計額		¥185,607 円			

令和 2年 11月分 保険料	領収日	令和 3年 1月 4日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
23,040	36,600	720
合計額	¥60,360 円	

令和 3年 1月 21日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

( 日本年金機構  
、松西 年金事務所 )



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 2月 1日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



# 保険料納入告知額・領収済額通知書



2072

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所登録記号	事業前番号	納付目的年月	納付期限	令和3年1月	令和3年3月	令和3年1月
		健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て支援勘定
		健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	子ども・子育て拠出金	子ども・子育て拠出金
		合計	額	23,040	36,600	720
		合計	額	¥60,360 円		

令和2年12月	令和3年2月	令和3年1月
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
70,848	112,545	2,214
合計	額	¥185,607 円

令和3年2月18日

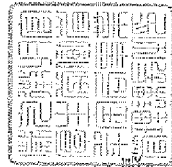
歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構

浜松西

年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2  
浜松市議会 市民クラブ  
様

(裏面へつづく)

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥		1	7	2	6	2	

但し 会派職員の健康診断料として

内訳 健診先: 沖健康クリニック

ミニドック	16,756
胸部直接1方向	506
	<hr/>
	17,262

## 領収証

浜松市議会 市民クラブ 様 No. \_\_\_\_\_

¥ 36,242

但 健康診断料  
入金日 2021年 2月 16日 上記正に領収いたしました

収入 印紙	内訳	_____
	税抜金額	_____
	消費税額等 ( % )	_____

浜松市中区東伊豆2-7-1  
 浜松商工会議所会館6階  
**沖健康クリニック**  
 所長 沖 島 助  
 TEL (053) 452-34

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和3年2月16日

会派名 市民クラブ  
 代表者名 齊藤清明

## 令和2年度 人間ドック・健診料金表（社会保険）

（単位：円）

### 留意事項

◎当クリニックでは全国健康保険協会による被保険者の方の生活習慣予防健診を含む人間ドック（A、Bコース）の料金設定となっております。

☆コース別 料金 消費税率10%（税込）

コース	項目	被保険者35歳～75才未満 自己負担金	定 価
	一般健診	7,169	18,865
A	全項目	32,063	44,220
B	全項目	27,095	39,160

E	ミニドック	16,756	21,560
---	-------	--------	--------

※希望検診項目の追加が可能です。（Eコースのみ対象）

上部消化管X線（胃透視）	3,260	13,200
肺癌（胸部直接1方向、CT）	8,954	9,460
胸部直接1方向	506	1,760
腹部CT・腹部超音波	9,900	9,900

※婦人科検診項目の追加が可能です。（A、B、Eコース対象）

婦人科検診項目	偶数年齢 50歳以上	偶数年齢 40歳～48歳以上	定 価
乳癌（視触診・マンモグラフィ）	1,086	1,686	4,950
子宮癌（細胞診・内診・超音波）	1,039	1,039	6,270

（★A、B、Eコースに婦人科検診をお申し込みになりますと、コースの表記はAA、BB、EEコースとなります。）

注）＊乳癌、子宮癌検診：40歳～74歳の 奇数年齢 の被保険者は定価となります。

＊子宮癌検診：20歳～38歳の偶数年齢の被保険者において補助金の対象となります。

＊A、Bコース受診の方は、生活習慣予防健診の付加健診追加分の自己負担はありません。

＊胃内視鏡検査希望の方：自己負担金プラス 5,500円加算

<特典> A、B、Eコースを御申込されますと、下記の特典割引を御利用になれます。

健診受診後の返金はお断りさせて頂いております。（受診前に申し出て下さい）

◎ 会員割引：商工会員の方は各コースより1,000円割引

★検査中止による、減額は出来ません。



25

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	6	0	3	6	0	

但し 令和 3年1月分の社会保険料 として  
 内訳 納付先: 日本年金機構 浜松西年金事務所

## 保険料納入告知額・領収済額通知書

2072



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替口座（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	事業所番号	納付目的年月	令和 3年 1月	納付期限	令和 3年 3月 1日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定			
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金			
23,040	36,600	720			
合計額	✓ ¥60,360 円				

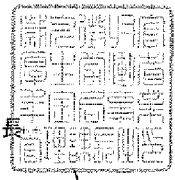
令和 2年 12月分 保険料	領収日	令和 3年 2月 1日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
70,848	112,545	2,214
合計額	¥185,607 円	

令和 3年 2月 18日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構 浜松西年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町 103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 3月 1日

会派名 市民クラブ  
 代表者名 齊藤晴明



保険料納入告知額・領収済額通知書



2065

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	事業所番号	納付期限	令和3年3月31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
23,040	36,600	720	
合計	額		¥60,360 円

令和3年1月分	保険料	令和3年3月1日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
23,040	36,600	720
合計	額	¥60,360 円

令和3年3月19日

歳入徴収官

厚生労働省年金局専業管理課長

(日本年金機構 事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

25

27

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	6	0	3	6	0		

但し 令和 3年2月分の社会保険料 として

内訳 納付先: 日本年金機構 浜松西年金事務所

## 保険料納入告知額・領収済額通知書

2065



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	事業所番号	
納付目的年月 令和 3年 2月	納付期限 令和 3年 3月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
23,040	36,600	720
合計	¥60,360 円	

令和 3年 1月分 保険料	領収日 令和 3年 3月 1日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
23,040	36,600	720
合計	¥60,360 円	

令和 3年 3月 19日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構 浜松西年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町 103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 3月 31日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明

# 保険料納入告知額・領収済額通知書



2071

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号	事業所番号	令和3年3月	納付期限	令和3年4月30日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	健康保険料	厚生年金保険料
23,040	36,600	720	23,040	36,600
合計	額			¥60,360 円

令和3年2月分	保険料	令和3年3月31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て支援勘定
23,040	36,600	720
合計	額	¥60,360 円

29

令和3年4月20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構)

(浜松西年金事務所)

430-8652  
103-2

浜松市 中区 元威町

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	6	0	3	6	0

但し 令和 3年3月分の社会保険料 として

内訳 納付先: 日本年金機構 浜松西年金事務所

## 保険料納入告知額・領収済額通知書

2071



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号		事業所番号	
納付日の年月	令和 3年 3月	納付期限	令和 3年 4月 30日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
23,040	36,600	720	
合計	額 ¥60,360 円		

令和 3年 2月分保険料	領収日	令和 3年 3月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
23,040	36,600	720
合計	額 ¥60,360 円	

令和 3年 4月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構  
浜松西

年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 3年 3月 31日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明

## 保険料納入告知額・領収済額通知書



2090

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の権限をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号	事業所番号	納付目的年月	納付期限	3年	4月	5月	31日
		令和3年	令和3年	健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
				健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
				23,040	36,600	720	
			計				¥60,360 円

令和3年	3月分	保険料	領収日	令和3年	4月	30日
		健康勘定		厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
		健康保険料		厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
		23,040		36,600	720	
		計				¥60,360 円

令和3年5月21日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課

(日本年金機構)

(浜松西年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町  
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

事務所費

月	日	番号	摘要	支出	累計
4	13	<b>1</b>	はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替)	14,580	14,580
5	15	<b>2</b>	(有)マックオーエー ASKUL4月分	13,121	27,701
5	8	<b>3</b>	新栄事務機(株) キヤノン複合機コピー料金(4月分)	5,379	33,080
5	11	<b>4</b>	はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替)	14,580	47,660
5	26	<b>5</b>	BIC WIMAX Wi-Fi月額料(4月分)	4,820	52,480
6	9	<b>6</b>	(有)マックオーエー ASKUL5月分	2,272	54,752
6	4	<b>7</b>	新栄事務機(株) キヤノン複合機コピー料金(5月分)	5,883	60,635
6	11	<b>8</b>	はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替)	14,580	75,215
6	29	<b>9</b>	新栄事務機(株) 7階 コピー料金(5月分)	446	75,661
6	14	<b>10</b>	ケーズデンキ プレ葉ウォーク浜北店 コード付きタップELPA(3個口10m×2個)	2,892	78,553
6	26	<b>11</b>	BIC WIMAX Wi-Fi月額料(5月分)	4,820	83,373
7	9	<b>12</b>	(有)マックオーエー ASKUL6月分	2,791	86,164
7	3	<b>13</b>	新栄事務機(株) キヤノン複合機コピー料金(6月分)	8,805	94,969
7	31	<b>14</b>	新栄事務機(株) 7階 コピー料金(6月分)	83	95,052
7	13	<b>15</b>	はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替)	14,580	109,632
7	27	<b>16</b>	BIC WIMAX Wi-Fi月額料(6月分)	4,820	114,452
8	7	<b>17</b>	(有)マックオーエー ASKUL7月分、フリクション替え芯	10,722	125,174
8	5	<b>18</b>	新栄事務機(株) キヤノン複合機コピー料金(7月分)	3,841	129,015
8	11	<b>19</b>	はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替)	14,580	143,595
8	25	<b>20</b>	(株)ゼンリン 浜松営業所 ゼンリン住宅地図 (Bセット:中・東・西・南・北①・浜北)	85,800	229,395
8	26	<b>21</b>	BIC WIMAX Wi-Fi月額料(7月分)	4,820	234,215
9	4	<b>23</b>	新栄事務機(株) キヤノン複合機コピー料金(8月分)	6,066	240,281
9	15	<b>22</b>	(有)マックオーエー ASKUL8月分	1,832	242,113
9	11	<b>24</b>	はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替)	14,580	256,693

事務所費

9	15	<b>25</b>	(株)ヤマダ電機	スピーカー	1,078	257,771
9	28	<b>26</b>	BIC WiMAX	Wi-Fi月額料(8月分)	4,820	262,591
						262,591



事務所費

月	日	番号	摘要	支出	累計
10	5	27	新栄事務機(株) キヤノン複合機コピー料金(9月分)	5,922	5,922
10	8	28	(有)マックオーエー ASKUL9月分	4,372	10,294
10	12	29	はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替)	14,580	24,874
10	26	30	BIC WiMAX Wi-Fi月額料(9月分)	4,820	29,694
11	18	31	(有)マックオーエー ASKUL10月分	965	30,659
11	5	32	新栄事務機(株) キヤノン複合機コピー料金(10月分)	6,184	36,843
11	11	33	はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替)	14,580	51,423
12	8	34	新栄事務機(株) 7階 コピー料金(10月分)	2,264	53,687
11	20	35	日本郵便(株) 浜松元目郵便局 10円切手×40枚、2円切手×10枚	420	54,107
11	26	36	BIC WiMAX Wi-Fi月額料(10月分)	4,820	58,927
12	8	37	新栄事務機(株) キヤノン複合機コピー料金(11月分)	7,524	66,451
12	9	38	(有)マックオーエー ASKUL11月分	2,370	68,821
12	11	39	はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替)	14,580	83,401
12	28	40	BIC WiMAX Wi-Fi月額料(11月分)	4,820	88,221
1	14	41	(有)マックオーエー 替え芯、ASKUL12月分	1,953	90,174
1	7	42	新栄事務機(株) キヤノン複合機コピー料金(12月分)	6,200	96,374
1	19	43	新栄事務機(株) 7階 コピー料金(12月分)	4,669	101,043
1	12	44	はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替)	14,580	115,623
1	8	45	(株)ヤマダ電機 乾電池(単1形4本)	987	116,610
1	25	46	浜松元目郵便局 切手、レターパックライト	4,180	120,790
1	26	47	BIC WiMAX Wi-Fi月額料(12月分)	4,820	125,610
2	16	48	(有)マックオーエー ASKUL1月分	3,853	129,463
2	3	49	新栄事務機(株) キヤノン複合機コピー料金(1月分)	2,341	131,804
2	24	50	新栄事務機(株) 7階 コピー料金(1月分)	21	131,825
2	12	51	はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替)	14,580	146,405

事務所費

2	24	52	(株)中部エージェンシー	紙製ファイル1,000枚	66,000	212,405
2	26	53	BIC WiMAX	Wi-Fi月額料(1月分)	4,821	217,226
3	3	54	新栄事務機(株)	キャノン複合機コピー料金(2月分)	7,531	224,757
3	11	55	はましんリース(株)	キャノン複合機リース料(口座振替)	14,580	239,337
3	31	56	(有)マックオーエー	ASKUL3月分	3,196	242,533
3	26	57	BIC WiMAX	Wi-Fi月額料(2月分)	4,821	247,354
3	31	58	新栄事務機(株)	キャノン複合機コピー料金(3月分)	7,107	254,461
3	31	58	新栄事務機(株)	360° カメラ MeetingOwlPro	118,800	373,261
3	31	58	新栄事務機(株)	片耳フック式ヘッドセット	2,200	375,461
3	31	58	新栄事務機(株)	片耳フック式ヘッドセット	2,200	377,661
3	31	58	新栄事務機(株)	PCディスプレイ	17,380	395,041
3	31	58	新栄事務機(株)	PCディスプレイ	17,380	412,421
3	31	58	新栄事務機(株)	ワイヤレスマウス	1,430	413,851
3	31	58	新栄事務機(株)	有線キーボード(スタンダードタイプ)	1,430	415,281
3	31	58	浜松いわた信用金庫	振込手数料	550	415,831
3	31	59	新栄事務機(株)	7階 コピー料金(3月分)	647	416,478
3	31	60	BIC WiMAX	Wi-Fi月額料(3月分)	4,821	421,299
						421,299

# リース契約証書

貸主使用欄 (検印)		

契約No. XXXXXXXXXX

西暦 2019年 5月 21日

リース借主 (乙)

住所 浜松市中区元城町103-2  
 浜松市議会市民クラブ  
 氏名 会長 平間良明 XXXXXXXXXX

リース貸主 (甲)

浜松市中区元城町115番地の1  
**はましんリース株式会社** XXXXXXXXXX  
 代表取締役 山田正和 XXXXXXXXXX

連帯保証人

住所 余白  
 氏名 余白 印

連帯保証人

住所 余白  
 氏名 余白 印

リース借主 (以下「乙」という。) とリース貸主 (以下「甲」という。) は、次のとおりリース契約を締結します。  
 この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が各1通を保有します。

(特約欄)

貸主使用欄		
照合日		
照合者		

## 第1条 (契約の趣旨)

- (1) 甲は、乙の依頼に基づき、乙の指定する表(2)記載のリース物件(ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む、以下「物件」という。)を乙の指定する表(1)記載の宛主(以下「丙」という。)から購入し、乙に対し物件をリースし、乙はこれを借り受けます。
- (2) この契約は、この契約に定める場合を除き解除または解約することはできません。

## 第2条 (物件の引渡し)

- (1) 物件は、丙から表(3)記載の設置場所へ搬入されるものとし、乙は、物件が搬入されたときは、引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって、乙の負担で丙のため物件を保管します。
- (2) 乙は、搬入された物件について直ちに乙の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したうえで、換収完了の日付で物件の借受証を甲に交付します。借受証の発行日に物件の引渡しが完了したものとします。
- (3) 乙が物件の借受証を甲に交付したときは、物件は瑕疵なく完全な状態で乙に引渡されたものとみなし、以後、甲はいかなる事由によっても物件のすべての瑕疵または契約との不適合について何らその責に任じません。
- (4) 乙が不当に物件の搬入、検査、引渡しを拒み、または遅らせたときは、甲は、この契約を催告を要せずして解除することができます。この場合、丙から乙または甲に対して何らかの請求があったときは、乙の費用と責任において、丙との間で直接これを解決します。
- (5) 天災地変、戦争、その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の制定改廃、丙の都合、その他甲に故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、甲は一切の責任を負いません。この場合、丙の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合には、乙は、第14条第(2)項に定める方法により、丙との間で解決します。

## 第3条 (リース期間)

乙が物件を使用できる期間(以下「リース期間」という。)は表(4)記載のとおりとし、借受証発行日から起算します。

## 第4条 (リース料)

- (1) 乙は、甲に対して表(5)記載のとおりリース料を支払います。
- (2) 乙は、リース期間中において、物件を使用しない期間または使用できない期間があったとしても、その理由の如何を問わず、甲に対するリース料の支払いを免れません。

## 第5条 (前払リース料)

- (1) 乙は、この契約に基づく乙の債務履行を担保するために、甲に対して、前払リース料を表(6)記載のとおり支払います。
- (2) 前払リース料は無利息とし、最終リース料から順次引越して前払リース料の額に滞りつるまでの各リース料の各支払期日が到来したときに、自動的にそのリース料に充当されるものとします。
- (3) 乙が第18条第(1)項各号の一つにても該当したときは、甲は前項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって乙に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- (4) 乙は、前払リース料の支払いをもって、前二項に定めるほか、甲に対する一切の支払義務を免れることができます。

## 第6条 (費用負担等)

- (1) 乙は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく乙の債務履行に関する一切の費用を負担します。
- (2) 甲は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、乙は、甲の請求により、直ちにその増額分を表(6)および表(8)記載のリース料とあわせて支払います。
- (3) 消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)は乙の負担とします。表(6)、表(6)および表(10)記載の消費税等額は、この契約の成立日の税率に基づいて計算したものであり、消費税等額が増額された場合には、乙は、甲の請求により、直ちにその増額分を甲に支払います。
- (4) 乙は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課税され、または課税されることのある諸税相当額を名義人の知印にかかわらず負担します。
- (5) 前項において甲が諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、乙は、甲の請求により、直ちにこれを表(6)および表(6)記載のリース料とあわせて支払います。

## 第7条 (物件の使用・保管・維持管理)

- (1) 乙は、リース期間中、物件を表(3)記載の設置場所において使用することができます。
- (2) 乙は、物件を本来の用途および諸法令に従って、善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとします。
- (3) 乙はその責任において、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を維持するため保守、点検、整備その他一切の行為を行うものとし、その費用一切を負担します。
- (4) 甲は、物件の修理または点検整備期間中の代替物件の提供、およびその期間中の休業補償等についてその責任を負いません。

## 第8条 (物件の保守)

- (1) 乙は、物件について保守契約を必要とする場合には、乙の選択による保守業者との間で直接これを締結するものとし、この保守に伴う一切の費用を負担します。
- (2) 甲は前項の保守について一切の責任を負いません。

## 第9条 (第三者に対する賠償責任)

- (1) 物件自体または物件の設置、保管および使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因の如何を問わず、乙の費用と責任で解決します。また、乙および乙の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- (2) 前項において、甲が損害の賠償をした場合、乙は甲の支払った賠償額(弁護士費用を含む。)を補償します。
- (3) 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権を侵害することによって生じた損害および紛争について、甲は一切の責任を負いません。

## 第10条 (禁止行為)

- (1) 乙は、物件について次の行為、その他甲の所有権を侵害するような行為をすることができません。
  - ① 第三者に譲渡したり、または担保に入れること。
  - ② 日本国外に持ち出すこと。
- (2) 乙は、甲の書面による事前の承諾なしに次の行為をすることができません。

- ① 物件を表(3)記載の設置場所から移転すること。
  - ② 物件を第三者に転貸したり、または占有を移転すること。
  - ③ 物件を他の不動産または動産に付着させること。
  - ④ 物件に他の動産を付着すること。
  - ⑤ 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
  - ⑥ この契約に基づく乙の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- (3) 物件に付着した動産の所有権は、甲が書面により乙の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で甲に帰属します。
  - (4) 第(2)項に基づいて、物件を不動産に付着させる場合は、乙は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合せず、かつ、物件を不動産から離脱させるときに不動産に生ずる損傷について、甲に対して何等の修繕または損害賠償請求も行わない旨が記載された書面を提出させます。

## 第11条 (物件の所有権標示)

- (1) 甲は、甲が物件の所有権を有する旨の標識(以下「所有権の標識」という。)を物件に貼付することができるものとし、乙は、甲から要求があったときは、物件に所有権の標識を貼付します。
- (2) 乙は、リース期間中、物件に貼付された所有権の標識を維持します。

## 第12条 (物件の点検・調査等)

甲または甲の指定した者が、物件の現状、稼働および使用保管状況を自ら点検、調査することを求めるとき、または、これらに関する報告を求めたときは、乙はこれに応じます。

## 第13条 (権利保全)

- (1) 第三者が物件について権利を主張し、または、保全処分もしくは強制執行等により甲の所有権を侵害するおそれがあるときは、乙は、この契約証書等甲の所有であることを証する書面を提示し、物件が甲の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を甲に通知します。
- (2) 甲が、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、乙は、物件の搬出費用、弁護士費用その他一切の費用を甲に支払います。
- (3) この契約に関する甲の権利保全を必要とする相当の事由が生じたときは、乙は甲の請求により、甲の承認する担保もしくは借担保を差入れ、または保証人を立てもしくは追加します。

## 第14条 (物件の瑕疵等)

- (1) 物件の規格、仕様、品質、性能、数量および物件に関するソフトウェア等に隠れた瑕疵があった場合、ならびに物件の選択または決定に際して乙に錯誤があった場合においても、甲は一切の責任を負いません。
- (2) 前項の場合、乙は丙に対して、次の各号のいずれかの方法によって、権利行使をするものとします。
  - ① 乙は、丙に対し直接請求することにより、乙丙間でその解決を行い、甲は、甲が必要と認める範囲で乙の権利行使に協力します。この場合、乙はリース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。
  - ② 乙が甲丙間の売買契約の解除を希望する場合には、甲は、乙との間で別途契約を締結することにより、甲丙間の売買契約上の買主としての地位(契約解除後その他買主としての地位に基づく諸権利および義務を含む。)および物件の所有権を、第16条に定める規定損害金相当額を譲渡代金として、その譲渡代金とこれに対する消費税等額の支払いを受けるのと引換えに乙に譲渡する手続を取ります。この場合、譲渡代金の支払完了と同時にこの契約は終了するものとします。
  - (3) 甲は、前項各号に基づく権利行使(前項第①号による協力の一態様として甲の丙に対する請求権を乙に譲渡する場合を含む。)に関し、譲渡に係る諸権利の存否、ならびに丙の資力および履行を担保しません。

## 第15条 (物件の滅失・毀損)

- (1) 物件の搬入日からその返還までに生じた物件の滅失、盗難、毀損その他一切の危険は、すべて乙の負担とします。
- (2) 物件が毀損したときは、乙は、乙の費用と責任で物件を正常な状態に修復するものとし、その事実を書面で甲に通知します。この場合、この契約は何らの変更なくそのまま存続するものとします。
- (3) 物件が盗難、滅失(所有権の侵害を含む。)するなど、乙が物件の占有を失ったとき、または物件が毀損して修理不能のときは、乙は甲に対しその旨を書面で通知し、その原因の如何を問わず、損害賠償として第16条に定める規定損害金を直ちに甲に支払うものとします。この場合、規定損害金の支払完了と同時にこの契約は終了するものとします。

## 第16条 (規定損害金)

規定損害金の額は表(8)記載のとおりとし、リース期間の開始日から1ヶ月間は基本額とし、その後のについては、リース期間の開始日から1ヶ月経過することにより、所定の通算月額を超過した金額とします。但し、遡及した期間に、リース料(据置期間の未払リース料を含む。)およびその他の未払金がある場合には、その未払金相当額を加算した金額とします。

## 第17条 (物件の保険)

- (1) 甲は、物件について甲が選定する保険会社と甲を被保険者とする表(7)記載の保険契約を締結し、保険料は甲が負担します。保険期間は借受証発行日から開始するものとします。
- (2) 前項の保険においては、地震、乙の故意または重大な過失、その他保険契約に定める免責条項に起因する損害は不担保とします。
- (3) 前二項に關し、表(7)に異なる内容を定めた場合には、表(7)の定めによるものとします。
- (4) 物件に保険事故が発生したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、保険金受取りに必要なすべての書類を速滞なく甲に交付するものとします。
- (5) 前項により、保険金が支払われたときは、次の各号の場合に応じ、その定めに従います。
  - ① 物件が毀損して修理が可能な場合には、甲は、乙が第15条の規定に従い物件を修復した場合に限り、甲が受取った保険金を限度として、乙の支払った費用を乙に支払います。
  - ② 物件が滅失し、または毀損して修理不能な場合には、乙は、甲が受取った保険金を限度として、当該物件に係る第15条第(3)項の規定損害金の支払いを免れます。

## 第18条 (期限の利益喪失・契約解除)

- (1) 乙に次の各号に該当する事由が一つでも発生したときは、甲からの通知、催告を要せず、乙は当然にこの契約に基づく乙の債務についての期限の利益を失うものとし、乙は、残存リース料(リース料総額から乙が既に支払ったリース料を控除した額)およびその他の未払金の全額を直ちに甲に支払います。
  - ① リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
  - ② 小切手もしくは手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
  - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞り処分などを受け、または破産、民事再生、会社更生の各手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、またはは解散したとき。

- ④ 事業の全部または重要な一部の譲渡、その他資産、信用もしくは事業に重大な変更を生じ、もしくはその決議をし、または、経営が著しく悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- ⑤ 事実上営業を停止もしくは廃止したとき、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき。
- ⑥ 乙が自然人の場合、死亡したとき、または補助、保佐、後見が開始したとき、もしくは任意後見監督人が選任されたとき。
- ⑦ この契約以外の甲に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。
- ⑧ 甲以外の債権者に対する債務について期限の利益を喪失したとき、または甲以外の債権者に対して第三者が負担する債務について乙が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき。
- ⑨ 連帯保証人が前各号の一つにでも該当した場合において、甲が相当と認める保証人を直ちに追加しなかったとき。
- ⑩ 乙（取引の任に当たっている者を含む。以下本号において同じ。）について犯罪による収益の移転防止に関する法律等に基づく取引時確認ができなかったとき、または乙が虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ⑪ 以上に定めるほか、この契約の条項または甲との間のその他の契約の条項の一つにでも違反したとき。
- (2) 乙に前項各号に該当する事由の一つでも発生したときは、甲は、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができます。
- (3) 前項により、甲がこの契約を解除したときは、乙は、直ちに物件を第20条の規定に基づき甲に返還するとともに、残存リース料およびその他の未払金の合計額相当の損害賠償金を直ちに甲に支払います。
- (4) 前項の場合、甲が物件の返還を不能と判断したときは、乙は甲の請求により第16条に定める規定損害金相当額の損害賠償金を直ちに甲に支払います。
- (5) 甲は、第(1)項により乙が期限の利益を喪失した場合、または第(2)項によりこの契約が解除された場合、甲乙間において締結された一切の契約を同時に解除し、または乙の甲に対するすべての債務について期限が到来したものとみなすことができるものとします。
- 第19条（物件の返還）**  
乙が第18条第(1)項各号の一つにでも該当した場合、甲がこの契約を解除しない場合でも、甲の債権保全のため、乙は物件を一時甲に引渡さなければならぬものとします。
- 第20条（物件の返還および清算）**  
(1) この契約が期間満了、契約解除その他の事由により終了したときは、乙は、物件の通常の損耗と第10条により甲が承諾したものを除き物件を原状に回復（乙が物件に記録したコンピュータデータ等の情報の消去を含む。）し、甲の請求に従い、その指定する場所に返還します。  
この場合、乙は、物件の撤去、運搬費用等物件の返還に要する一切の費用を負担するものとし、また返還された物件が毀損等により原状と異なる場合には、その修理に要する費用を甲に支払います。
- (2) 物件の返還が遅れた場合に、甲から要求があったときは、乙は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害金を支払うとともに、この契約の諸条件に従います。
- (3) 乙が物件の返還を遅延した場合において、甲または甲の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、乙は、これを妨害したり、拒むことはできません。  
この場合、物件の引揚げのために要した一切の費用（弁護士費用を含む。）は乙の負担とします。
- (4) 第18条第(2)項によりこの契約が解除された場合、かつ同条第(3)項に従って物件の返還および損害賠償金の支払いがなされたときは、甲は甲の選択により、その損害賠償金を限度として、物件を相当の基準に従って甲が評価した金額または処分した金額から、その評価または処分を要した一切の費用および甲が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価値を差し引いた金額（以下「清算金」という。）を乙に返還します。  
但し、この契約以外に乙の甲に対する債務がある場合には、その債務の期限の如何にかかわらず、甲は清算金をその債務に充当することができるものとします。
- (5) 第(1)項の場合、乙が物件を原状に回復しない場合には、甲は付着した物件の所有権を無償で取得することができます。乙はこれに対し返還または損害賠償等の請求をすることができません。また、乙が物件に記録したコンピュータデータ等の情報の消去がなされない場合、甲は当該データを消去するものとします。乙は甲のデータ消去にこれら異議を述べないとともに、甲がデータ消去に要した一切の費用を甲に支払うものとします。なお、この場合、返還または引揚げ後にそのデータが漏洩したとしても甲は一切の責任を負いません。
- 第21条（再リース）**  
(1) 乙は、リース期間の満了に際し、この契約を終了させるか、引き続き物件を甲から借り受ける（以下「再リース」という。）かを選択することができます。  
再リースの条件は、乙は表(10)記載の再リース料を、甲の請求に従い、甲に支払うものとするほか、期間は1年、再リース規定損害金は物件を相当の基準に従って甲が評価した金額とし、その他はこの契約と同一条件とします。なお、再リース契約が解除・解約その他理由の如何を問わず満了前に終了しても、支払済み未経過再リース料は乙に返還されません。
- (2) 前項により乙がこの契約を終了させるときは、リース期間が満了する2ヶ月前までに甲に対して書面でその旨を通知します。
- (3) 乙から前項に基づく契約終了通知がないときは、リース期間の満了日の翌日をもって自動的に再リースに関する契約が成立し、乙は、第(1)項の再リース条件で引き続き物件を使用することができます。但し、リース期間が満了するまでに乙が第18条第(1)項各号の一つにでも該当したとき、または第22条第(3)項に該当したとき、もしくは甲が再リースをしない旨の意思表示をしたときは、再リース契約は成立しないものとします。
- (4) 乙は、再リースの期間満了に際しては、前二項の方法により、再リースを第(1)項記載の再リース条件で1年間延長するか、または終了させるかを選択することができるものとします。以降も同様とします。
- 第22条（表明・確約事項）**  
(1) 乙および連帯保証人は、この契約（再リース契約を含む。）の締結日において、自らおよびそれぞれの役員、重要な使用人、または経営に実質的に関与している者（以下「役員等」と総称する。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ① 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。  
② 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。  
③ 自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。  
⑤ その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) 乙および連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員等もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為。  
② 法的な責任を超えた不当な要求行為。  
③ 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。  
④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、もしくは甲の業務を妨害する行為。  
⑤ その他前各号に準ずる行為。
- (3) 乙、連帯保証人またはそれぞれの役員等が、暴力団等もしくは第(1)項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第(1)項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明し、乙との取引を継続することが不適切である場合には、甲は、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができるものとし、解除に伴う措置については第18条第(3)項から第(5)項まで、および第20条、第23条から第25条までが適用されるものとします。
- (4) 前項の甲の権利行使により、乙、連帯保証人または当該役員等に損害が生じても、甲は一切の責任を負いません。
- 第23条（相殺禁止）**  
乙は、この契約に基づく債務を、甲または甲の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。
- 第24条（弁済の充当）**  
(1) この契約に基づく乙の債務弁済が債務金額を消滅させるに足りないときは、甲は、甲が相当と認める調停、方法により充当することができ、乙はその充当に対して異議を述べません。
- (2) 乙がこの契約のリース料等の支払いのため約束手形を甲に交付している場合には、この契約がリース期間満了前に終了した場合（清算による終了を含む。）においても、甲は、この約束手形の内、未決済の約束手形をこの契約および他の契約に基づく乙の一切の債務が完済されるまで担保とすることができ、手形所持人としての一切の権利を行使することができます。
- 第25条（遅延損害金）**  
乙は、この契約に基づく甲に対する金銭の支払いを怠ったとき、または甲が乙のために費用を立替払いした場合の立替金の償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日または立替払日の翌日からその完済に至るまで、表(9)記載の割合による遅延損害金を甲に支払います。
- 第26条（甲の権利の譲渡等）**  
甲はこの契約に基づく甲の権利、この契約上の地位、物件の所有権の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保権を設定することができます。
- 第27条（連帯保証人）**  
(1) 連帯保証人は、この契約および再リース契約に基づき乙が甲に対して負担する現在および将来の一切の債務を本日保証し、乙と連帯して、債務履行の責に任じます。
- (2) 連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は甲の書面による承諾なしに代位権を行使しません。
- (3) 連帯保証人は、甲がその都合によって他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張および損害賠償の請求をしません。
- 第28条（通知・報告事項）**  
(1) 乙または連帯保証人に次の各号に該当する事由が生じたときは、乙または連帯保証人は、直ちにその旨を書面で甲に通知します。
- ① 住所を移転したとき、商号もしくは氏名、代表者または組織もしくは種類を変更したとき。  
② 合併、会社分割、資本金もしくは準備金の額の減少、重要な事業の変更、譲渡もしくは譲受または実質的支配者の変更があったとき。  
③ 第18条第(1)項第②号から第⑤号までの事実の発生またはそのおそれがあるとき。
- (2) 乙および連帯保証人は、甲から要求があったときは、その事業の状況を説明し、毎決算期の計算書類その他甲の指定する関係書類を甲に提出します。
- 第29条（通知の効力）**  
この契約に関し甲が乙または連帯保証人に対し発した書面が、この契約証書記載の住所、または前条第(1)項により通知を受けた乙または連帯保証人の住所宛に差し出されたにもかかわらず、不着または延滞となったときは、当該書面は発信後5日をもって到達したものとします。
- 第30条（特約事項）**  
(1) 表(11)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。  
(2) この契約と異なる合意は、表(11)の特約欄に記載するか、別に書面で甲と乙とが合意しなければ効力はないものとします。
- 第31条（公正証書）**  
乙および連帯保証人は、甲が請求したときはいつでも、この契約について強制執行認諾事項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は乙の負担とします。
- 第32条（合意管轄）**  
この契約について訴訟または調停の必要が生じたときは、静岡地方裁判所または甲が選択する甲の支店、営業所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

(表)

契約No. XXXXXXXXXX

(1) 物件の売主(丙)	1. 新栄事務機株式会社			
(2) 物件	1. 複合機 ADV C3530FIII 1台 2段カセットパティスタル AP1			
(3) 物件の設置場所	1. 浜松市議会市民クラブ 静岡県浜松市中区元城町103-2			
(4) リース期間	48ヶ月 (借受証発行日から起算します。)			
(5) リース料およびその支払方法	月額リース料	13,500円	リース料総額	648,000円
	1回当リース料 消費税等額	13,500円 1,080円	合計	14,580円
	支払日および 支払方法	1回目は借受証発行日の翌月11日に2回分口座振替にてお支払い。 2回目以降は借受証発行日の翌々月から毎月11日に口座振替にてお支払い。		
(6) 前払リース料	前払リース料	*****円	合計	*****円
	消費税等額	*****円		
	支払日および 支払方法	(最終月から遡って ***ヶ月のリース料に充当します。)		
(7) 保険	動産総合保険 免責金額：1事故につき5万円。(天災は除きます) 被保険者 甲			
(8) 規定損害金	基本額 当初24ヶ月の逓減月額 以降24ヶ月の逓減月額		594,000円 10,100円 13,500円	
(9) 遅延損害金	年14.6% 1年に満たない端数期間については365日の日割計算とします。			
(10) 再リース料	再リース料 (消費税等別)	16,200円		
(11) 特約				

# リース料等一括ご請求書

430-0946  
静岡県浜松市中区元城町103-2

1/2 頁  
2019年 5月30日 発行

浜松市議会市民クラブ

御中

430-0946  
静岡県浜松市中区元城町  
115番地の1

はましんリース株式会社

T E L 053-456-0611

F A X 053-456-0623

契約番号		お支払総額	699,840円
契約日	2019年 5月21日	契約月数	48ヶ月
契約期間	2019年 5月23日 ~ 2023年 5月22日		
支払日 / 支払方法	1回目は2019年6月11日に2回分口座振替にてお支払いください。 2回目以降は2019年7月から毎月の11日に口座振替にてお支払いください。		
金融機関名	浜松磐田信用金庫		
口座種類	普通	口座番号	
口座名義人	ハマツジ カイミンクラブ		
物件名	複合機 ADV C3530FⅢ		

回数	お支払日	お支払金額	お支払金額内訳 (リース料)			
			金額	課税区分	消費税等額	お支払残高
1	2019年 6月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	685,260
2	2019年 6月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	670,680
3	2019年 7月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	656,100
4	2019年 8月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	641,520
5	2019年 9月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	626,940
6	2019年10月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	612,360
7	2019年11月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	597,780
8	2019年12月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	583,200
9	2020年 1月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	568,620
10	2020年 2月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	554,040
11	2020年 3月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	539,460
12	2020年 4月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	524,880
13	2020年 5月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	510,300
14	2020年 6月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	495,720
15	2020年 7月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	481,140
16	2020年 8月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	466,560
17	2020年 9月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	451,980
18	2020年10月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	437,400
19	2020年11月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	422,820
20	2020年12月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	408,240
21	2021年 1月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	393,660
22	2021年 2月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	379,080
23	2021年 3月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	364,500
24	2021年 4月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	349,920
25	2021年 5月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	335,340
26	2021年 6月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	320,760
27	2021年 7月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	306,180
28	2021年 8月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	291,600
29	2021年 9月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	277,020
30	2021年10月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	262,440
31	2021年11月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	247,860
32	2021年12月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	233,280
33	2022年 1月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	218,700
34	2022年 2月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	204,120
35	2022年 3月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	189,540
36	2022年 4月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	174,960
37	2022年 5月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	160,380
38	2022年 6月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	145,800

リース料等一括ご請求書

2/2 頁

契約番号

2019年 5月30日 発行

回次	お支払日	お支払金額	お支払金額内訳 (リース料)			お支払残高
			金額	課税区分	消費税等額	
39	2022年 7月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	131,220
40	2022年 8月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	116,640
41	2022年 9月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	102,060
42	2022年10月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	87,480
43	2022年11月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	72,900
44	2022年12月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	58,320
45	2023年 1月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	43,740
46	2023年 2月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	29,160
47	2023年 3月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	14,580
48	2023年 4月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	0



## ご契約の内容

契約事業者：株式会社ラネット

ご契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください。

表記の金額は特に記載のある場合を除き全て税抜です。  
ご契約内容に該当しない項目は、「-」で記載しております。

### ■ご契約者情報

受付番号	■■■■■
ご契約者名	平間 良明
ご契約者住所	静岡県浜松市中区元城町103-2
メールアドレス	■■■■■

### ■ご契約のWiMAX通信サービスの内容

基本料金プラン	BIC定額 ギガ放題(3年)(特約)
基本料金プランの説明	<p>(1)インターネット通信にはWiMAX 2+方式/WiMAX方式(BWAアクセス)およびLTE方式(オプション)がご利用できます。</p> <p>※WiMAX方式、LTE方式のご利用可否は、機種により異なります。</p> <p>(2)月間のデータ通信量に通信速度制限(月間7GB超)が適用されません。ただし、「ハイスピードプラスエリアモード」のご利用においては、WiMAX 2+方式およびLTE方式の合計通信量が7GB以上で、それ以降月末まで最大送受信速度128kbpsに制限し、ハイスピードモードの「WiMAX 2+」通信も制限の対象となります。</p> <p>(3)前日までの直近3日間でWiMAX 2+およびLTE方式の通信量の合計が10GB以上となった場合、ネットワーク混雑時間帯(18時頃から翌日2時頃)にかけて最大送受信速度1Mbpsに制限します。ただし、2時前より継続して利用している通信については、2時以降も最大で6時頃まで制限が継続することがあります。</p> <p>(4)「auスマートバリューmine」適用プランです。(別途auへのお申込みが必要)</p>

### ■主要なサービスの料金・経費

月額基本使用料	4,880円/月
通信料	「月額基本料」に含まれます。 ただし、「BIC定額 ダブル」のみ別途通信料が発生します。詳細は基本料金プランの説明をご参照ください。
まとめてプラン	-
ユニバーサルサービス料	WiMAX 2+サービスをご契約の場合、ユニバーサルサービス料3円/月(2019年7月現在)がかかります。 ユニバーサルサービス料は社団法人電気通信事業者協会によって、半年に一度料金の見直しが行われており、その内容に応じてお客さまにお支払いいただく料金を変更される場合があります。
登録料	3,000円 (キャンペーンなどにより無料の場合は、「■割引サービス・キャンペーン・その他経済上の利益の提供に関する事項」に記載があります。)

### ■割引サービス・キャンペーン・その他経済上の利益の提供に関する事項

<p>おトク割・長期利用割引</p>	<p>当社指定のWiMAX機器のご購入と同時に、契約期間の設定された基本料金プランを選択してWiMAX 2+サービスにご加入いただいた場合、下記の料金額を毎月割引します。</p> <p>500円/月</p> <p>(1)新規ご契約の場合は、契約期間を満了するまで毎月の基本料から割引されます。</p> <p>(2)おトク割が適用中に料金プランを変更した場合は、以下の通りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(契約期間が長いプランへ変更する場合)</li> </ul> <p>おトク割の適用期間はリセットされ、変更後の料金プラン適用月を1ヶ月目として、当該料金プランが満了する月まで適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(契約期間が同じプランへ変更する場合)</li> </ul> <p>おトク割の適用期間は、変更前の料金プランの適用期間が引き継がれ、変更後の料金プランのご契約が満了する月まで適用されます。</p> <p>&lt;長期利用割引の適用&gt;</p> <p>「おトク割」の割引期間の満了後、対象種別の回線契約をさらに継続して契約されているお客様には、「おトク割」適用前の基本使用料から下記の料金額を毎月割引します。</p> <p>割引額 500円/月(月途中での加入または解約を行った場合、割引額は日割りとなります。)</p>
<p>ご契約特典</p>	<p>-</p>
<p>キャンペーン特典</p>	<p>特典</p> <p>WiMAX 2+サービス月額基本使用料が最大で3ヶ月間、684円/月割引されます。</p> <p>※料金プランを変更された場合、変更後の料金プランが適用された月より特典は廃止されます。</p> <p>※WiMAXサービス(シングルサービス)からの機種変更時はWiMAXサービスの契約解除料が無料となります。</p>
<p>セット割</p>	<p>-</p>

基本使用料割引のイメージについては、重要事項説明書の別紙をご確認ください。

■有料オプションサービスの内容

<p>請求書発行オプション</p>	<p>-</p>
<p>安心サポート+プラス</p>	<p>-</p>
<p>端末交換オプション</p>	<p>-</p>

■ご契約変更・解除の条件等

<p>契約期間・契約解除料の額</p>	<p>(1)ご契約期間は以下のとおりとなります。                  ・新規ご契約の場合:課金開始日を含む月を1ヶ月目とした37ヶ月間を契約期間とします。                  ・同一契約期間の料金プランから変更の場合:課金開始日を含む月を1ヶ月目とした37ヶ月間を契約期間とします。                  ・異なる契約期間の料金プランから変更の場合:料金プランが適用された日を含む月を1ヶ月目とした37ヶ月間を契約期間とします。                  (2)解約のお申し出がない場合、自動更新となります。契約期間は更に3年間(36ヶ月間)となります。                  (3)月の途中でのご加入またはご解約をされた場合、基本使用料はご利用日数分の日割額となります。また、ご加入当日に解約をされた場合は、1日分のご利用額となります。                  (4)契約満了月の末日および契約満了月の翌月(更新月)以外に解約または契約期間の短い料金プランへ変更された場合は、以下の契約解除料が発生します。                  課金開始日を含む月から最初の13ヶ月間は19,000円、14ヶ月目~25ヶ月目は14,000円、26ヶ月目以降は、9,500円となります。</p>
<p>まとめてプラン解除料</p>	<p>-</p>
<p>その他解除の条件</p>	<p>-</p>

■ご契約内容の変更・解約の連絡先および方法

<p>ご契約内容の変更・解約の連絡先および方法</p>	<p>BIC WiMAX SERVICE お客様サポートセンター                  フリーコール 0120-99-5151                  携帯電話・PHS・公衆電話から 042-310-3710(通話料有料)                  受付時間 9:00 - 21:00 (年中無休)</p>
-----------------------------	--

■オプションストアサービスの内容

<p>-</p>	<p>-</p>
----------	----------

■オプションストアサービスの変更・解約の連絡先および方法

<p>オプションストアサービスの変更・解約の連絡先および方法</p>	<p>-</p>
------------------------------------	----------

■サービス提供開始の予定時期

<p>サービス提供開始の予定時期</p>	<p>ご契約が完了次第、本サービスをご利用いただけます。ただし、ご利用にあたっては、お手元に本サービスに対応した通信機器が必要です。</p>
----------------------	--

■初期契約解除制度のご案内

<p>初期契約解除制度の内容と手続方法</p>	<p><b>【初期契約解除制度の内容】</b></p> <p>(1)ご契約いただいた通信サービスが利用可能になった日又はお客様が契約書面を受領した日のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約(料金プランを変更する場合は、その変更を内容とする契約とします。以下同じとします。)の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この効力は書面を発した時に生じます。</p> <p>(2)初期契約解除を行った場合は、次のとおり取り扱います。</p> <p>◆新規契約の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本契約により発生した登録料、ユニバーサルサービス料及び契約解除までに提供を受けた通信サービス利用料をご請求します。本契約に基づき当該料金以外の金銭等を受領している場合、当該金銭等をお客様に返還します。</li> <li>・オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解約されます。</li> <li>・お客様が本契約の締結と同時に当社から購入した端末は、初期契約解除後速やかに当社指定の場所へご返却いただきます。詳細条件は、重要事項説明書の別紙「端末返還特約」をご参照ください。</li> </ul> <p>◆料金プラン変更の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金プランを変更した時点に遡って変更前の料金プランを適用します。</li> </ul> <p>(3)当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに本契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約を解除することができます。</p> <p><b>【初期契約解除の手続方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本契約を特定できる事項(受付番号・契約者住所・契約者氏名)を記載した書面を本契約の申込みを行った店舗又は下記住所へ郵送等によりご提出ください。当該書面の提出に要する費用は、お客様にご負担いただきます。</li> </ul> <p>〒206-8790                  東京都多摩市鶴牧1-24-2                  日本郵便株式会社多摩郵便局 郵便私書箱第82号                  株式会社ラネット BIC WIMAX SERVICEお客様サポートセンター</p>
-------------------------	--

■料金のお支払いに関する説明

<p>お支払い方法・時期</p>	<p>クレジットカード</p> <p>毎月1日から末日までのご利用料金は翌月ご請求いたします。</p> <p>クレジットカードでお支払いの場合は、カード会社指定日となります。</p> <p>※クレジットカードによるお支払いができなかった場合は、払込用紙により、別途指定のコンビニエンスストアでお支払いいただくことがあります。払込用紙によるお支払いの場合、150円/月の窓口支払手数料を請求させていただきます。</p>
------------------	--

■その他条件・備考

<p>その他条件・備考</p>	<p>-</p>
-----------------	----------

■受付店舗情報

<p>受付店舗名</p>	<p>浜松店PCコーナー</p>
--------------	------------------

担当者名	■■■■■
------	-------

## ■契約事業者の連絡先

契約事業者の連絡先	BIC WiMAX SERVICE お客様サポートセンター フリーコール 0120-99-5151 携帯電話・PHS・公衆電話から 042-310-3710(通話料有料) 受付時間 9:00 - 21:00 (年中無休)
-----------	---

## BIC WiMAX SERVICE 重要事項説明

ご契約にあたり必ずお読みください。

2019.4.10 版

### 1. ご契約にあたって

- 必ずご利用になる地域のサービス提供状況(エリアなど)をご確認のうえ、お申し込みください。BIC WiMAX SERVICE は電波を使用しているため、サービスエリア内であっても、トンネル・地下・屋内・高所・山間部・建物の形状等の条件により電波が届かないところや、サービスエリア外ではご利用いただけません。
- ご契約時に記入いただいた電話番号・メールアドレス宛に当社よりご連絡させていただくことがございますが、お客様と連絡がつかない場合は、利用停止させていただくことがあります。 ※order.bic-ws@uqwimax.jp を受信できるように設定をお願い致します。
- ご契約内容(名義・住所・連絡先等)に虚偽の記述があった場合は、契約解除となることがあります。
- 料金滞納による契約解除を受けた場合は、お客様情報を携帯電話・PHS・BWA 事業者(交換先事業者は契約約款をご確認願います。)との間で交換いたします。  
＜不払い情報の交換の目的＞  
契約解除後においても、料金不払いのあるお客様の情報を事業者間で交換し、その情報を契約申し込み受付時の加入審査に活用することにより、料金不払いの再発を防止し、利用者全体の公平性と利益を守ることが目的としています(料金不払いの状況によってはお申し込みをお受けできない事があります)。詳しくは、電気通信事業者協会ホームページ(<http://www.tca.or.jp/mobile/nonpayment.html>)をご覧ください。
- お手持ちのパソコンの相性(利用プログラムやシステムの設定)などにより正常に動作できない場合があります。
- ご契約後、上記理由を含め、お客様の都合による商品交換・キャンセル・返品は、お受けできません。
- 新規お申し込み時にご登録いただきました「暗証番号」と、発行されました「受付番号」は、ご契約者様ご本人を確認するための重要な番号ですので、お忘れにならないようご注意ください。また、第三者の方へ番号を開示しないでください。
- 暗証番号の主な利用用途は、以下の通りです。  
・お客様サポートセンターにお問い合わせいただいた際に、ご契約者様ご本人であることを確認するために利用する場合があります。  
・【マイページ】サービスなど、当社が提供する各種サービスの初期パスワードとして利用する場合があります。

### 2. 料金のお支払いについて

#### 【個人・法人名義でのご契約の場合】

- 料金について(表記金額はすべて税抜です。)
  - 提供開始日(契約日)から基本料金、パケット通信料が発生します。
  - 月途中の契約または解約については、当月分の利用日数分を日割り計算し、基本使用料を請求させていただきます。
  - 新規契約事務手数料 3,000 円を初回ご利用料金とあわせてご請求させていただきます。
  - 別途ユニバーサルサービス料金 2 円/月(日割りなし)がかかります。  
※ユニバーサルサービス料金は社団法人電気通信事業者協会が決定しており、6ヶ月に1回の見直しがあるため将来的に予告なく変更する場合があります。
- お支払い方法・ご利用料金のご請求について
  - 選択いただけるお支払い方法は、個人名義でのご契約の場合、クレジットカード払いのみとなります。
  - ご利用可能なクレジットカード会社は、お申し込み画面または申込書の記入例をご参照ください。
  - クレジットカードによるお支払いができなかった場合は、払込用紙により、別途指定のコンビニエンスストアや金融機関窓口でお支払いいただくことができます。払込用紙によるお支払いの場合、150 円/月の窓口支払手数料を請求させていただきます。
- ご利用料金のご請求について
  - BIC WiMAX SERVICE のご利用料金は毎月 1 日から月末までのご利用分を翌月にご請求させていただきます。ただし、当社が必要と認めるときは、月途中でもご請求させていただく場合があります。
  - 当社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、1 督促通知と 300 円の督促手数料や年 14.5%の延滞利息をご請求させていただくほか、利用停止させていただくことがあります。また、利用停止期間中の基本使用料等の料金につきましては、ご請求させていただきます。支払いがない場合は、全てのご契約について合わせて利用停止または契約解除させていただくことがあります。また、紙面による請求明細は発行いたしません。(ご指定いただいたクレジットカード会社の明細をご確認ください。)
  - ご契約中または過去にご契約のあった当社電気通信サービス(BIC WiMAX SERVICE 通信サービス以外も含みます。)のうち、いずれかについてご利用料金等のお支払いがない場合は、全てのご契約について合わせて利用停止または契約解除させていただくことがあります。
  - ご利用料金等(BIC WiMAX SERVICE 契約約款に定める、料金その他手数料等)に限り、当社より収納代行会社に収納代行事務を委託しております。選択いただいたお支払い方法に基づき、収納代行会社より請求させていただきます(※)。  
※収納代行会社の窓口等ではお支払いいただけませんのでご注意ください。  
※未納料金の回収を債権回収機関(弁護士、債権回収業者等)に委託する場合がございます。
  - クレジットカードでのお支払いの場合、請求にあたって必要な個人情報につきましては、当社より収納代行会社に通知させていただきます。
  - 口座振替ご希望の場合は、ご契約後マイページから変更手続きが可能です。なお、金融機関との手続き完了までに 1~2ヶ月かかる場合があります。手続き完了までの間の 1~2 回目、払込用紙により、別途指定のコンビニエンスストアでお支払いいただけます。
- 請求明細について  
・毎月請求額が確定しましたらご登録いただいているメールアドレス宛に E メールにてお知らせしますので【マイページ】にてご確認ください。

#### 【法人名義でのご契約の場合】

- お支払い方法・ご利用料金のご請求について
  - 法人名義でのご契約の場合、選択いただけるお支払い方法は、クレジットカード払い、もしくは口座振替となります。
  - 口座振替ご希望の場合は、ご契約後マイページから変更手続きが可能です。なお、金融機関との手続き完了までに 1~2ヶ月かかる場合があります。手続き完了までの間の 1~2 回目、払込用紙により、別途指定のコンビニエンスストアでお支払いいただけます。
  - クレジットカード払い、または口座振替のご契約においても、上記の内容【個人・法人名義でのご契約の場合】に基づいて請求させていただきます。
  - 払込用紙によるお支払いの場合、150 円/月の窓口支払手数料を請求させていただきます。ただし、口座振替をお支払い方法にご指定いただき、金融機関との手続き完了までに発行する場合は、2 回まで窓口支払手数料を無料といたします。  
・金融機関との手続き完了後でも、発行済の払込用紙でのお支払いが確認できない場合は、口座振替に切り替わりませぬのでご注意ください。
- 請求明細について  
・紙面による請求明細は発送いたしません。毎月請求額が確定しましたらご登録いただいているメールアドレス宛に E メールにてお知らせしますので【マイページ】にてご確認ください。  
・紙面による請求明細発送をご希望の場合は請求明細発行手数料 100 円/月にて承ります。  
(別途請求明細発行オプションのお申し込みが必要となります。なお、クレジットカードによるお支払いの場合はご利用いただけません。)

#### 【BIC 1day をご契約の場合】

- お支払い方法について
  - 選択いただけるお支払い方法は、クレジットカードのみとなります。
  - ご利用料金のお支払いが可能なクレジットカード会社は、お申し込み画面の記載をご参照ください。
- ご利用料金のご請求について
  - BIC WiMAX SERVICE のご利用料金は、1 日分のご利用時間をご購入する毎に請求させていただきます。
  - 当社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、1 督促通知と 300 円の督促手数料や年 14.5%の延滞利息を請求させていただくほか、利用停止させていただくことがあります。
  - ご契約中または過去にご契約のあった当社電気通信サービス(BIC WiMAX SERVICE 以外も含みます。)のうち、いずれかについてご利用料金等のお支払いがない場合は、全てのご契約について合わせて利用停止または契約解除させていただくことがあります。
- 請求明細について  
紙面による請求明細は発送いたしません。

### 3. BIC WiMAX SERVICE について

- BIC WiMAX SERVICE は、インターネット接続を行うことができるデータ通信サービスです。
- 通信サービスには、「WiMAX2+」と「WiMAX1+」の 2 種類があります。

	サービスエリア	インターネット接続方式
WiMAX 2+	WiMAX エリア / WiMAX 2+エリア / au4G LTE エリア(オプション)	WiMAX / WiMAX 2+方式(BWA アクセス) / LTE 方式(オプション)
WiMAX	WiMAX エリア	WiMAX 方式(BWA アクセス)

\*1: 2020年3月31日をもって、WiMAX方式の提供を終了いたします。これに伴いWiMAXサービスはご利用いただけなくなります。  
なおWiMAX2+サービスについては、WiMAX方式以外のインターネット接続方式により、引き続きご利用になれます。

【共通】

- (1) ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。
- (2) 電波を使用しているため、トンネル・地下・屋内・高所・ビルの陰・山間部等の電波の届かない所や、サービスエリア外ではご使用になれません。また、利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。
- (3) 電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。ご利用の機器で表示される電波状況については目安としてご利用ください。
- (4) ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
- (5) 迷惑メール送信防止のため、Outbound Port 25 Blocking(インターネット上へのTCP25番ポートを宛先とした通信の制限)を実施しています。メール送信の際は、587番ポートなど、25番以外のポートをメールソフト等に設定してご利用ください。対応状況および設定方法はメールサービスをご契約されている事業者等へお問い合わせください。
- (6) 当社ではインターネット上でオンラインによる各種申込状況の確認や変更が出来るサービス【マイページ】を提供いたします。

【WiMAX 2+】

- (1) 以下3つの通信モードを選択いただけます。(対応モードは端末の仕様により異なります)

	利用する方式		
	WiMAX 方式	WiMAX 2+方式	LTE 方式
ノーマルモード	○		
ハイスピードモード	○	○	
ハイスピードプラスエリアモード【オプション料金】		○	○

- (2) 毎月1日より積算したWiMAX 2+方式およびLTE方式の合計通信量が7GBを超過した場合、それ以降月末までのWiMAX 2+およびLTE方式での通信速度を128kbpsに制限させていただきます。通信速度の制限は、翌月1日に順次解除させていただきます。
- (3) 但し、以下のいずれかに該当する場合はハイスピードモードでご利用いただいたWiMAX 2+方式による通信量は7GBに含まれることなくご利用いただけます。  
-BIC 定額ギガ放題(2年)又はBIC 定額ギガ放題(3年)のプランでWiMAX 2+サービスをご契約いただいた場合。但し、エリア混雑状況により速度を制限する場合があります  
-ご契約いただいたWiMAX 2+サービスによって、auスマートバリューmineが適用されている間(但し契約期間が4年のプランでWiMAX 2+サービスをご契約いただいた場合に限り)※  
※ハイスピードプラスエリアモードで7GBを超えてご利用された場合、上記に関わらずハイスピードモードでのWiMAX 2+方式ご利用を含む通信速度の制限が月末まで行われますのでご注意ください。
- (4) ネットワーク混雑回避のため、前日までの直近3日間でWiMAX2+およびLTE方式の通信量の合計が10GB以上となった場合、ネットワーク混雑時間帯(18時頃から翌日2時頃)にかけてWiMAX2+およびLTE方式の通信速度を概ね1Mbps\*1に制限します。ただし、2時前より継続して利用している通信については、2時以降も最大で6時頃まで制限が継続すること\*2があります。  
\*1: 送受信の最大速度であり、実際の速度は電波環境等に応じて1Mbps以下になることがあります。  
\*2: 一旦通信を切断することにより当該制限は解除されます。

- (5) インターネット接続の提供にあたり、プライベートIPアドレスまたはグローバルIPアドレスを動的に1つ割り当てます。
- (6) サービス品質維持及び設備保護のため、24時間以上継続して接続している通信を切断する場合があります。

【WiMAX】

- (1) ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、一度に大量のデータを送受する通信が一定期間継続された場合、通信速度を制限させていただきますことがあります。
- (2) インターネット接続の提供にあたり、原則として動的にプライベートIPV4アドレスを1つ割り当てます。
- (3) BIC WiMAX SERVICE モデルのWiMAX通信端末は(一部商品を除く)、解約後であっても他の通信事業者では、ご利用いただけません。
- (4) ご登録いただきましたメールアドレス宛には、システム処理のタイミングにより、昼夜問わずご連絡メールが届く場合があります。

4. WiMAXの料金について

※2020年3月31日にWiMAX方式の提供を終了するため、2018年9月30日をもってWiMAXサービス(BIC 1dayを除きます)の新規受付を停止させていただきます。

1. 本サービスの料金は以下の通りです。なお、表記金額は、すべて税抜です。

(1) プラン名称: BIC 定額ダブル

基本使用料(*1)	パケット通信(*2)	無料パケット数(*3)	上限額(*4)	登録料	最低利用期間(*5)
362円/月	0.040円/パケット	9,050パケット	4,743円/月	3,000円	提供開始日(契約日)から30日間(*6)

- \*1: 月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料はご利用日数分の日割額となります。ただし、無料パケット数は、ご利用日数に関わらず9,050パケットとなります。
- \*2: パケット通信料は、送受信したパケット量に応じて課金されます(1パケット=128バイト)。受信状況や受信したデータにより正しく受信されない場合でもパケット通信料がかかります。
- \*3: 基本使用料に含まれます。
- \*4: 基本使用料362円およびパケット通信料上限4,381円を合計した金額になります。
- \*5: 最低利用期間内に解約された場合は、2,000円の契約解除料が発生します。
- \*6: 提供開始日(契約日)当日を含みます。

(2) プラン名称: BIC 定額

基本使用料(*1)	パケット通信料	登録料	最低利用期間(*2)
4,267円/月	無料	3,000円	提供開始日(契約日)から30日間(*3)

- \*1: 月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料はご利用日数分の日割額となります。
- \*2: 最低利用期間内に解約された場合は、2,000円の契約解除料が発生します。
- \*3: 提供開始日(契約日)当日を含みます。

(3) プラン名称: BIC 定額年間パスポート

基本使用料(*1)	パケット通信料	登録料	年間パスポート適用期間(*2)
3,696円/月	無料	3,000円	提供開始日(契約日)を含む月から12ヶ月間(*3)

- \*1: 月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料はご利用日数分の日割額となります。  
 \*2: 提供開始日(契約日)を含む月または更新月(\*4)から12ヶ月間が年間パスポート適用期間となります。  
 \*3: BIC 定額年間パスポートの提供開始(契約日)後、ご解約又は料金プランの変更の際、次のいずれかに該当する場合を除き、5,000円の年間パスポート解除料(\*5)が発生します。  
 1) 満了月(\*4)の末日又は更新月にご解約された場合。  
 2) 更新月又はその翌月に料金プランの変更が適用される場合。  
 \*4: 提供開始日(契約日)を含む月から12ヶ月間目を「満了月」、その翌月を「更新月」といいます。なお、年間パスポート適用期間は自動更新となります。  
 \*5: BIC 定額年間パスポート解除料の加算  
 BIC 定額年間パスポートでご加入いただいた場合、提供開始日(契約日)を含む月から12ヶ月間の年間パスポート解除料は9,500円となります。

(4)プラン名称: BIC 1day

都度利用料	登録料	通信料	最低利用期間
572円/1日	無料	無料	なし

2. 料金プランの変更(\*1)

- (1)料金プランを変更する場合は、お申し込み翌月からの適用となります。  
 \*1: BIC 定額ダブル、BIC 定額、BIC 定額年間パスポート間の変更のみとなります。

5. WiMAX 2+の料金について

1. 本サービスの料金は、以下の通りです。なお、表示金額は、すべて税別です。  
 (1)基本料金プラン

プラン名	基本使用料(*1)	登録料	契約期間
BIC 定額 ギガ放題 (2年)*2	4,880円/月	3,000円	24ヶ月間(*3)
BIC 定額 ギガ放題 (3年)*2*4	4,880円/月	3,000円	36ヶ月間(*3)
BIC 定額 ギガ放題 (期間条件なし)	5,880円/月	3,000円	なし
BIC 定額 ツープラス*5	4,196円/月	3,000円	24ヶ月間(*3)
BIC 定額 ツープラス (2年)*2	4,196円/月	3,000円	24ヶ月間(*3)
BIC 定額 ツープラス (3年)*2*4	4,196円/月	3,000円	36ヶ月間(*3)
BIC 定額 ツープラス (4年)*2*4	4,196円/月	3,000円	48ヶ月間(*3)
BIC 定額 ツープラス (期間条件なし)	5,196円/月	3,000円	なし

- \*1: 月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料はご利用日数分の日割額となります。  
 月末時点でご利用の場合、別途ユニバーサルサービス料2円/月がかかります。(日割り計算は行いません。)  
 ※ユニバーサルサービス料金は社団法人電気通信事業者協会が決定しており、6ヶ月に1回の見直しがあるため将来的に予告なく変更する場合があります。  
 \*2: au スマートバリューmineのお申し込みに対応した料金プランです。  
 au スマートバリューmineの適用を受けるためには、別途 au へお申込みいただく必要があります。  
 ※au スマートバリューmineの適用はauへお申込みいただいた翌月からとなります。auスマートフォンとWiMAX2+対象プランのご契約者が同一名義の場合にお申込みいただけます。au スマートバリューmine と au スマートバリューを重複してお申込みは出来ません。  
 \*3: 新規ご加入時は、提供開始日(契約日)を含む月の翌月末までを1ヶ月目とします。契約期間の24ヶ月目(または36ヶ月目若しくは48ヶ月目)を「満了月」、その翌月を「更新月」とします。契約期間の設定された料金プランを提供開始日(契約日)後に解約する場合、満了月の末日又は更新月を除き契約解除料が発生します。  
 \*4: ギガ MAX 月割のお申し込みに対応した料金プランです。ギガ MAX 月割の適用を受けるためには、別途 UQ mobile へお申込みいただく必要があります。  
 ※ギガ MAX 月割の適用は UQ mobile へお申込みいただいた翌月からとなります。UQ mobile スマートフォンとWiMAX2+対象プランのご契約者が同一名義の場合にお申込みいただけます。(法人契約は対象外となります。)  
 \*5: 「BIC 定額 ツープラス」は、2017年6月1日をもって新規受付を停止します。

(2)契約解除料について

契約解除料は9,500円です。但し、契約期間の設定された料金プランでご加入いただく際に特約を選択いただいた場合、当該料金プランの契約期間が満了し、自動更新されるまでの間、契約解除料を以下とする条件が適用されます。

プラン契約期間(*1)	契約解除料(特約適用時)		
	契約期間が24ヶ月の料金プラン	契約期間が36ヶ月の料金プラン	契約期間が48ヶ月の料金プラン
	BIC 定額 ギガ放題 (2年)	BIC 定額 ギガ放題 (3年)	BIC 定額ツープラス (4年)
	BIC 定額 ツープラス/BIC 定額ツープラス (2年)	BIC 定額ツープラス (3年)	
1ヶ月目~12ヶ月目	19,000円	19,000円	19,000円
13ヶ月目~24ヶ月目	14,000円	14,000円	14,000円
25ヶ月目~36ヶ月目	-	9,500円	9,500円
37ヶ月目~48ヶ月目	-	-	9,500円

- \*1: 新規ご加入時は、提供開始日(契約日)を含む月の翌月末までを1ヶ月目とします。

(3) 料金プランの自動更新について

料金プランは契約期間の満了をもって自動更新となり、ご契約いただいた料金プランに応じた契約期間が更新月を1ヶ月目として再度適用されます。料金プランに特約が適用されている場合は、この自動更新をもって特約の適用が終了します。

(4) LTE オプション料

「BIC 定額 ギガ放題 (3年)」「BIC 定額ツープラス (3年)」「BIC 定額ツープラス (4年)」を契約されている場合、オプション料は加算されません。その他のプランを契約されている場合で、ハイスピードプラスエリアモードで接続を行った月は、以下のご利用料金が加算されます。ただし、「au スマートバリューmine」を契約されている月(契約月、解約月を含みます)は、加算されません。



利用料	登録料
1,005 円/月 *1	無料

- \*1: 月の途中でのご加入またはご解約の場合であっても、LTE オプション料は日割りとなりません。  
 (5)グローバルIPアドレスオプション利用料  
 グローバルIPアドレスオプション用APNIに接続(\*1)を行った月は、以下のご利用料金が加算されます。

利用料	登録料
96 円/月 *2	無料

- \*1: グローバルIPアドレスオプションのご利用にあたり、事前のお申込みは不要です。WiMAX 2+対応機器の接続先をグローバルIPアドレスオプション用APNIに変更することでご利用いただけます。  
 \*2: 月の途中での接続先変更の場合であっても、グローバルIPアドレスオプション利用料は日割りとなりません。

#### 2. 料金プランの変更

- (1) 料金プランは変更を行うことができます。変更を行う場合、新しいプランは翌月適用となります。
- (2) 契約期間の異なる料金プランへ変更を行った場合、新しいプランの契約期間は1ヶ月目からとなります。
- (3) 特約の適用中に変更を行った場合、変更先の料金プランにも特約が適用されます。
- (4) 契約期間の設定された料金プランを満了月または更新月以外に変更手続きした場合、条件により契約解除料が発生します。
- (5) BIC定額ツープラス（期間条件なし）又はBIC定額 ギガ放題（期間条件なし）を変更元又は変更先とする料金プランの変更を申し込むことはできません。

#### <契約解除料の発生する料金プラン変更>

契約期間の設定が短い料金プランへ変更した場合  
 但し、満了月または更新月に料金プラン変更手続きを行った場合、契約解除料は発生しません。

#### 3. BIC定額 ツープラスおトク割の適用

別途定めるWiMAX 機器のご購入と同時に、契約期間の設定された料金プランを選択して新たにご加入いただいた場合、毎月の料金を割引します。割引内容の変更および終了時期についてはWEB等の媒体にて告知します。

プラン名	BIC定額 ツープラス おトク割 割引額	割引期間
BIC定額 ギガ放題 (2年)	500 円/月 *1	24ヶ月間 *2
BIC定額 ギガ放題 (3年)	500 円/月 *1	36ヶ月間 *2
BIC定額 ギガ放題 (期間条件なし)	適用なし	適用なし
BIC定額 ツープラス	500 円/月 *1	24ヶ月間 *2
BIC定額 ツープラス (2年)	500 円/月 *1	24ヶ月間 *2
BIC定額 ツープラス (3年)	500 円/月 *1	36ヶ月間 *2
BIC定額 ツープラス (4年)	500 円/月 *1	48ヶ月間 *2
BIC定額 ツープラス (期間条件なし)	適用なし	適用なし

- \*1 月途中での加入または解約を行った場合、割引額は日割りとなります。  
 \*2: 新規ご加入時は、提供開始日(契約日)を含む月の翌月末までを1ヶ月目とします。

#### <長期利用割引の適用>

「BIC定額ツープラスおトク割」の割引期間の満了後、対象種別の回線契約をさらに継続して契約されているお客様には、「BIC定額ツープラスおトク割」適用前の基本使用料から下記の料金額を毎月割引します。

対象プラン名	割引額
BIC定額 ギガ放題 (2年)	500円/月 *1
BIC定額 ギガ放題 (3年)	
BIC定額 ツープラス	
BIC定額 ツープラス (2年)	
BIC定額 ツープラス (3年)	
BIC定額 ツープラス (4年)	

- \*1: 月途中での加入または解約を行った場合、割引額は日割りとなります。

#### 4. ギガ放題お試し割引の適用

「BIC定額 ギガ放題 (2年)」「BIC定額 ギガ放題 (3年)」を選択して新たにご加入いただいた場合、毎月の料金を割引します。本割引はおトク割と併せて適用します。割引内容の変更および終了時期についてはWEB等の媒体にて告知します。

プラン名	割引額	割引期間
BIC定額 ギガ放題 (2年)	684 円/月 *1	3ヶ月間 *2
BIC定額 ギガ放題 (3年)		

- \*1 月途中での加入または解約を行った場合、割引額は日割りとなります。

- \*2 提供開始日(契約日)を含む月の月末までを1ヶ月目とします。

料金プランを変更した場合、割引期間の満了前であっても変更先プランの適用開始をもって本割引は終了します。この場合、再度「BIC定額 ギガ放題 (2年)」「BIC定額 ギガ放題 (3年)」へ変更を行った場合においても、割引の適用は行われません。

#### 6. 暗証番号について

- 新規お申し込み時にご登録いただきました「暗証番号」は、ご契約者様ご本人を確認するための重要な番号ですので、お忘れにならないようご注意ください。また、第三者の方へ番号を開示しないでください。
- 暗証番号の主な利用用途は、以下の通りです。
  - お客様サポートセンターにお問い合わせいただいた際に、ご契約者様ご本人であることを確認するために利用する場合があります。
  - 【マイページ】サービスなど、当社が提供する各種サービスの初期パスワードとして利用する場合があります。

#### 7. 未成年者のご契約について

- 未成年者のご契約にあたっては、次の親権者同意事項に同意の上お申し込みいただけます。年齢が満13歳未満の方がご契約いただくことはできません。また、ご契約の際はBIC WiMAX SERVICE 取扱い店舗のみとなります\*1。

(1)未成年者によるお申し込み時の親権者同意事項

私は、親権者等の法定代理人の代表者として、契約申込者が株式会社ラネットと、BIC WIMAX SERVICE 契約約款に基づき利用契約を締結すること、利用開始以降 BIC WIMAX SERVICE に関する各種申し込みを行うことについてあらかじめ同意します<sup>※2</sup>。なお、契約者本人が BIC WIMAX SERVICE の利用料金の支払方法として親権者名義のクレジットカード<sup>※3</sup>を指定した場合には、契約者が利用した BIC WIMAX SERVICE の利用料金を、指定されたクレジットカードから支払うことにも同意し、万一料金の支払いを滞納することがあれば、その解消に努力します。

※1：ご契約者が未成年で月額料金のお支払いを親権者名義のクレジットカードで希望される場合は、クレジットカード名義の親権者の同伴、且つ親権者のご本人様確認書類が必要です。

※2：当社ではインターネット上でオンラインによる各種申込状況の確認や変更が出来るサービス【マイページ】を提供いたします。

※3：親権者情報欄(親権者同意欄)の親権者名義に限ります。

2. 未成年者のご契約の場合、確認の為、親権者の方へお電話を差し上げる場合があります。未成年者のご契約で料金に未納があった場合は、親権者の方に金額等をご案内させていただくことがあります。

3. 契約の変更・解約について

1. 契約の変更について

お客様のご契約情報は、【マイページ】サービスで変更いただくことができます。お引越しなどで、住所・連絡先に変更があった際には、必ずお手続きいただきますようお願いいたします。

2. 契約の解約について

BIC WIMAX SERVICE サポートセンターまで、契約者ご本人様からご連絡を頂くか、解約届に必要な事項をご記入のうえ、BIC WIMAX SERVICE サポートセンターまで郵送をお願いいたします。なお、サポートセンターへご連絡を頂いた場合「ご契約者様名」「暗証番号」「お電話番号」を確認させていただきます。

【サポートセンターへご連絡を頂く場合】

※ご連絡いただいた当日～30 日後までの期間内で、解約日をご指定いただけます。

※月末は混雑が予想されます。後日ご連絡をいただいても、日付を避けての解約を行えませんので、お手数ですが早めのご連絡をお願いいたします。

【解約届を郵送して頂く場合】

下記のいずれかの方法でご用意をお願いいたします。

■必要書類をダウンロード

サイト内ダウンロードページより、①解約届、②解約届別紙(法人様)、③封筒貼付用紙、をダウンロードしてください。必要事項をご記入のうえ郵送をお願いいたします。

■必要書類を取り寄せ

BIC WIMAX SERVICE サポートセンターまでご連絡ください。サポートセンターより、解約書類と返信用封筒を送付いたしますので、必要事項をご記入のうえ返送をお願いいたします。

※郵送における遅延・事故についての、責任は負いかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

3. 会員契約を解約された場合は、契約に紐づくオプション(ファミ得バック・デバイス+プラス・WiFi+プラス・Wi2 300 等)も解約になります。

9. 個人情報の取り扱いについて

当社は、個人情報の保護に関する法律、ガイドライン、その他規範等に基づき、ご提示頂いた個人情報を適切に取り扱う為、プライバシーポリシーを策定し、これを遵守致します。※プライバシーポリシーの詳細については、当社ホームページ(<http://www.bic-ws.net/policy.html>)をご確認下さい。

ご契約者様の個人情報については、以下の目的に利用いたします。

1. ご利用料金(ご請求・お支払等)に関する業務
2. 契約審査等に関する業務
3. 通信機器等の販売に関する業務
4. お客様相談対応に関する業務
5. アフターサービスに関する業務
6. オプションサービス追加・変更に関する業務
7. サービス休止に関する業務
8. 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務
9. アンケート調査に関する業務
10. 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務
11. 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務
12. サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務
13. 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務
14. その他、契約約款等に定める目的

・当社は、ご本人の意思に反して個人情報の取得を行うことはありませんが、当社サービスのご提供に必要な情報をご提示頂けない場合にはサービスの

ご提供をお断りさせて頂くことがあります。

・当社は、サービスのご提供に必要な業務の実施に際して業務委託先に個人情報を提供する場合があります。その場合、個人情報の保護が十分に図られている企業を選定し個人情報保護の契約を締結する等、必要かつ適切な処置を実施致します。

・当社は、契約約款に基づき、連携事業者が当社と連携して行う割引等の適用又は案内等を行うことを目的として、個人情報を連携事業者に提供します。

・当社は、個人情報をご本人の同意を得る事なく業務委託先以外の第三者に対して提供致しません。但し、法令により定めがある事項については、その定める所によります。

【WIMAX 2+】

1.KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社が当社と提携して行う割引(au スマートバリューmine)の適用、案内等を行うため、当社は、WIMAX 2+のご契約者様の氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している WIMAX 2+サービスの内容、提供開始・解約等の日付等、契約のステータスに関する情報を KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社へ通知します。

2.UQ コミュニケーションズ株式会社および UQ モバイル沖縄株式会社が当社と提携して行う割引(ギガ MAX 月割)の適用、案内等を行うため、当社は、WIMAX2+のご契約者様の氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している WIMAX2+サービスの内容、提供開始・解約の日付等、契約のステータスに関する情報を UQ コミュニケーションズ株式会社および UQ モバイル沖縄株式会社に通知します。

10. 端末不具合と保証に関して

1.WIMAX 2+端末での不具合に関しましては、「BIC WIMAX SERVICE お客様サポートセンター」へご連絡をお願い致します。

2.購入から 15 日以降経過している場合は au ショップでの対応となります。(USB スティックタイプ・ホームタイプは除く)

※故障修理対応をさせていただく場合は、「au ショップ」でのお手続きをご案内させていただきます。(USB スティックタイプ・ホームタイプは除く)

※紛失・盗難などに関しましては、KDDI 株式会社 (au) が提供している安心ケータイサポートプラスは適用できません。

3.保証期間内(お買い上げ日より1年間)の保証対応については、同梱されている保証書が必要になります。紛失・盗難は保証対象外。

※店頭にて故障交換を行う場合、円滑に対応をさせていただく為、購入時のレシート・ポイントカードのご持参をお願いします。

4.電池パック(バッテリー)は、消耗品となりますので劣化に伴い、使用時間の低下が生じます。また、電池パックが膨張する可能性があります。

5.ご利用される機器に充電を行う場合は、取扱説明書に記載の AC アダプタを必ずご使用ください。

取扱説明書に記載されていない AC アダプタをご使用の場合、それ起因する全ての故障や事故は保証の対象外となります。また、それが原因で修理が必要となった場合、製品の保証期限内であっても有償修理となります。

11. 安心デバイス+プラスについて

1.BIC WIMAX SERVICE のご契約者が所有する補償対象機器に補償対象事故が生じた場合において、契約者からの申出に基づき交換補償を行うサービスを提供します。

2.本サービス料金は、1 端末契約ごとに契約翌月から月額 380 円になります。BIC WIMAX SERVICE 利用料金に合算して請求いたします。また、本サービス解約後、または BIC WIMAX 回線契約を解約した場合再度お申し込みはできません。※日割りなし

3.本サービス料金は、利用契約が成立した日を含む月の翌月から 1 利用契約ごとに月額 380 円になります。※日割り計算なし

4.補償対象機器は、当社の指定するウェブページに掲載した通信機器(クレードル、充電器、ケーブルその他本体以外の周辺機器等を除きます)とします。

5.補償対象事故は、下記のいずれかに該当する事故等とします。

・自然故障(取扱説明書及び添付ラベルその他の注意事項等の記載内容に従った正常な使用状態で発生した故障。)

・水濡れ

・破損

- ※故障した通信機器が存在しない場合は、通信機器の交換を行いません。
- 6.本サービスは、補償対象機器以外の交換申請、また修理に対する申請、盗難・紛失の事由による申請、最後に交換申請した日から180日以内に発生した補償対象事故に係る申請等の場合は、通信機器の交換を行いません。
- 7.加入月の翌月から適用となります。ただし、申込日から15日を経た翌月1日を迎えた場合、申込日から15日経過した以降から適用になります。加入月での交換申請はできません。また、交換申請した日から180日以内の再申請はできません。
- 8.本サービスを利用して通信機器の交換を行う場合、当社指定の方法で行うものとします。また、契約者の補償対象機器が生産終了品の場合は、推奨代替品での交換をさせていただきます。
- 9.BIC WIMAX SERVICE を解約された場合は、一緒に本サービスも解約させていただきます。
- 10.本サービスは、BIG WIMAX SERVICE 安心デバイス+プラス利用規約と一体となって適用されるものとしその他事項については、規約の規定によります。

【安心デバイス+プラスに関するお問い合わせ】

■BIC WIMAX SERVICE お客様サポートセンター■

固定電話から 0120-99-5151 (通話料無料) 携帯電話・PHS・公衆電話から 042-310-3710 (通話料有料) 受付時間:9:00~21:00 (年中無休)

**12. 安心デバイス2+プラスについて**

- 1.BIC WIMAX SERVICE のご契約者が所有する補償対象機器に補償対象事故が生じた場合において、契約者からの申出に基づき交換補償又は盗難・紛失補償を行うサービスを提供します。
- 2.本サービス料金は、1 端末契約ごとに契約翌月から月額 480 円になります。BIC WIMAX SERVICE 利用料金に合算して請求いたします。また、本サービス解約後、または BIC WIMAX 回線契約を解約した場合再度お申し込みはできません。※日割りなし
- 3.本サービス料金は、利用契約が成立した日を含む月の翌月から 1 利用契約ごとに月額 480 円になります。※日割り計算なし
- 4.補償対象機器は、当社の指定するウェブページに掲載した通信機器(クレードル、充電器、ケーブルその他本体以外の周辺機器等を除きます)とします。
- 5.補償対象事故は、下記の 2 つに分類され、いずれかに該当する事故等とします。

＜交換補償にあたる場合＞

- ・自然故障(取扱説明書及び添付ラベルその他の注意事項等の記載内容に従った正常な使用状態で発生した故障。)
- ・水濡れ
- ・破損

※故障した通信機器が存在しない場合は、通信機器の交換を行いません。

＜盗難・紛失補償にあたる場合＞

- ・盗難・紛失

6.交換補償の場合は、いずれかに該当する場合は通信機器の交換を行いません。

- ・補償対象機器以外の交換申請
- ・修理に対する申請、盗難・紛失の事由による申請
- ・最後に交換申請した日から180日以内に発生した補償対象事故に係る申請等の場合

7.盗難・紛失補償の場合は、いずれかに該当する場合は通信機器の交換を行いません。

- ・補償対象機器以外の盗難・紛失申請
- ・修理に対する申請
- ・盗難・紛失以外の事由による申請
- ・盗難・紛失に際して警察または消防署などの公的機関への届出を行っていない申請
- ・交換補償、盗難・紛失補償の請求を行った日を起算日として、過去1年間に既に2回の補償(交換補償含む)を受けている場合
- ・地震、噴火、津波、風水災その他自然災害に起因する被害に基づく申請、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。)に起因する被害に基づく申請

8.盗難・紛失補償の場合は、下表の負担金を支払っていただきます。

区 分	負担金(税抜)
1 回目の補償時	5,000 円
2 回目の補償時	7,000 円

- ・上記区分は、その補償の請求があった日を起算日として、過去1年間に受けた補償の回数に応じて適用いたします。
  - ・上記負担金は UIM カードの再発行金額 2,000 円を含みます。
  - ・上記負担金の支払について、利用契約における支払方法がクレジットカード以外の場合、当社が定める指定口座への入金を確認できてから盗難・紛失補償の対応を開始いたします。
  - ・上記負担金について、利用契約における請求情報に記載はされません。
- 9.加入月の翌月から適用となります。ただし、申込日から15日を経た翌月1日を迎えた場合、申込日から15日経過した以降から適用になります。加入月での交換申請、盗難・紛失申請はできません。
- 10.本サービスを利用して通信機器の交換を行う場合、当社指定の方法で行うものとします。また、契約者の補償対象機器が生産終了品の場合は、推奨代替品での交換をさせていただきます。
- 11.BIC WIMAX SERVICE を解約された場合は、一緒に本サービスも解約させていただきます。
- 12.本サービスは、BIG WIMAX SERVICE 安心デバイス+プラス利用規約と一体となって適用されるものとしその他事項については、規約の規定によります。

【安心デバイス2+プラスに関するお問い合わせ】

■BIC WIMAX SERVICE お客様サポートセンター■

固定電話から 0120-99-5151 (通話料無料) 携帯電話・PHS・公衆電話から 042-310-3710 (通話料有料) 受付時間:9:00~21:00 (年中無休)

**13. 安心サポート+プラスについて**

- 1.BIC WIMAX SERVICE のご契約者が利用している、当社通信サービスの提供区域において提供いたします。
- 2.利用契約者のパソコンや接続機器等に関する電話サポート、パソコンにインターネット接続を介しアクセスし、遠隔操作にて行うリモートサポート、問題が解決できない場合および、利用契約者の要望により、お客様宅へ直接訪問し作業を行う訪問サポート\*で状況に応じて対応いたします。  
※訪問サポートは別途有料 ※訪問サポート料金の支払いは現金のみ。
- 3.本サービス利用の際は、BIG WIMAX SERVICE のご契約者と同一の方に限ります。
- 4.サポート料金は、1 契約ごとに月額 500 円になります。※日割り計算なし
- 5.訪問サポートの料金のお支払いは、お客様宅でのサポート作業を完了した時に、直接サポート作業スタッフにお支払いいただきます。
- 6.サポート範囲・訪問サポート料金等、詳しい内容につきましては、BIG WIMAX SERVICE ホームページから「安心サポート+プラス利用規約」をダウンロードしていただき、ご確認願いたします。
- 7.BIC WIMAX SERVICE ご契約をご解約された場合は、一緒に本サービスもご解約させていただきます。
- 8.安心サポート+プラスのご解約について
- ・2日～末日のご解約…申出日の属する月の末日をもって本サービスの利用契約がご解約となります。※当月の末日まで、本サービス利用可能
  - ・1日のご解約…申出日の属する月の前月末日をもって本サービスの利用契約がご解約となります。
- 9.本サービスの利用により、BIG WIMAX SERVICE 製品の使用または、その使用不能により生じた特別損害、偶発的損害、間接損害、またはこれに類似する損害、データ消失などに関して一切の責任を負いません。
- 10.本サービスの提供にあたり、ご契約者のパソコン等に保存されているデータの消失、毀損改変等については保証いたしませんので、ご利用者はパソコン等に保存されているデータ等のバックアップを予め作成願いたします。
- 11.利用契約者のすべての問題のサポートの提供、または問題の解決を保証するサービスではありません。
- 12.本サービス利用の際に、ご解決できなかった場合においても、利用料金をお支払いいただくことがあります。
- 13.お客様及びサポート製品に関し、当社の責めに帰すべき理由により損害を被った場合であって、当社の修正等の処置によりその損害が回復されなかった場合には、当社に対して損害賠償を行うことができます。
- 14.お客様の当社に対する損害の賠償請求は、損害が発生してから3ヶ月、もしくは当社とお客様との契約終了後3ヶ月の間に、当社に対する書面による請求がなされなかった場合には行うことができません。※お客様の特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負いません。
- 15.BIC WIMAX SERVICE 回線契約での料金を滞納している場合は、電話サポート・リモートサポート・訪問サポートをご利用できません。
- ・本サービスの提供に伴い、お客様情報を契約事業者およびその他当社が必要と認めた事業者との間で共有させていただきます。
  - ・本サービスは、BIG WIMAX SERVICE 安心サポート+プラス利用規約と一体となって適用されるものとしその他事項については、規約の規定によります。

#### 【安心サポート+プラス料金2ヶ月無料キャンペーンの適用】

1. 安心サポート+プラスを初めて申込みの場合、適用開始日(契約日)を含む月およびその翌月の安心サポート+プラス料金 500 円が無料となります。
2. 訪問サポートの料金のお支払いについては、別途お支払いいただきます。

#### 【BIC WiMAX SERVICE 安心サポートセンター】

■安心サポート+プラス加入者専用窓口■ 固定電話・携帯電話・PHSから 0120-184-027 (通話料無料) 受付時間:9:00~21:00 (年中無休)

#### 14. 公衆無線LANサービスについて

##### 【WiMAX 2+】

「WiMAX 2+」ご契約のお客様は、以下 2 種類の公衆無線 LAN アクセスサービスが無料でご利用いただけます。

##### (1)Wi-Fi + プラスプレミアム

1. Wi-Fi + プラスプレミアムは BIC WiMAX SERVICE の付加サービス(オプション)として提供する、公衆無線 LAN アクセスサービスです。
2. ご利用にあたっては「マイページ」よりお申し込みいただき、ログイン ID/パスワードを取得いただく必要があります。
3. 月額利用料、初期費用は無料です。
4. ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
5. ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではなく、回線の混雑状況などにより通信速度が異なります。
6. サービスエリアによっては、ご利用の通信の種類により速度が制限される場合があります。
7. 電波を使用しているため、サービスエリア内であっても電波の届かない所や、サービスエリア外ではご利用いただけません。また、ご利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。
8. Wi-Fi + プラスプレミアムを解約する際は、マイページにて承ります。なお、その際には、「マイページ ID」「パスワード」が必要となります。会員登録をされていない方は、ご契約時にご記入いただいた「暗証番号」と、新規お申込み手続きを完了時にお知らせした「受付番号」が必要となります。
9. Wi-Fi + プラスプレミアムのご利用にあたっては「BIC WiMAX SERVICE 契約約款」のほか、「WiMAX2+Wi-Fi サービス ご利用規約」が適用されます。規約は以下の URL からご確認ください。

<http://www.uqwimax.jp/signup/term/index2.html>

##### (2)au Wi-Fi SPOT

1. 「WiMAX 2+」ご契約のお客様は、公衆無線LANアクセスサービス「au Wi-Fi SPOT」が無料でご利用いただけます。WiMAX 2+の UIM カードを装着した対応端末で接続機能を有効にいただくことでご利用いただけます。
2. au Wi-Fi SPOT のご利用にあたっては「au Wi-Fi SPOT 利用規約」が適用されます。規約は以下の URL からご確認ください。

<http://www.uqwimax.jp/signup/term/index2.html>

3. SSID「au\_Wi-Fi2」に対応した国内スポットでご利用いただけます。海外でのご利用はできませんのでご注意ください。

##### 【WiMAX】

##### Wi-Fi + プラス

1. Wi-Fi + プラスは BIC WiMAX SERVICE の付加サービス(オプション)として提供する、公衆無線 LAN アクセスサービスです。
2. 月額利用料、初期費用は無料です。
3. ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
4. ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではなく、回線の混雑状況などにより通信速度が異なります。
5. サービスエリアによっては、ご利用の通信の種類により速度が制限される場合があります。
6. 電波を使用しているため、サービスエリア内であっても電波の届かない所や、サービスエリア外ではご利用いただけません。また、ご利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。
7. Wi-Fi + プラスを解約する際は、マイページにて承ります。なお、その際には、「マイページ ID」「パスワード」が必要となります。

#### 15. オプション料金について

1. オプションサービスの料金は以下の通りです。なお、表示金額は、すべて税抜です。

##### (1)オプション名称:デバイス+プラス (WiMAX 2+は除く)

機器追加料(1台追加につき)(\*) : 191 円/月 登録料: 無料

\*1: 機器追加料は月間で追加登録された WiMAX 機器の合計数を乗じた金額になります。日割り計算は行いません。デバイス+プラスは 1 つの料金契約において 2 台まで追加が可能です。(同時接続はできません。)

##### (2)オプション名称:WiMAX ファミ得バック (WiMAX 2+は除く)

WiMAX ファミ得バック利用料(\*) : 2,172 円/月 登録料: 無料

\*1: 月途中でのお申し込み、廃止の場合、WiMAX ファミ得バック利用料の日割り計算は行いません。1つの料金契約(\*2)において同時に 2 接続(\*3)までご利用いただけます。ご利用にあたってデバイス+プラスのお申し込みが必要です。

\*2: BIC 定額ダブルでご契約の場合、パケット通信料は 2 台分のデータ通信量の合計で計算され、118,575 パケットをこえた場合、BIC 定額ダブルのご請求額は上限額 4,743 円となります。

\*3: デバイス+プラスを含み、1つの料金契約において 2 台まで追加が可能です。

##### (3)オプション名称:グローバル IP アドレスオプション (BIC 1day 除く)

グローバル IP アドレスオプション利用料(\*) : 96 円/月 登録料: 無料

\*1: 月途中でのお申し込み、廃止の場合、グローバル IP アドレスオプション利用料の日割り計算は行いません。

##### 2. BIC WiMAX SERVICE オプションストア(オプションサービス)について

・無料特典は初回申し込み時、1回のみ適用となります。

・登録完了後、オプションサービス申込み受付完了メールが、初回のみ配信されます。

・月々の WiMAX 通信料金に合算して請求いたします。

・無料期間を過ぎた場合は、オプション月額料金がかかります。オプションによって月額額は異なります。

・月途中の加入および解約の場合でも、日割り計算はいたしません。

・オプションストア(オプションサービス)の解約については、マイページログイン後、<http://option.uqwimax.jp/bic> からお手続きが可能です。

・今回お申込み頂いた、BIC WiMAX 回線契約を解約した場合は、解約月の末日をもって自動的に解約されます。※日割り計算なし。

##### ※お支払方法がクレジットカードから口座振替または、コンビニ支払いに切り替わった場合

・マイページからオプションストアサービスにログイン出来なくなります。オプション内容のすべての変更登録(解約を含む)は、BIC WiMAX SERVICE お客様サポートセンターまでご連絡をお願いいたします。

#### 16. Wi<sup>2</sup> 300について

1. BIC WiMAX SERVICE を解約後につきましては、翌日(翌営業日)にWi<sup>2</sup> 300も契約解除となります。
2. ご契約のWi<sup>2</sup> 300 に関しては、メンテナンス・障害等によりご使用できない場合があります。
3. 契約内容変更・設定方法・サービス案内・約款等は、下記ホームページ又は、お電話にてご確認ください。

<http://300.wi2.co.jp>

【Wi<sup>2</sup> 300 に関するお問い合わせ】 事業者: ㈱ワイヤ・アンド・ワイヤレス

TEL : 0120-858-306 <通話料無料> (年中無休: 10 時~19 時)

Email : 右記メールアドレスよりお問い合わせください <http://300.wi2.co.jp/contact/mailform/>

#### 17. WiMAX セット割について

1. WiMAX セット割(以下、セット割)とは、WiMAX 2+ご契約(以下、本契約)を条件に、ご契約店舗にて当社指定商品値引きさせていただく特典となります。
2. 初期契約解除により本契約を解除された場合、セット割の値引きは無効となり、セット割による値引き金額はご契約店舗にてご精算させていただきます。必ずご契約店舗の WiMAX コーナーへご来店の上、お手続きください。  
※ご来店の際は、WiMAX 2+端末一式、初期契約解除申請書(店頭で記入もしくは web でダウンロード出来ます)、商品購入時のレシートおよびポイントカード、ご本人様確認書類をご持参ください。

#### 18. 初期契約解除制度について (個人名義で契約のお客様のみ適用)

1. 提供開始日(契約日)又は交付書面(ご契約の内容)をお客様が受領した日のいずれか遅い日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面(初期契約解除申請書)により本契約(料金プランを変更する場合は、その変更を内容とする契約とします。以下同じとします。)の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。

2. 初期契約解除を行った場合は、次のとおり取り扱います。

◆新規契約の場合

- BIC WiMAX SERVICE 契約により発生した登録料、ユニバーサルサービス料金及び契約解除までに提供を受けた BIC WiMAX SERVICE 利用料をご請求します。BIC WiMAX SERVICE 契約に基づき当該料金以外の金銭等を受領している場合、当該金銭等をお客様に返還します。
- オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解約されます。
- お客様が BIC WiMAX SERVICE 契約の締結と同時に当社から購入した端末は、初期契約解除後速やかに契約店舗へご返却いただけます。詳細条件は、重要事項説明書の「20. 端末返還に関する確認事項」をご参照ください。
- ◆料金プラン変更の場合
  - 料金プランを変更した時点に遡って変更前の料金プランを適用します。

3. WiMAX 2+への変更契約後の初期契約解除の場合、BIC WiMAX SERVICE 料金プランを変更前の状態に復します。(以下は一例。)

変更前プラン	変更後プラン	解除行使、復帰先
WiMAX	WiMAX 2+	なし(契約解除)
WiMAX サービス内でのプラン変更		翌月に変更前プランに復す。
WiMAX 2+サービス内でのプラン変更		行使月に変更前プランに復す。

4. 同時に端末を購入の場合、初期契約解除時には、購入した端末を返却いただけます。詳細は「【別記】端末返還に関する確認事項」を参照ください。

<初期契約解除の申請にご用意いただくもの>

【BIC WiMAX SERVICE 取扱店舗ご購入の場合※】

① BIC WiMAX SERVICE 初期契約解除申請書 ② 購入した端末(一式) ③ ご本人様確認書類 ④ レシート・ポイントカード

※ BIC WiMAX SERVICE 契約をお申込みいただいた店舗にて、初期契約解除の申請をお願いいたします。

【BIC WiMAX SERVICE 取扱店舗以外(機種変更等)ご購入の場合】

本契約を特定できる事項(受付番号・契約者住所・契約者氏名)を記載した書面(BIC WiMAX 初期契約解除申請書)を郵送等により BIC WiMAX SERVICE お客様サポートセンターまでご提出ください。当該書面の提出に要する費用は、お客様にご負担いただけます。

5. 初期契約解除制度の間合わせ先について

BIC WiMAX SERVICE お客様サポートセンターもしくは、BIC WiMAX SERVICE 契約をお申込みいただいた店舗へお問い合わせください。

【BIC WiMAX SERVICE お客様サポートセンター】

固定電話から 0120-99-5151 (通話料無料)

携帯電話・PHS・公衆電話から 042-310-3710 (通話料有料)

受付時間: 9:00~21:00 (年中無休)

※尚、お客様との通話は、お問い合わせ内容の確認とサービス向上の為、録音させて頂いております。

### 19. 端末返還に関する確認事項

BIC WiMAX SERVICE 契約約款に定める通常料金契約(既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「BIC WiMAX SERVICE 契約」といいます。)の申込みと同時に端末機器の購入に係る契約(端末機器を無償で提供する契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。)の申込みを行う者(以下「お客様」といいます。)は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、端末売買契約に関して、本確認事項に定めのない事項については、株式会社ラネット(以下「ラネット」といいます。)がウェブページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

1. (BIC WiMAX SERVICE の契約及び端末売買契約の締結の確認)

① ラネットが提供する BIC WiMAX SERVICE の提供を受けるべく、お客様と当社との間で、WiMAX 2+サービスの料金契約(既に締結されている WiMAX 2+サービスの料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。)の締結を申込みいただきます。

② お客様は、株式会社ビックカメラ、または株式会社ソフマップ、または株式会社コジマ(以下「ビックカメラ・ソフマップ・コジマ」といいます。)との間で、BIC WiMAX SERVICE の契約と同時に、BIC WiMAX SERVICE の提供を受けるために必要な端末機器の購入に係る契約(端末機器を無償で提供する契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。)の締結を申込みいただきます。

2. (端末売買契約の解除)

お客様が、BIC WiMAX SERVICE の契約を初期契約解除制度(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条の3に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。)に基づき、BIC WiMAX SERVICE の契約を解除した場合は、端末売買契約も、無条件で同時に解除するものとします。

3. (対象機器の返還等)

① 前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づきビックカメラ・ソフマップ・コジマがお客様に引き渡した端末機器(ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等を含みます。以下「対象機器」といいます。)を原状に復したうえで、ビックカメラ・ソフマップ・コジマまたは、ビックカメラ・ソフマップ・コジマが指定する第三者(以下あわせて「ビックカメラ・ソフマップ・コジマ等」といいます。)が指定する期日(以下「返還期日」といいます。)までに、ビックカメラ・ソフマップ・コジマ等が指定する場所(以下「契約店舗」といいます。)へ返還していただきます。

② ①に定める対象機器の返還に要する費用は、お客様が負担するものとします。

③ ①の返還に際して、お客様が対象機器以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等がビックカメラ・ソフマップ・コジマ等に到着して90日間が経過したときは、当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。

④ 対象機器についてお客様から受取った代金がある場合は、返金いたします。但し、お客様が対象機器を契約店舗以外に返還した場合、その代金は返金いたしません。

4. (機器損害金の支払義務)

① 返還期日(初期契約解除申請書が受理されてから40日目)を経過してもなお対象機器が返還されない場合には、ビックカメラ・ソフマップ・コジマ等が、お客様に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、お客様は、ビックカメラ・ソフマップ・コジマ等が指定する期日(以下「支払期日」といいます。)までに、ビックカメラ・ソフマップ・コジマ指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとします。

対象機器の種類	機器損害金(税抜)
URoad・Stick	13,500円
上記以外	20,000円

② ①によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該対象機器の所有権がお客様に移転します。

5. (延滞利息)

お客様は、機器損害金について支払期日を経過してもなおお支払いができなかった場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間のビックカメラ・ソフマップ・コジマが定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、ビックカメラ・ソフマップ・コジマが指定する期日までにビックカメラ・ソフマップ・コジマへ支払いいただきます。

6. (債権の譲渡及び債務の承継)

2に定める BIC WiMAX SERVICE の契約解除を当社に申し出た場合、本確認事項に定める次の各号に掲げるビックカメラ・ソフマップ・コジマの債権又は債務(当該債権又は債務に関連する本確認事項上のその他の定めによるものも含みます。)について、当該各号に定める取扱いをいたします。

(1) 3①に定める対象機器の返還請求権 ラネットに譲渡のうえ、ラネットが行使します。

(2) 3④に定める対象機器代金返還債務 ラネットに承継のうえ、ラネットが負担します。

(3) 4④に定める機器損害金請求権及び 5に定める延滞利息請求権 ラネットに譲渡のうえ、ラネットが行使します。

### 20. その他

1. サービス内容は予告なく変更することがあります。

2. 本文中に記載しているサービス名称などは一般に各社の商標または登録商標です。

3. 重要事項説明書は約款・規約に記載されている重要な文面を抜粋した書面になります。

4. 保証期間(お買い上げ日より1年間)の保証対応については、同梱されている保証書が必要になります。紛失・盗難は保証対象外。

5. (合意管轄裁判所)本重要事項説明に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

21. お問い合わせ連絡先

【BIC WiMAX SERVICE お客様サポートセンター】

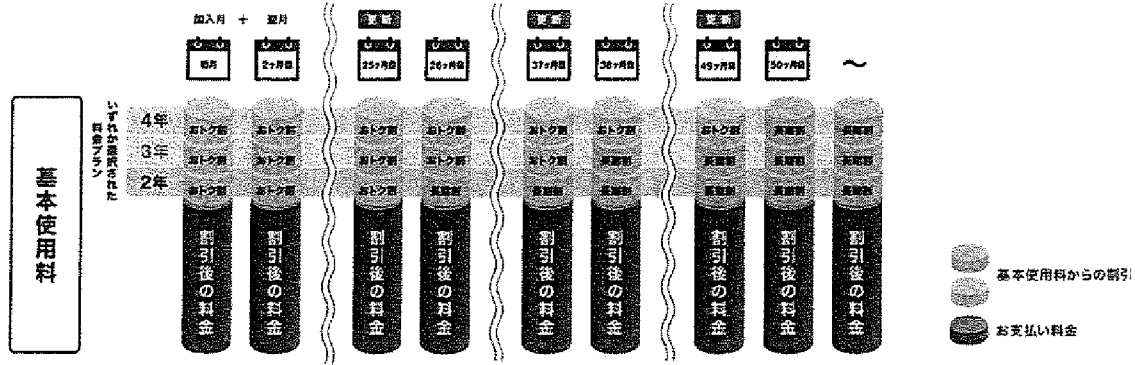
固定電話から 0120-99-5151 (通話料無料)  
 携帯電話・PHS・公衆電話から 042-310-3710 (通話料有料)  
 受付時間: 9:00~21:00 (年中無休) ※紛失・盗難については 24 時間受付  
 ※尚、お客様との通話は、お問い合わせ内容の確認とサービス向上の為、録音させて頂いております。  
 ホームページからもお問い合わせいただけます。アドレス <http://www.bic-ws.net/>

22. BIC WiMAX SERVICE を提供する会社

株式会社ラネット

【別記】割引の仕組みについての図示 (新規ご契約)

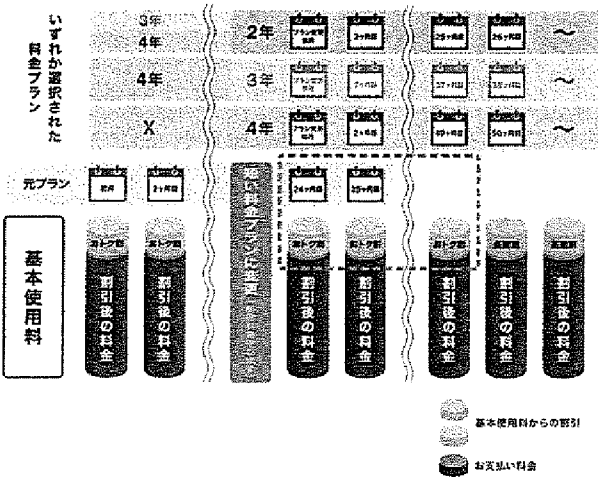
新規ご契約



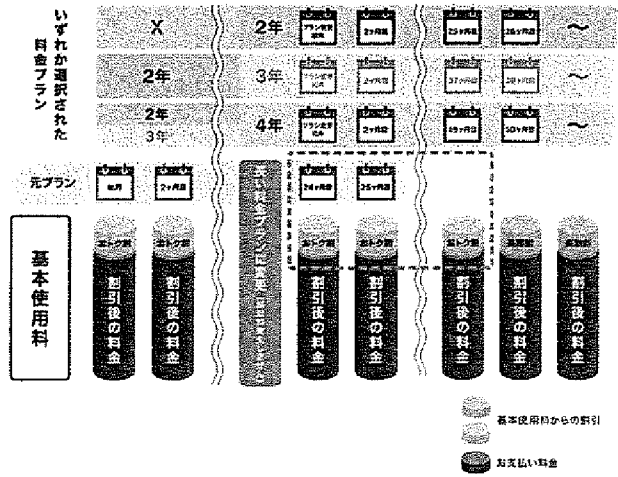
【別記】割引の仕組みについての図示 (料金プラン変更)

プラン変更

契約期間が、短い料金プランに変更した場合



契約期間が、長い料金プランに変更した場合



最初にご契約された契約期間満了日を迎える前に、プランを変更した場合、新たな契約期間のご契約が満了する月まで「おトク割」が適用されます。ただし、契約期間を短い料金プランに変更した場合は、解約料が発生します。

最初にご契約された契約期間満了日を迎える前に、プランを変更した場合、新たな契約期間のご契約が満了する月まで「おトク割」が適用されます。



## 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	4	5	8	0

但し はましんリース株式会社へリース料の支払い(口座振替)

内訳 物件:複合機 ADV C3530FⅢ、リース料:支払総額699,840円、  
契約日2019年5月21日、契約月数48ヵ月、14,580円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 4月13日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明



②

# 領収書

No. \_\_\_\_\_

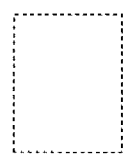
浜松市議会 市長の御手紙 様 2年 5月15日

金額									
			¥	13	121	-			

内 但 32784円分  
 消費税等 上記正に領収いたしました

現金	レ		
小切手			

文具・事務機器  
 株式会社 マーケティング  
 〒433-8122 浜松市中区 香22号  
 TEL (053) 445-1210 (代)  
 FAX (053) 445-1210 8





# アスクルご請求書

2020年04月30日締切分

430-0946  
静岡県浜松市中区  
元城町103-2  
本館8階



2



浜松市議会 市民クラブ

様

C1 255110# 00001/00001 U AB



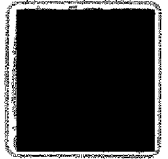
00365978 C11-U1

お問い合わせ番号

アスクル担当販売店  
有限会社マックオーエー

静岡県浜松市中区  
上島6-25-22

914503 001



TEL: 053-457-2496 FAX: 053-457-2486

TEL: 053-475-2102

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額 **15,846円**

うち消費税等 ( 1,402円)

お支払い日 ▶ 2020年05月15日

お支払い方法 ▶ 口座振込

お振込	金融機関	静岡銀行
	支店	上島支店
	口座	当座 0305575

マックオーエー

対象期間	2020/04/01 ~ 2020/04/30
当月お買い上げ金額	15,937円
当月返品金額	0円
当月値引金額	-91円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/割引
04/20 59721978					
537-2484 【粉】 グランドテイスト コク深いリッチブレンド 330g×4	1	1,805	1,805		軽 8.0
826-575 エコフィルターペーパー 1X4	2	250	500		10.0
691-311 パルスイートスリムアップシュガー (スティック) 100本入	1	511	511		軽 8.0
915-4470 飲食2020春夏5%OFFクーポン	1	-91	-91		軽 8.0
		*小計*	2,725		
					様ご発注分
04/24 60541438					
367-7209 NEC文豪3列 18面 ラベルシール 28185 1袋(20)	1	968	968		10.0
365-100 キャンパスノート A罫 セミB5 30枚 ノー3ANX5 5	1	425	425		10.0
127-78 スーパーエコノミーA4+ 1セット(500枚×3冊)	1	1,016	1,016		10.0
127-8626 PP製カラーインデックス2穴 A4タテ 10山 1袋(10組)	1	2,055	2,055		10.0
127-8591 PP製カラーインデックス2穴 A4タテ 5山 1袋(10組入)	1	968	968		10.0
938-6165 ワークスケール2キログラム用 SH2000N	1	7,689	7,689		10.0
		*小計*	13,121		
					様ご発注分

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

お客様コードNo

430-0946

納品書

No 00237435

令和 2 年 4 月 27 日

浜松市中区元城町103-2

新栄事務機株式会社  
代表取締役 村上 篤

〒435-0048 浜松市東区上西町25-5

TEL (053) 463-9159 FAX(053)464-0689

浜松市議会 市民クラブ

様

担当: [Redacted]

取引銀行  
静岡銀行 上新屋支店 (智) 065072  
近松郵便局 上新屋支店 (当) 011992

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

品名	数量	単位	単価	金額	備考
キヤノン複写機IRADVC3530F IIIカセット-料金	74	枚	15,000	1,110	
"	1,350	枚	2,800	3,780	
				消費税計	489
					5,379
					*は税込

摘要: 3/26-4/27

3

お客様コード FNb

〒 430-0946

浜松市中央区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

毎度ありがとうございます。  
下記の通り御請求申し上げます。

# 請求書

令和 2年 4月 30日 前切分

新栄株式会社  
代表取締役  
本社 TEL:053-46XXXX

取引銀行 静岡銀行上新屋支店(警)055072

浜松器田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

消費税額: 489

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単価	単価	金額					
4/3	00172794 (入金)					142,587					
4/27	00237435	キリ/複写機IRADVC3630F IIIカラ-3E'-料金	74	枚	15,000	1,110					
		＃ プラット-料金	1,350	枚	2,800	3,780					
		＃ 以下余白～									
前回御請求額					御入金額	調整額	繰越金額	例買上額	消費税額	合同御請求額	
142587					142587	0	0	0	5379	5379	

3

3

# 支払証明書

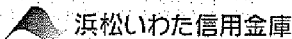
金額	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	5	3	7	9

但し 8階市民クラブ控室:4月分 カラーコピー、ブラックコピー料金 として  
 内訳 新栄事務機株へ支払い、振込手数料先方負担

請求額 5,379 円

### キャッシュサービスご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます



お取扱日	取扱金庫・店番	振替 取扱通番
02-05-08	1503011-ウ528	
カード発行金融機関 店番	口座番号	
*****		
万円(振)	千円(振)	お取引金額
000001000000		¥5,269*
お取引内容		お取引後残高
お振込		¥0
手数料	ペー	硬貨
¥110		¥379
時刻	おつり	
14:12		

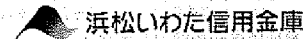
浜松磐田信用金庫  
 上新屋支店  
 ソノエツムキ(カ様  
 当座 0000211322  
 ハママツキ カイツミクラブ 様  
 TEL053-457-2496

\*\*\*\*\*  
 母籍申告納付につき浜松西  
 税務署承認済  
 ご利用ありがとうございました。

(写し)

### キャッシュサービスご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます



お取扱日	取扱金庫・店番	振替 取扱通番
02-05-08	1503011-ウ528	
カード発行金融機関 店番	口座番号	
*****		
万円(振)	千円(振)	お取引金額
000001000000		¥5,269*
お取引内容		お取引後残高
お振込		¥0
手数料	ペー	硬貨
¥110		¥379
時刻	おつり	
14:12		

浜松磐田信用金庫  
 上新屋支店  
 ソノエツムキ(カ様  
 当座 0000211322  
 ハママツキ カイツミクラブ 様  
 TEL053-457-2496

\*\*\*\*\*  
 母籍申告納付につき浜松西  
 税務署承認済  
 ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和2年5月8日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明



3

# 積算カウンター連絡票

市民クラブ 様

カウント開始日 20年 3月 26日 ~ カウント締め日 20年 4月 27日

機種 IR-ADVC3530FⅢ

機番 2GQ05774

## ご使用実績内訳

	フルカラー 217 + 130	2色カラー 118	ブラック 108
今回値	1222枚	200枚	1642枚
前回値	1148枚	200枚	1505枚
総使用枚数	74枚	0枚	1363枚
削除枚数	1% 0枚	1% 0枚	1% 13枚
請求対象枚数	74枚	0枚	1350枚

保守合算基本料金 ￥2,800 (税別) トナー込み

フルカラー 一律 ￥15.00 /枚(税別) 2色カラー 一律 ￥6.00 /枚(税別) ブラック 一律 ￥2.80 /枚(税別)

署名	確認者

浜松市東区上西町25-5番地

新栄事務機株式会社

TEL [Redacted]  
FAX [Redacted]

④

## 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	4	5	8	0

但し はましんリース株式会社へリース料の支払い(口座振替)

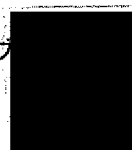
内訳 物件:複合機 ADV C3530FⅢ、リース料:支払総額699,840円、  
契約日2019年5月21日、契約月数48ヵ月、14,580円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 5月11日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



⑤

## 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	4	8	2	0

但し BIC WiMAX SERVICE 4月利用分(口座振替)

基本料金プランBIG定額 ギガ放題(3年)(特約)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年5月26日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



## 請求金額照会 (詳細)

請求金額の詳細となります。

※ご請求月はご利用いただいた月の翌月となります。

## 2020年5月ご請求金額 (2020年4月ご利用金額)

ご利用内容	内訳金額 (円)	備考
代表契約 : ██████████	4,820	
██████████ ご利用分	4,820	プラン契約期間9ヶ月目
定額2 + ギガ放題3年基本料	4,880	4/1~4/30
おトク割キャンペーン	-500	
ユニバーサルサービス料	2	
消費税	438	
【ご請求金額】	4,820	



6

1/6 1/2 1/3

# 領収書

No. ....

浜松市議会 市民クラブ 様 2年 6月 9日

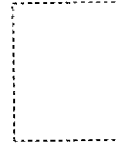
金額						
			¥	2	2	72-

内

消費税等

但 3/27/85月分

上記正に領収いたしました



現金	レ		
小切手			

文具・事務機器

有限会社 マーケティング工業

〒433-81  
 浜松市中区 22号  
 TEL 02(代)  
 FAX 053-475-2108



# アスクルご請求書

2020年05月31日締切分

6

430-0946  
静岡県浜松市中区  
元城町103-2  
本館8階



お問い合わせ番号

浜松市議会 市民クラブ

様

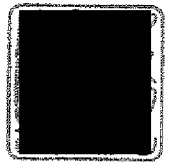
C1 250237# 00001/00001 U A



00353035 C11-U1

アスクル担当販売店  
有限会社マックオーエー

静岡県浜松市中区  
上島6-25-22



914503 001

TEL: 053-457-2496

FAX: 053-457-2486

TEL: 053-475-2102

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額 **3,986円**

うち消費税等 ( 332円)

お支払い日 ▶ 2020年 06月 15日

お支払い方法 ▶ 口座振込

金融機関	静岡銀行
支店	上島支店
口座	当座 0305575
ユ)マックオーエー	

対象期間	2020/05/01 ~ 2020/05/31
当月お買い上げ金額	4,077円
当月返品金額	0円
当月値引金額	-91円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/ク
05/22 65016620					
528-878 スーパーエコノミーA4+ 1セット(500枚×3冊)	1	1,016	1,016		10.0
324-4251 V1 インクカートリッジ BCI-326C シアン	1	1,046	1,046		10.0
991-6637 ボードマスターS専用直液式カートリッジ ブラック P-WMS	1	70	70		10.0
991-6655 ボードマスターS専用直液式カートリッジ ブルー P-WMSR	1	70	70		10.0
991-6646 ボードマスターS専用直液式カートリッジ レッド P-WMSR	1	70	70		10.0
537-2484 【粉】グランドテイスト コク深いリッチブレンド 330g×4	1	1,805	1,805		軽 8.0
915-4470 飲食2020春夏5%OFFクーポン	1	91	91		軽 8.0
	*小計*		3,986	様ご発注分	

7

お客様コードNo. [REDACTED]

納品書

No. 00238230

430-0946

令和 2 年 5 月 26 日

浜松市中区元城町103-2

新栄事務機株式会社

代表取締役 上村 篤

〒435-0048 浜松市東区上西町26-5

TEL (053) 463-9159 FAX(053)464-0589

浜松市議会 市民クラブ

様

担当: [REDACTED]

取引銀行  
静岡銀行 上新屋支店 (普) 055072  
浜松鷺田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
キヤン複写機IRADVC3530F III	カラーコピー料金	91	枚	15,000	1,365	
#	ブラックコピー料金	1,423	枚	2,800	3,984	
				消費税	534	*は税込
消費税込合計					5,883	

概要: 4/27-5/28

お客様コードNo. [REDACTED]

請求書

No. 1-1

〒 430-0946

令和 2 年 5 月 31 日 締切分

浜松市中区元城町103-2

新栄事務機株式会社

代表取締役 上村 篤

本社 〒435-0048 浜松市東区上西町26-5

TEL:053-463-9159 FAX:053-464-0589

浜松市議会 市民クラブ

様

取引銀行 静岡銀行 上新屋支店(普)055072

浜松鷺田信用金庫 上新屋支店(当) 21132

毎度ありがとうございます。

下記の通り御請求申し上げます。

消費税額: 534

前回御請求額	御入金額	調整額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
5379	5269	110	0	5883	5883

伝票日付	伝票No.	品番	品名	数量	単位	単価	金額
5/8	00173474		(入金)				5,269
			(入金)				110
5/26	00238230	キヤン複写機IRADVC3530F III	カラーコピー料金	91	枚	15,000	1,365
		#	ブラックコピー料金	1,423	枚	2,800	3,984
～ 以下余白 ～							

# 支払証明書

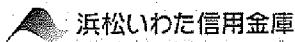
金額	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	5	8	8	3

但し 8階市民クラブ控室:5月分 カラーコピー、ブラックコピー料金 として  
 内訳 新栄事務機㈱へ支払い、振込手数料先方負担

請求額 5,883 円

**キャッシュサービスご利用控**

毎度ご利用いただきありがとうございます



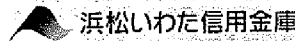
お取扱日	取扱金庫・店番	機番	取扱通番
02-06-04	1503011-ウ368		
カード発行金融機関 店番	口座番号	*****	
お取引金額	¥5,773*		
お取引内容	お取引後残高		
お振込	¥0		
手数料	¥110	ページ	硬貨 ¥883
時刻	14:36	おつり	

浜松磐田信用金庫  
 上新屋支店  
 ソノエツムキ(カ様)  
 当座 0000211322  
 ハママツツギ カイツミクラブ 様  
 TEL053-457-2496

\*\*\*\*\*  
 印紙等申告納付につき浜松西税務署承認済  
 ご利用ありがとうございました。

**キャッシュサービスご利用控**

毎度ご利用いただきありがとうございます



お取扱日	取扱金庫・店番	機番	取扱通番
02-06-04	1503011-ウ368		
カード発行金融機関 店番	口座番号	*****	
お取引金額	¥5,773*		
お取引内容	お取引後残高		
お振込	¥0		
手数料	¥110	ページ	硬貨 ¥883
時刻	14:36	おつり	

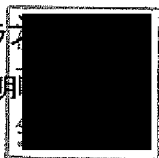
浜松磐田信用金庫  
 上新屋支店  
 ソノエツムキ(カ様)  
 当座 0000211322  
 ハママツツギ カイツミクラブ 様  
 TEL053-457-2496

\*\*\*\*\*  
 印紙等申告納付につき浜松西税務署承認済  
 ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和2年6月4日

会派名 市民クラブ  
 代表者名 齊藤晴明



7

# 積算カウンター連絡票

市民クラブ 様

カウント開始日 20年4月27日 ~ カウント締め日 20年5月26日

機種 iR-ADVC3530FIII 機番 2GQ05774

## ご使用実績内訳

	フルカラー 217 + 130	2色カラー 118	ブラック 108
今回値	1313枚	200枚	1785枚
前回値	1222枚	200枚	1642枚
総使用枚数	91枚	0枚	1437枚
削除枚数	1% 0枚	1% 0枚	1% 14枚
請求対象枚数	91枚	0枚	1423枚

保守合算基本料金 ￥2,800 (税別) トナー込み

フルカラー 一律 ￥15.00 /枚(税別) 2色カラー 一律 ￥6.00 /枚(税別) ブラック 一律 ￥2.80 /枚(税別)

ご署名	確認者

浜松市東区上西町25-5番地

新栄事務機株式会社

TEL 053-437-6300  
FAX 053-437-6300

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥		1	4	5	8	0	

但し はましんリース株式会社へリース料の支払い(口座振替)

内訳 物件:複合機 ADV C3530FⅢ、リース料:支払総額699,840円、  
契約日2019年5月21日、契約月数48ヵ月、14,580円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 6月11日

会派名 市民クラブ  
代表者名 斉藤晴明



お客様コードNo. [REDACTED]

430-8652

浜松市中区元城町103-2

市民クラブ

様

取引銀行 上新屋支店 (普) 055072  
静岡銀行 上新屋支店 (当) 211399  
浜松郵便局 上新屋支店 (当) 211399

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

# 納品書

令和 2 年 引 29日

新栄事務機株式会社

〒 [REDACTED] 静岡県 [REDACTED] 市 [REDACTED] 区 [REDACTED] 村 [REDACTED] 38

担当: [REDACTED]

No. 00233609

品名	数量	単位	単価	金額	備考
キリン複写機IRADY C5550/2-コピー料金	5	枚	5.320	26	*
〃 7'カラーコピー料金	630	枚	0.693	436	*
消費税計				0	*は税込
合計				462	

(内消費税額 41)

摘要: R2/5月分 標準-JXD00863

9

お客様コード No. [REDACTED]

430-8652

浜松市中区元城町103-2

市民クラブ

様

取引銀行 静岡銀行 上新屋支店 (普) 056072  
静岡銀行 上新屋支店 (当) 211299  
浜松駅前信用金庫 上新屋支店

担当: [REDACTED]

下記の通り御請求申し上げます。

# 請求書

令和 2 年 5 月 29 日

No. 00238609

新栄事務機株式会社

村

市東区

TEL [REDACTED] FAX [REDACTED] 89

9

品名	単位	数量	単価	金額	備考
キヤノン複写機IRADYMC3550カラー料金	枚	5	5,390	26,950	*
〃 7.5リットル料金	枚	630	0.693	436.71	*
				消費税計	0
				合計	462

(内消費税額 41)

摘要: R2/5月分 機番:UYD0663

TEL 052-256-1031



9

# 支払証明書

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	4	4	6

但し 5月分 カラー、モノクロコピー料金 として  
 内訳 新栄事務機株へ支払い

	請求額	462 円
カラーコピー 政務活動費	5枚 × 5.39(税込)=26.95円	26 ※
モノクロコピー 政務活動費	606枚 × 0.693(税込)=419.958円	420 ※
モノクロコピー 鈴木真人	24枚 × 0.693(税込)=16.632円	16
	請求書の内、政務活動費の支出は上記※分	446 円

## 領 収 証

NO 008264

市民クラブ 様 2020年 6月 29日

金額					462-
----	--	--	--	--	------

内訳	
現金	✓
小切手	/
消費税	✓

但し 5月分コピー料金  
 上記正に領収いたしました

新栄事務機株式会社 代表取締役 篤

本社 〒435-0045 ☎053-463-9159(代) FAX053-464-0589  
 浜北営業所 〒434-0045 ☎053-586-1231(代)  
 袋井営業所 〒437-0125 ☎0538-49-3145

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 6月 29日

会派名 市民クラブ  
 代表者名 齊藤晴明

9

浜松市役所カウンター連絡票

2020年5月

前回確認日 4月30日 今回確認日 5月29日

市民クラブ

カード番号 : 126

機種 : iR-ADVC5550

機番 : UXD00863

使用実績

単価(税込)

請求金額

カラー	5	5.39	26
モノクロ	630	0.693	436

機種 : iR-ADV6560

機番 : WWW01267

使用実績

単価(税込)

請求金額

カラー			
モノクロ		0.693	0

他機械での使用実績

1F~2F(障害保険福祉課、子育て支援課、次世代育成課を除く)

合計枚数

単価(税込)

請求金額

カラー					0	5.5	0
モノクロ					0	0.693	0

2F(障害保険福祉課、子育て支援課、次世代育成課)~4F

合計枚数

単価(税込)

請求金額

カラー					0	5.28	0
モノクロ					0	0.627	0

5F~8F、4F観光シティ

合計枚数

単価(税込)

請求金額

カラー					0	5.39	0
モノクロ					0	0.693	0

126 番カードの請求

462

※契約単価、請求金額は税込表記です。

浜松市東区上西町25-

新栄事務機株式会社

TEL 053-463-9159

4-0589

10

# 新製品が安い KS ケーズデンキ

## お買上げ明細

2020年 6月14日(日) 16時56分

-<明細>-		
1 ●コード付タップ ELPA 4901087179688 LPT-310N(W)	・ 持帰	
2点	10%	¥2,892
2点/合計		¥2,892
税率別内訳 /	課税対象額 10%	¥2,892
(内消費税額)		¥262

[0514116-051083470-2310005267543]

## 領収証

2020年 6月14日(日) 16時56分

浜松市議会 市民クラブ 様

金額 ¥2,892  
(内消費税等 ¥262)

但し、お品代として  
上記金額正に領収致しました。

-<決済内訳>-		
現金		¥2,892
(内消費税等)		¥262
-----		
現金お預かり		¥3,002
お釣り		¥110

ケーズデンキプレ葉ウォーク浜北店  
電話番号 053-584-2651  
販売担当者

店コード 2200005141168  
売上伝票番号 2310005267543

あんしんパスポートアプリダウンロードと  
新規登録でクーポンプレゼント中!  
【実施期間：2020年8月31日まで】



(写し)

# 新製品が安い KS ケーズデンキ

## お買上げ明細

2020年 6月14日(日) 16時56分

-<明細>-		
1 ●コード付タップ ELPA 4901087179688 LPT-310N(W)	・ 持帰	
2点	10%	¥2,892
2点/合計		¥2,892
税率別内訳 /	課税対象額 10%	¥2,892
(内消費税額)		¥262

[0514116-051083470-2310005267543]

## 領収証

2020年 6月14日(日) 16時56分

浜松市議会 市民クラブ 様

金額 ¥2,892  
(内消費税等 ¥262)

但し、お品代として  
上記金額正に領収致しました。

-<決済内訳>-		
現金		¥2,892
(内消費税等)		¥262
-----		
現金お預かり		¥3,002
お釣り		¥110

ケーズデンキプレ葉ウォーク浜北店  
電話番号 053-584-2651  
販売担当者

店コード 2200005141168  
売上伝票番号 2310005267543

あんしんパスポートアプリダウンロードと  
新規登録でクーポンプレゼント中!  
【実施期間：2020年8月31日まで】





# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	4	8	2	0

但し BIC WiMAX SERVICE 5月利用分(口座振替)

基本料金プランBIG定額 ギガ放題(3年)(特約)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 6月 26日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明





マイページ ID: [REDACTED] 前回ログイン日時: 2020/05/25 15:39:25

[\\* ログアウト](#)

[🏠 トップ](#)

[📄 料金案内](#)

[📄 ご契約内容](#)

[🔒 パスワード変更](#)

[📄 BIC  
オプションストア](#)

[📄 ご契約書面](#)

## ご利用金額照会 (詳細)

ご利用金額の合計と、内訳が確認できます。

### 2020年5月ご利用金額 (2020年6月ご請求金額)

ご利用内容	内訳金額 (円)	備考
代表契約 [REDACTED]	4,820	
[REDACTED] ご利用分	4,820	プラン契約期間 10ヶ月目
定額2+ ギガ放題3年基本料	4,880	5/1~5/31
おトク割キャンペーン	-500	
ユニバーサルサービス料	2	
消費税	438	

[< 戻る](#)

[< キャンセル](#)

[📄 料金案内](#)

[請求金額照会](#)

[ご利用金額照会](#)

[通信量照会](#)

[↑  
ページ  
トップ](#)

[株式会社ラネット](#)

[当サイトについて](#)

[マイページ利用規約](#)

[プライバシーポリシー](#)

Copyright © 2020 BIC WiMAX. All rights reserved.

ASKU (請求書) (12)  
2020年06月30日締切分

430-0946  
静岡県浜松市中区  
元城町103-2  
本館8階



お問い合わせ番号

浜松市議会 市民クラブ

様

C1 286510# 00001/00001 U A



00422152 C11-U1

ASKU担当販売店  
有限会社マックオーエー

静岡県浜松市中区  
上島6-25-22

914503 001

TEL: 053-457-2496

FAX: 053-457-2486

TEL: 053-475-2102

担当: ASKU担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

2,791円

うち消費税等 ( 253円)

お支払い日 ▶ 2020年 07月 15日

お支払い方法 ▶ 口座振込

金融機関	静岡銀行
支店	上島支店
口座	当座 0305575
エ)マックオーエー	

対象期間	2020/06/01 ~ 2020/06/30
当月お買い上げ金額	2,791円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/ク
06/22 70874542					
216-020 フラットファイルV樹脂製とじ具A4タテ 紫 フーV10-3V	1	206	206		10.0
215-686 フラットファイルV樹脂製とじ具A4タテ Cブルー フーV10	1	206	206		10.0
215-318 フラットファイルV樹脂製とじ具A4タテ 青 フーV10-3B	1	206	206		10.0
216-001 フラットファイルV樹脂製とじ具A4タテ ピンク フーV10-	1	206	206		10.0
528-878 スーパーエコノミーA4+ 1セット(500枚×3冊)	1	1,016	1,016		10.0
675-022 収納型リムーバー RZ-10S	1	569	569		10.0
812-140 修正テープ モノYX 交換カートリッジ 5MM幅CT-YR5	2	191	382		10.0
	*小	計*	2,791	様ご発注分	

12

領収書

No. ....

浜松市議会 中民クラブ 様

2年 7月 9日

金額				¥	2	7	9	1	-
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---

内 消費税等

但 3スケル6分

上記正に領収いたしました

現金	✓		
小切手			

文具・事務機器

株式会社 マーク株式会社

〒433-8121 浜松市中区 番22号  
TEL < > 02(代)  
FAX <0537475> 2108



13

# 積算カウンター連絡票

市民クラブ様

カウント開始日 20年5月26日 ~ カウント締め日 20年6月29日



機種 iR-ADVC3530FⅢ 機番 2GQ05774

## ご使用実績内訳

	フルカラー 217 + 130	2色カラー 118	ブラック 108
今回値	1641枚	200枚	1898枚
前回値	1313枚	200枚	1785枚
総使用枚数	328枚	0枚	1129枚
削除枚数	1% 3枚	1% 0枚	1% 11枚
請求対象枚数	325枚	0枚	1118枚

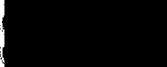

保守合算基本料金 ¥2,800 (税別) トナー込み

フルカラー 一律 ¥15.00 /枚(税別)      2色カラー 一律 ¥6.00 /枚(税別)      ブラック 一律 ¥2.80 /枚(税別)

ご署名	確認者
	

浜松市東区上西町25-5番地

新栄事務機株式会社

TEL 053(4)   
FAX 053(4) 



お客様コードNo

430-0946

浜松市中区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

取引銀行  
静岡銀行 上新屋支店 (普) 055072  
浜松磐田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

納品書

令和 2 年 6 月 29 日

No 00239198

新栄事務機株式会社  
代表取締役上 村 篤  
〒435-0048 浜松市東区上西町25-5  
TEL (053) 463-9159 FAX(053)464-0589

担当: [Redacted]

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
	キヤン複写機IRADVC3530FIIIカラーコピー料金	325	枚	15,000	4,875	
#	ブラックコピー料金	1,118	枚	2,800	3,130	
消費税計					800	*は税込
合計					8,805	

摘要: 5/26-6/29

お客様コードNo

〒 430-0946

浜松市中区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

請求書

令和 2 年 6 月 30 日 締切分

新栄事務機株式会社  
代表取締役 篤  
本社 〒435-0048  
TEL:053-463-9159 FAX:053-464-0589

取引銀行 静岡銀行上新屋支店(普)055072

浜松磐田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

毎度ありがとうございます。  
下記の通り御請求申し上げます。

消費税額: 800

前回御請求額	御入金額	調整額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
5883	5773	110	0	8805	8805

伝票日付	伝票No	品番	品名	数量	単位	単価	金額
6/4	00174017		(入金)				5,773
			(入金)				110
6/29	00239198		キヤン複写機IRADVC3530FIIIカラーコピー料金	325	枚	15,000	4,875
		#	ブラックコピー料金	1,118	枚	2,800	3,130
～ 以下余白 ～							

# 支払証明書

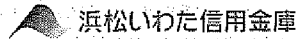
金額	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	8	8	0	5

但し 8階市民クラブ控室:6月分 カラーコピー、ブラックコピー料金 として  
内訳 新栄事務機㈱へ支払い、振込手数料先方負担

請求額 8,805 円

**キャッシュサービスご利用控**

毎度ご利用いただきありがとうございます。



お取扱日	取扱金庫・店番	備考	取扱通番
02-07-03	1503011-ウ395		
カード発行金融機関	店番	口座番号	
*****			
カード種別	五桁種別	三桁種別	行種別
000001	000003		
お取引金額			¥8,695*
お取引内容			お取引残残高
お振込			¥0
手数料	¥110	ページ	裏頁
時刻	14:05		あつり

浜松磐田信用金庫  
上新屋支店  
ツツイツムキ(カ様  
当座 0000211322  
ハママツキ カイリミソクラブ 様  
TEL053-457-2496

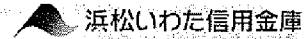
\*\*\*\*\*  
印紙税申告納  
付につき浜松西  
税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

(写し)

**キャッシュサービスご利用控**

毎度ご利用いただきありがとうございます。



お取扱日	取扱金庫・店番	備考	取扱通番
02-07-03	1503011-ウ395		
カード発行金融機関	店番	口座番号	
*****			
カード種別	五桁種別	三桁種別	行種別
000001	000003		
お取引金額			¥8,695*
お取引内容			お取引残残高
お振込			¥0
手数料	¥110	ページ	裏頁
時刻	14:05		あつり

浜松磐田信用金庫  
上新屋支店  
ツツイツムキ(カ様  
当座 0000211322  
ハママツキ カイリミソクラブ 様  
TEL053-457-2496

\*\*\*\*\*  
印紙税申告納  
付につき浜松西  
税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和2年7月3日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明

お客様コード No

430-8652

浜松市中区元城町103-2

市民クラブ

様

納品書

令和2年01月30日

No

00239584

株式会社

〒4 市区  
TEL FAX 389

取引銀行  
静岡銀行 上新屋支店 (管) 066072  
浜松警団信用金庫 上新屋支店 (当) 211392

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

品名	品番	単位	数量	単価	金額	消費税	税別
キリシ檀写機IRADVC55507'ラジカル'料金		枚	254		0.693		176 *
						消費税計	0
							176

(内消費税額 16)

摘要: R2/6月分 繰上: JKD00803

HISAGO (BP01024P) TEL 052-936-1631

14

51

TEL 052-936-1631

お客様コード No

██████████

430-8552

浜松市中区元城町103-2

市民クラブ

様

請求書

令和 2 年 6 月 30 日

No 00239594

取引銀行 上新屋支店 (番) 055072  
静岡銀行 上新屋支店 (当) 211322  
浜松市田原町 上新屋支店

下記の通り御請求申し上げます。

新栄事務機株式会社  
〒410-0000 浜松市東区  
TEL ██████████ FAX(0) ██████████  
担当: ██████████

品名	数量	単価	金額	消費税	合計
キヤノ複写機IRADYCS55507*ラック付*料金	254 枚		0.693	176	*
(内消費税額 16)					
摘要: R2/6月分 標番:01M00893				消費税 0	176
					*は税込

# 浜松市役所カウンター連絡票

2020年6月

前回確認日 6月29日 今回確認日 6月30日

市民クラブ

カード番号 : 126

機種 : iR-ADVC5550

機番: UXD00863

使用実績

		単価(税込)	請求金額
カラー	0	5.39	0
モノクロ	254	0.693	176

機種 : iR-ADV6560

機番: WWV01267

使用実績

		単価(税込)	請求金額
カラー			
モノクロ		0.693	0

他機械での使用実績

1F~2F(障害保険福祉課、子育て支援課、次世代育成課を除く)

合計枚数 単価(税込) 請求金額

カラー			0	5.5	0
モノクロ			0	0.693	0

2F(障害保険福祉課、子育て支援課、次世代育成課)~4F

合計枚数 単価(税込) 請求金額

カラー			0	5.28	0
モノクロ			0	0.627	0

5F~8F、4F観光シティ

合計枚数 単価(税込) 請求金額

カラー			0	5.39	0
モノクロ			0	0.693	0

126 番カードの請求

176

※契約単価、請求金額は税込表記です。

浜松市東区上西町

新栄事務機株式会社

TEL 053-463-9159

4-0589

# 支払証明書

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
					¥	8	3

但し 6月分 モノクロコピー料金 として  
 内訳 新栄事務機㈱へ支払い

	請求額	176 円
モノクロコピー-政務活動費	120枚 × 0.693(税込)=83.16円	83 ※
モノクロコピー-鈴木真人	134枚 × 0.693(税込)=92.862円	93
	請求書の内、政務活動費の支出は上記※分	83 円

## 領 収 証

№ 008268

市民クラブ 様 2020年 7月31日

金額										¥	176	-
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----	---

内訳	
現金	✓
小切手	/
消費税	✓

但 6月分 コピー料金

上記正に領収いたしました

新栄事務機株式会社

代表取締役

篤

本社 〒435-0045

-5 ☎053-463-9159 (代)

FAX053-464-0589

浜北営業所 〒434-0045

-2 ☎053-586-1231 (代)

袋井営業所 〒437-0195

-1 ☎0538-49-3 1 4 5

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 7月31日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	4	5	8	0

但し はましんリース株式会社へリース料の支払い(口座振替)

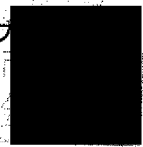
内訳 物件:複合機 ADV C3530FⅢ、リース料:支払総額699,840円、  
契約日2019年5月21日、契約月数48ヵ月、14,580円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 7月 13 日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明



16

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	4	8	2	0

但し BIC WiMAX SERVICE 6月利用分(口座振替)

基本料金プランBIG定額 ギガ放題(3年)(特約)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 7月27日

会派名 市民クラブ  
代表者名 齊藤晴明







マイページ ID: [REDACTED] 前回ログイン日時: 2020/06/22 13:32:27

ログアウト

[🏠 トップ](#)
[¥ 料金案内](#)
[📄 ご契約内容](#)
[🔒 パスワード変更](#)
[📖 BIC オプションストア](#)
[📄 ご契約書面](#)

## ご利用金額照会 (詳細)

ご利用金額の合計と、内訳が確認できます。

### 2020年6月ご利用金額 (2020年7月ご請求金額)

ご利用内容	内訳金額 (円)	備考
代表契約 [REDACTED]	4,820	
[REDACTED] ご利用分	4,820	プラン契約期間 11ヶ月目
定額2 + ギガ放題3年基本料	4,880	6/1~6/30
おトク割キャンペーン	-500	
ユニバーサルサービス料	2	
消費税	438	

[< 戻る](#)
[< キャンセル](#)
[📄 料金案内](#)
[請求金額照会](#)
[ご利用金額照会](#)
[通信量照会](#)
[↑  
ページ  
トップ](#)
[株式会社ラネット](#)
[当サイトについて](#)
[マイページ利用規約](#)
[プライバシーポリシー](#)

Copyright ©2019 BIC BANK Co., Ltd. All rights reserved.

17

# 領収書

No. ....

浜松市議会 市民クラブ

様 令和 2 年 8 月 7 日

金額	¥	10	7	2	2	-
----	---	----	---	---	---	---

内 3スリ7月分、77クッション格心  
消費税等 上記正に領収いたしました

現金	レ		
小切手			

文具・事務機器  
有限会社 マックオーエー  
〒433-8122  
浜松市中区上島6丁目25番2号  
TEL <053>475-2102  
FAX <053>475-2108



請求書

お客様番号

伝票No 10025

2020 年 7 月 2 日

430-8652  
静岡県浜松市中区元城町103-2  
浜松市役所内  
浜松市議会 市民クラブ

様

有限会社 マックオーエー  
〒433-8122  
浜松市中区上島6丁目25番2号  
TEL:<053>475-2102  
FAX:<053>475-2108

TEL 053-457-2497 FAX 053-457-2486

担当者

毎度お礼申し上げます。下記の通り御請求申し上げます。

品名	数量	単位	単価	金額	税率
21-200 Pt フリクション替芯 0.4 LFRF30P4-3B 黒 3本	2	パック	330	660*	10%
21-200 Pt フリクション替芯 0.4 LFRF30P4-3R 赤 3本	2	パック	330	660*	10%
21-200 Pt フリクション替芯 0.4 LFRF30P4-3L 青 3本	2	パック	330	660*	10%

課税対象額	1,800	消費税合計	180	合計	1,980
10%分	1,800	税10%分	180	計	1,980
8%軽分	0	税8%軽分	0	計	0
8%分	0	税8%分	0	計	0

\*は税込金額です。

# アスクルご請求書

2020年07月31日締切分

17

430-0946  
静岡県浜松市中区  
元城町103-2  
本館8階



お問い合わせ番号



浜松市議会 市民クラブ

様

C1 288132# 00001/00001



00424907 C11-U1

アスクル担当販売店  
有限会社マックオーエー

静岡県浜松市中区  
上島6-25-22



914503 001

TEL: 053-475-2102

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 053-457-2496

FAX: 053-457-2486

ご購入いただきましてありがとうございます。  
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額 **11,207円**

うち消費税等 ( 980円)

お支払い日 ▶ 2020年08月17日

お支払い方法 ▶ 口座振込

お振込	金融機関	静岡銀行
	支店	上島支店
	口座	当座 0305575

ユ)マックオーエー

対象期間	2020/07/01 ~ 2020/07/31
当月お買い上げ金額	11,298円
当月返品金額	0円
当月値引金額	-91円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/ク
07/01 72663787					
537-2484 粉) グランドテイスト ヨク深いリッチブレンド 330g×4	1	1,805	1,805		軽 8.0
691-311 パルスイートスリムデジペン (スティック) 100本入	1	511	511		軽 8.0
194-4878 ノートパケットインシュートドットアラワ 150W 1パック	1	240	240		10.0
560-552 貼ってはがせるオフィスのみせん75×25mm4色10冊	1	354	354		10.0
602-302 ポスト・イット (R) フラッグ透明見出し (120枚×3パック	1	691	691	¥1309	10.0
357-0534 プリットスティックのり 詰め替えタイプ 詰め替えリフィル 2	2	132	264		10.0
915-4470 飲食2020春夏5%OFFクーポン	1	91	91		軽 8.0
		*小 計*	3,774	様ご発注分	
07/01 73519705					
A53-4753 別) Type-C搭載ポータブルDVDドライブ書込 LDR-P	1	5,478	5,478		10.0
361-933 マジックインキ No. 700 極細 黒	1	90	90		10.0
		*小 計*	5,568	様ご発注分	
07/09 74322243					
906-264 エコ&グリーン 電卓DF-120VG-N	1	1,865	1,865		10.0
		*小 計*	1,865	様ご発注分	

17

お客様コードNo. [REDACTED]

納品書  
2020年7月2日

伝票No. 10025

430-8652  
静岡県浜松市中区元城町103-2  
浜松市役所内  
浜松市議会 市民クラブ 様

有限会社 マックオーエー  
〒433-8122  
浜松市中区上島6丁目25番22号  
TEL:<053>475-2102  
FAX:<053>475-2108

[REDACTED]  
TEL 053-457-2497 FAX 053-457-2486

担当者: [REDACTED]

毎度ありがとうございます。下記の通り納品致しますので御査取下さい。

コード	商品名	数量	単位	単価	金額	備考
21-200	Pt リクシヨシ替芯 0.4 LFRF30P4-3B 黒 3本	2	パック	330	660*	10%
21-200	Pt リクシヨシ替芯 0.4 LFRF30P4-3R 赤 3本	2	パック	330	660*	10%
21-200	Pt リクシヨシ替芯 0.4 LFRF30P4-3L 青 3本	2	パック	330	660*	10%

課税対象額	1,800	消費税合計	180			
10%分要	1,800	税10%分	180	計	1,980	
8%軽分	0	税8%軽分	0	計	0	*は税込金額です。
8%分	0	税8%分	0	計	0	
				合計	1,980	

18

# 支払証明書

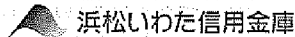
金額	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	3	8	4	1

但し 8階市民クラブ控室:7月分 カラーコピー、ブラックコピー料金 として  
 内訳 新栄事務機(株)へ支払い、振込手数料先方負担

請求額 3,841 円

### キャッシュサービスご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます。



お取引日	取扱金庫・店番	機器	取扱通番
02-08-05	1503011-7003		
カード発行金融機関	店番	口座番号	
*****			
加算額	五円未満	二円未満	円未満
000000000003			お取引金額
			¥3,731*
お取引内容		お取引後残高	
お振込		¥0	
手数料	¥110	ペーシ	要貨
			¥841
時刻	14:27	おつり	

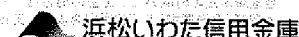
浜松磐田信用金庫  
 上新屋支店  
 ツツイツ"ムキ(カ様  
 当座 0000211322  
 ハマツツキ"カイツツクラブ"様  
 TEL053-457-2496

\*\*\*\*\*  
 印紙等申告納  
 付につき浜松西  
 税務署承認済  
 ご利用ありがとうございました。

### キャッシュサービスご利用控

(写し)

毎度ご利用いただきありがとうございます。



お取引日	取扱金庫・店番	機器	取扱通番
02-08-05	1503011-7003		
カード発行金融機関	店番	口座番号	
*****			
加算額	五円未満	二円未満	円未満
000000000003			お取引金額
			¥3,731*
お取引内容		お取引後残高	
お振込		¥0	
手数料	¥110	ペーシ	要貨
			¥841
時刻	14:27	おつり	

浜松磐田信用金庫  
 上新屋支店  
 ツツイツ"ムキ(カ様  
 当座 0000211322  
 ハマツツキ"カイツツクラブ"様  
 TEL053-457-2496

\*\*\*\*\*  
 印紙等申告納  
 付につき浜松西  
 税務署承認済  
 ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和2年8月5日

会派名 市民クラブ

代表者名 斉藤晴明



No. 00240212

令和 2 年 7 月 30 日

# 納品書

お谷様 様

430-0946

浜松市中区元城町103-2

新栄事務機株式会社

代表取締役 村上 篤

〒435-0048 浜松市東区上西町25-5

TEL (053) 463-9159 FAX (053) 464-0588

浜松市議会 市民クラブ

様

出当: [Redacted]  
下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

取引銀行 静岡銀行 上新屋支店 (前) 035072  
浜松野田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

品 名	品 目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
キヤン複写機IRADYVC3530FIIIガープ-料金		113	枚	15,000	1,695	
#	アラックゴルフ-料金	642	枚	2,800	1,797	
消費税					349	*は税込
合 計					3,841	

概要: 6/28-7/30

TEL 052-936-1631

18

お客様コード No.

〒430-0946

浜松市中区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

# 請求書

令和 2年 7月 31日 締切分

新栄事  
代表取締役  
本社 〒430-0588  
TEL:053-4654-4654

株式会社  
浜松区上西町25-1  
TEL:053-4654-0588

様

取引銀行 静岡銀行上新屋支店(普)055072

浜松磐田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

毎度ありがとうございます。

下記の通り御請求申し上げます。

消費税額: 349

前回御請求額	御入金額	調整額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
8805	8695	110	0	3841	3841

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
7/3	00174621	(入金)				8,695
7/30	00240212	キヤン複写機IRADVCS530FIIIが-ポル-料金	113	枚	15,000	1,695
		” フォトリソ料金	642	枚	2,800	1,797
		” 以下余白				

100

18

# 積算カウンター連絡票

市民クラブ 様

カウント開始日

20年 6月 29日

カウント締め日

20年 7月 30日

機種 IR-ADVC3530FⅢ


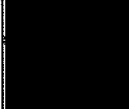
機番 2GQ05774

## ご使用実績内訳

	フルカラー 217 + 130	2色カラー 118	ブラック 108
今回値	1755枚	200枚	19635枚
前回値	1641枚	200枚	18987枚
総使用枚数	114枚	0枚	648枚
削除枚数	1枚 1%	0枚 1%	6枚 1%
請求対象枚数	113枚	0枚	642枚

保守合算基本料金 ￥2,800 (税別) トナー込み

フルカラー 一律 ￥15.00 /枚(税別)    2色カラー 一律 ￥6.00 /枚(税別)    ブラック 一律 ￥2.80 /枚(税別)

ご署名	確認者
	

浜松市東区上西町25-5 平地

新栄事務機株式会社

TEL 053-46470589  
FAX 053-46470589



# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	4	5	8	0

但し はましんリース株式会社へリース料の支払い(口座振替)

内訳 物件:複合機 ADV C3530FⅢ、リース料:支払総額699,840円、  
契約日2019年5月21日、契約月数48ヵ月、14,580円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 2年 8月 11日

会派名 市民クラブ

代表者名 齊藤晴明



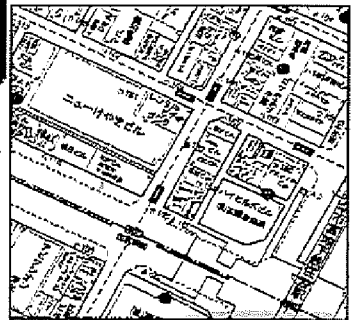


7/4 FAX済

# ●ゼンリン住宅地図

下記ご案内価格は7月31日まで

## 2020年版 浜松市住宅地図のご案内



住宅地図は、あらゆる用途に必要な見出しがあります。お仕事はもちろんいろいろな場面に活躍いたします。

### 防犯に

通学路の確保など  
通行ルート周辺の  
情報収集に！



### 町内会に

町の手が良く分かるので、イベントや  
行事の計画を立てるときに活用！



### 防災に

避難場所や避難ルートなど、  
いざと言う時の備えに役に立つ！



価格はすべて税別

地区名	発行年月	価格	ご案内価格	種別	注文数
浜松市中区	2020年7月	16,000円	14,400円	製本版	冊
				バインダー用中身	冊
浜松市東区	2020年8月	15,000円	13,500円	製本版	冊
				バインダー用中身	冊
浜松市西区	2020年7月	16,000円	14,400円	製本版	冊
				バインダー用中身	冊
浜松市南区	2020年8月	15,000円	13,500円	製本版	冊
				バインダー用中身	冊
浜松市北区① (初生・三万原・都田地区)	2020年7月	11,000円	9,900円	製本版	冊
				バインダー用中身	冊
浜松市浜北区	2020年6月	16,000円	14,400円	製本版	冊
				バインダー用中身	冊
専用バインダー		5,000円			冊

## さらにお得なセット価格

Aセット 5冊 (中区・東区・西区・南区・北区①)	73,000円	64,000円	製本版	セット
			バインダー用中身	セット
Bセット 6冊 (中区・東区・西区・南区・北区①・浜北区)	89,000円	78,000円	製本版	セット
			バインダー用中身	セット

## ●パソコン版住宅地図

価格はすべて税別



## 2020年版 デジタウン 下記ご案内価格は7月31日まで

地区名	発行年月	価格	ご案内価格	種別	注文数
浜松市 5区 (旧 浜松市) (中区・東区・西区・南区・北区①)	2020年9月	81,000円	76,950円	DVD-R	枚
浜松市浜北区	2020年7月	21,000円	19,950円	DVD-R	枚

ご注文は FAX又はお電話にて承ります

(株)ゼンリン 浜松営業所  
浜松市東区藤ヶ瀬町1261

TEL: 053-422-6201  
FAX: 053-422-6207

担当

〒430-8652  
住所 浜松市中区元城町103-2

会社名 浜松市議会 市民クラブ 担当名様

電話番号 457-2496 FAX番号 457-2486

お支払い方法  お振込み(振込先: 静岡銀行)  
 納品時に現金支払(代引き)

本申し込みに記載されましたお客様の個人情報は、商品の発送や関連するアフターサービス、新商品、更新版、その他各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

78000 x 11 = 858000 円

20

NO E 3533954

ZENRIN

領 収 証

浜松市議会 市民 771 様

(金額の訂正は無効です)

2020年 8月25日

金額	百万	拾万	万	千	百	格	円
			8	5	8	0	0

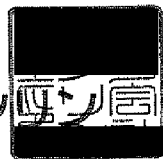
(内消費税及び地方消費税 7,800 円)

上記の金額正に領収いたしました。



浜松市中区1冊 その他 合計 6冊

株式会社 ゼンリン



- |                 |                  |                  |                  |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 札幌 011-271-0404 | 旭川 0166-23-2155  | 帯広 0155-21-6324  | 青森 017-777-6261  |
| 八戸 0178-43-3579 | 旭盛岡 019-622-7230 | 仙台 022-261-5917  | 秋田 018-862-7417  |
| 山形 023-647-7464 | 福島 024-523-4815  | 郡山 024-933-4111  | いわき 0246-26-1304 |
| 水戸 029-226-1566 | つくば 029-855-5717 | 宇都宮 028-635-7833 | 前橋 027-252-0600  |
| 大宮 048-642-4946 | 千葉 043-261-0043  | 松戸 047-344-7256  | 東京 03-5259-5020  |
| 立川 042-525-9931 | 千代田 045-478-0511 | 新潟 025-241-4555  | 長岡 0258-36-8676  |
| 甲府 055-252-9511 | 長野 026-263-3755  | 新潟 0263-28-5963  | 静岡 054-286-1417  |
| 浜松 053-422-6201 |                  |                  |                  |

担当者



納品書

20

No. F20070018454

浜松市議会  
市民クラブ 様  
お客様コードNO. [REDACTED]  
〒430-8652  
静岡県浜松市中区元城町103-2

2020年8月26日

株式会社 **ゼン**



浜松営業所  
〒435-0042  
静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1261  
TEL 053-422-6201  
FAX 053-422-6207

TEL: 0534572496

下記のとおり納品致しますのでご査収ください。

注文書番号 \_\_\_\_\_

合計金額 **¥56,760** (消費税等込み)

商品名	種別	消費税率 単価 (税抜)	数量	金額
浜松市中区 202007 (パインタータイプ) [22131010N]		10.00% 14,000	1	14,000
浜松市西区 202007 (パインタータイプ) [22133010N]		10.00% 14,000	1	14,000
浜松市北区1 202007 (パインタータイプ) [22135A10N]		10.00% 9,600	1	9,600
浜松市浜北区 202006 (パインタータイプ) [22136010N]		10.00% 14,000	1	14,000
**小計**				51,600

御買上金額	消費税	御買上合計金額	御入金額	御請求額
51,600	5,160	56,760	0	56,760

【備考】

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

納品書

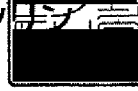
20

No. F20080003210

浜松市議会  
市民クラブ 様

お客様コードNO. [REDACTED]  
〒 430-8652  
静岡県浜松市中区元城町103-2

2020年8月25日

株式会社 **ゼン** 

浜松営業所  
〒435-0042  
静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1261  
TEL 053-422-6201  
FAX 053-422-6207

TEL: 0534572496

下記のとおり納品致しますのでご査収ください。

注文書番号 \_\_\_\_\_

合計金額 **¥29,040-** (消費税等込み)

商品名	種別	消費税率 単価 (税抜)	数量	金額
浜松市東区 202008 (ハンガータイプ) [22132010N]		10.00% 13,200	1	13,200
浜松市南区 202008 (ハンガータイプ) [22134010N]		10.00% 13,200	1	13,200
***小計***				26,400

御買上金額	消費税	御買上合計金額	御入金額	御請求額
26,400	2,640	29,040	0	29,040

【備考】

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

## 請求書

20

No. F20070018454

浜松市議会  
市民クラブ

様

お客様コードNO. [REDACTED]  
〒 430-8652  
静岡県浜松市中区元城町103-2

2020年8月25日

株式会社ゼンリン

浜松営業所  
〒435-0042  
静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1261  
TEL 053-422-6201  
FAX 053-422-6207

TEL: 0534572496

下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集 金 ・ 振 込
お支払い予定日	年 月 日

注文書番号

納品書番号

納品日付 検取日付

振込先銀行

静岡銀行 ささがせ支店 普通 0460160  
口座名義 株式会社ゼンリン浜松営業所  
お振込の際の振込手数料は貴社にてご負担願います。

合計金額 ¥56,760- (消費税等込み)

消費税率	伝票値引前金額	消費税金額	対象金額 (税込)
10.00%	51,600	5,160	56,760

商品名	種別	消費税率 単価 (税抜)	数量	金額
浜松市中区 202007(ﾊﾞｲﾝｸﾞｰﾀｲﾌﾟ)	[22131010N]	10.00% 14,000	1	14,000
浜松市西区 202007(ﾊﾞｲﾝｸﾞｰﾀｲﾌﾟ)	[22133010N]	10.00% 14,000	1	14,000
浜松市北区1 202007(ﾊﾞｲﾝｸﾞｰﾀｲﾌﾟ)	[22135A10N]	10.00% 9,600	1	9,600
浜松市浜北区 202006(ﾊﾞｲﾝｸﾞｰﾀｲﾌﾟ)	[22136010N]	10.00% 14,000	1	14,000
***小計***				51,600

御買上金額	消費税	御買上合計金額	御入金額	御請求額
51,600	5,160	56,760	0	56,760

【備考】

本伝票に記載されましたお客様の個人情報、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

請求書

20

No. F20080003210

浜松市議会  
市民クラブ 様  
お客様コードNO. [REDACTED]  
〒430-8652  
静岡県浜松市中区元城町103-2

2020年8月25日

株式会社 **ゼンリン**

浜松営業所  
〒435-0042  
静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1261  
TEL 053-422-6201  
FAX 053-422-6207

TEL: 0534572496

下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集 金 ・ 振 込
お支払い予定日	年 月 日

注文書番号  
納品書番号  
納品日付 検収日付

振込先銀行  
静岡銀行 ささがせ支店 普通 0460160  
口座名義 株式会社ゼンリン浜松営業所  
お振込の際の振込手数料は貴社にてご負担願います。

合計金額 **¥29,040-** (消費税等込み)

消費税率	伝票値引前金額	消費税金額	対象金額 (税込)
10.00%	26,400	2,640	29,040

商 品 名	種 別	消費税率 単価 (税抜)	数 量	金 額
浜松市東区 202008(ハイタータイプ) [22132010N]		10.00% 13,200	1	13,200
浜松市南区 202008(ハイタータイプ) [22134010N]		10.00% 13,200	1	13,200
***小 計***				26,400

御買上金額	消費税	御買上合計金額	御入金額	御請求額
26,400	2,640	29,040	0	29,040

【備考】

[REDACTED]

本伝票に記載されましたお客様の個人情報、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。